

酒々井町国民保護計画

令和4年5月

酒々井町

目 次

第1編 総 論	1
第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等	1
1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ	1
2 町国民保護計画の構成	2
3 町国民保護計画の見直し、変更手続	2
第2章 国民保護措置に関する基本方針	3
1 基本的人権の尊重	3
2 国民の権利利益の迅速な救済	3
3 国民に対する情報提供	3
4 関係機関相互の連携協力の確保	3
5 国民の協力	4
6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重	4
7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施	4
8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	4
第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等	5
1 国民保護措置の全体の仕組み	5
2 町の事務	6
第4章 町の地理的、社会的特徴	7
1 位 置	7
2 地 形	7
3 気 候	8
4 人口分布	8
5 交 通	8
第5章 町国民保護計画が対象とする事態	9
1 武力攻撃事態	9
2 緊急処理事態	10
第2編 平素からの備えや予防	11
第1章 組織・体制の整備等	11
第1 町における組織・体制の整備	11
1 町の各課（局・所）における平素の業務	11
2 町職員の参集基準等	14
3 消防機関の体制	16
4 国民の権利利益の救済に係る手続等	16
第2 関係機関との連携体制の整備	18
1 基本的考え方	18
2 県との連携	18

3	近隣市町村との連携	19
4	指定公共機関等との連携	20
5	ボランティア団体等に対する支援	20
第3	通信の確保	21
第4	情報収集・提供等の体制整備	23
1	基本的考え方	23
2	警報等の伝達に必要な準備	23
3	安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備	24
4	被災情報の収集・報告に必要な準備	26
第5	研修及び訓練	27
1	研修	27
2	訓練	27
第2章	避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	29
1	避難に関する基本的事項	29
2	避難実施要領のパターンの策定	30
3	救援に関する基本的事項	30
4	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	30
5	避難施設の指定への協力	31
6	生活関連等施設の把握等	31
第3章	物資及び資材の備蓄、整備	33
1	町における備蓄	33
2	町が管理する施設及び設備の整備及び点検等	34
第4章	要配慮者の支援体制の整備	35
1	要配慮者に関する配慮	35
2	社会福祉施設等における備え	35
3	児童生徒等の避難時の配慮	35
4	外国人に対する配慮	35
第5章	国民保護に関する啓発	36
1	国民保護措置に関する啓発	36
2	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	36
第3編	武力攻撃事態等への対処	37
第1章	初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	37
1	事態認定前における国民保護等連絡室の設置及び初動措置	37
2	武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応	40
第2章	町国民保護対策本部の設置等	41
1	町対策本部の設置	41
2	通信の確保	48
第3章	関係機関相互の連携	49
1	国・県の対策本部との連携	49
2	県、指定行政機関又は指定地方行政機関等への措置要請等	49

3	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	50
4	他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託	50
5	指定行政機関等に対する職員の派遣要請	51
6	町を行う応援等	51
7	ボランティア団体等に対する支援等	52
8	住民への協力要請	52
第4章	警報の伝達及び住民の避難誘導	53
第1	警報の伝達等	53
1	警報の伝達等	53
2	警報の内容の伝達	54
3	緊急通報の伝達及び通知	54
第2	避難住民の誘導等	55
1	避難の指示の通知・伝達	55
2	避難実施要領の策定	56
3	避難住民の誘導	60
4	避難に当たって配慮する事項	63
第5章	救 援	67
1	救援の実施	67
2	関係機関との連携	67
3	救援の内容	68
4	医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項	73
第6章	安否情報の収集・提供	75
1	安否情報の収集	75
2	県に対する報告	76
3	安否情報の照会に対する回答	76
4	日本赤十字社に対する協力	77
第7章	武力攻撃災害への対処	78
第1	武力攻撃災害への対処	78
1	武力攻撃災害への対処の基本的考え方	78
2	武力攻撃災害の兆候の通報	78
第2	応急措置等	79
1	退避の指示	79
2	警戒区域の設定	80
3	応急公用負担等	81
4	消防に関する措置等	81
第3	生活関連等施設における災害への対処等	84
1	生活関連等施設の安全確保	84
2	危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除	84
第4	NBC攻撃による災害への対処等	86

1	NBC攻撃による災害への対処	86
2	汚染原因に応じた対応	88
第8章	被災情報の収集及び報告	89
1	被災情報の収集	89
2	被災情報の報告	89
第9章	保健衛生の確保その他の措置	90
1	保健衛生の確保	90
2	廃棄物の処理	91
第10章	国民生活の安定に関する措置	92
1	生活関連物資等の価格安定	92
2	避難住民等の生活安定等	92
3	生活基盤等の確保	92
第11章	特殊標章等の交付及び管理	93
1	特殊標章等	93
2	特殊標章等の交付及び管理	94
3	特殊標章等に係る普及啓発	94
第4編	緊急処理事態への備えと対処	95
第1章	総論	95
第1	基本的考え方	95
第2	事態想定ごとの被害概要	95
1	攻撃対象施設等による分類	95
2	攻撃手段による分類	96
第3	平素からの備え	98
1	関係機関との連携	98
2	町が管理する公共施設における警戒	98
3	対処マニュアル等の整備及び留意点	98
4	成田空港における備え	98
第2章	緊急処理事態への対処	99
第1	事態認定前の対処	99
1	情報連絡体制	99
2	国民保護等連絡室の設置	99
3	国の指定による町緊急処理事態対策本部に移行する場合の調整	100
第2	町対策本部の設置の手順等	100
第3	関係機関相互の連携と主な役割	101
1	初動時における連携の基本モデルと主な役割	101
2	使用物質別の相互連携モデルと主な役割	103
第4	緊急処理事態への対処上の留意点	111
1	緊急処理事態における警報の通知及び伝達	111
2	赤十字標章等の標章の取扱い	111
3	国民経済上の措置の取扱い	111

4	重要施設に係わる緊急処理事態における災害への対処	111
第5編	復旧等	112
第1章	応急の復旧	112
1	基本的考え方	112
2	公共的施設の応急の復旧	112
第2章	武力攻撃災害等の復旧	113
1	国における所要の法制の整備等	113
2	町が管理する施設及び整備の復旧	113
第3章	国民保護措置に要した費用の支弁等	113
1	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	113
2	損失補償及び損害補償	113
3	総合調整及び指示に係る損失の補てん	115
4	その他の国民保護措置等に要した費用の支弁等	115
5	他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁	115

資料編

第1編 総論

第1章 町の責務、計画の位置づけ、構成等

町は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、町の責務を明らかにするとともに、町の国民の保護に関する計画（以下「町国民保護計画」という。）の趣旨、構成等について定める。

1 町の責務及び町国民保護計画の位置づけ

(1) 町の責務

町（町長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態（以下「武力攻撃事態等」という。）において、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年6月18日法律第112号）（以下「国民保護法」という。）」及び「国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）」に基づき、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、町の区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する責務を有する。

(2) 酒々井町国民保護計画の位置づけ

町は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定及び「千葉県国民保護計画（以下「県国民保護計画」という。）」に基づき、町国民保護計画を作成する。

(3) 町国民保護計画に定める事項

この計画においては、町の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項及び「緊急対処事態における国民保護措置に相当する措置（以下「緊急対処保護措置」という。）」に関する事項等必要な事項を定める。

2 町国民保護計画の構成

町国民保護計画は、以下の各編により構成する。

- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備え
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 緊急対処事態への対処
- 第5編 復旧等
- 資料編

3 町国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 町国民保護計画の見直し

町国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

見直しに当たっては、酒々井町国民保護協議会（以下「町国民保護協議会」という。）の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

(2) 町国民保護計画の変更手続

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、町国民保護協議会に諮問の上、千葉県知事（以下「知事」という。）と協議を行い、町議会に報告し、公表するものとする。ただし、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）」で定める軽微な変更については、町国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。

第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

1 基本的人権の尊重

町は、国民保護措置の実施に当たり、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、救援のための物資の収用及び保管命令、救援のための土地、家屋及び物資の使用及び警戒区域の設定による退去命令等の実施に際し、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

2 国民の権利利益の迅速な救済

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続きを、できる限り迅速に処理するよう努める。

このため、町は、これらの手続きを担当する課（局・所）を定めるなど必要な処理体制を確保するとともに、手続きに関連する文書を、酒々井町文書管理規程（平成13年酒々井町訓令第2号）の定めるところにより、適切に保存することとする。

また、町は、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等配慮を払う。

3 国民に対する情報提供

町は、武力攻撃事態等において、住民に対し、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報などの国民保護措置に関する正確な情報を、適時かつ適切な方法で提供する。

このため、あらゆる広報手段を活用するものとし、特に高齢者、障害者、外国人その他の情報伝達に際し支援を要する者に対しても、確実に情報を伝達できるよう、必要な体制の整備に努めるものとする。

なお、指定地方公共機関は、それぞれの広報手段を活用して、国民に迅速に国民保護措置に関する情報を提供するよう努めることとされている。

4 関係機関相互の連携協力の確保

町は、国、千葉県（以下「県」という。）、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と国民保護措置に関し、防災のための連携体制を踏まえ、広域に渡る避難や、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）による攻撃による災害に対応するための物資及び資機材の提供など武力攻撃事態等において特有の事項にも対応できるよう、平素から相互の連携体制の整備に努める。

5 国民の協力

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、住民に対し、避難誘導に必要な援助、救援に必要な援助、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施に必要な援助について協力を要請する。この場合において、住民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとされていることにかんがみ、町は、住民への協力要請に当たっては、強制しないよう配慮する。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化及びボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、公正かつ中立な活動が行われていること等その特性にかんがみ、その自主性を尊重する。

また、町は、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由特に配慮する。

指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施

町は、国民保護措置の実施に当たっては、警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援などについて、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）及び旅行者等について留意する。

また、町は、国民保護措置を実施するに当たっては、外国人の安否情報の収集・提供、赤十字標章や特殊標章等の交付などについて、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

町は、町並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する町の区域に係る国民保護措置についてその内容に応じ、国及び県から入手した情報、武力攻撃災害の状況その他必要な情報の提供を行うほか、緊急時の連絡及び応援の体制を確立すること等により、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

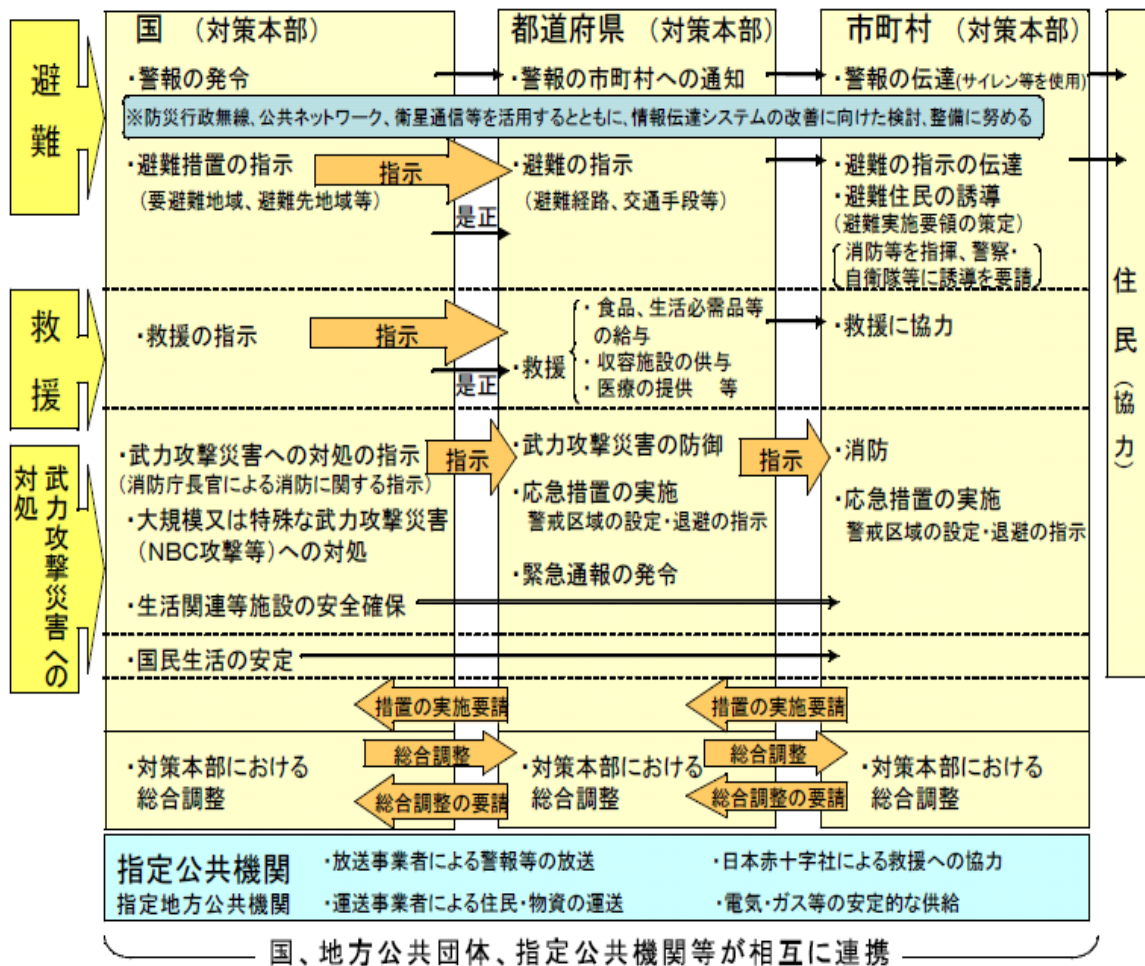
また、町は、国民保護措置の実施に関し町民に協力を要請する場合には、協力する者に対し、協力を的確かつ安全に実施するため、必要な情報を十分に提供すること等により、安全の確保に十分に配慮する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり、関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における町の役割を確認するとともに、関係機関の連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

1 国民保護措置の全体の仕組み

国民の保護に関する措置の仕組み



2 町の事務

機関の名称	事務又は業務の大綱
町	<ol style="list-style-type: none"> 1 町国民保護計画の作成 2 町国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護等連絡室及び国民保護（緊急対処事態）対策本部の設置、運営 4 必要により、現地対策本部及び現地調整所の設置、運営 5 組織の整備、訓練 6 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理及び被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 武力攻撃災害等の復旧に関する措置の実施

※ 関係機関の連絡先 【資料編参照】

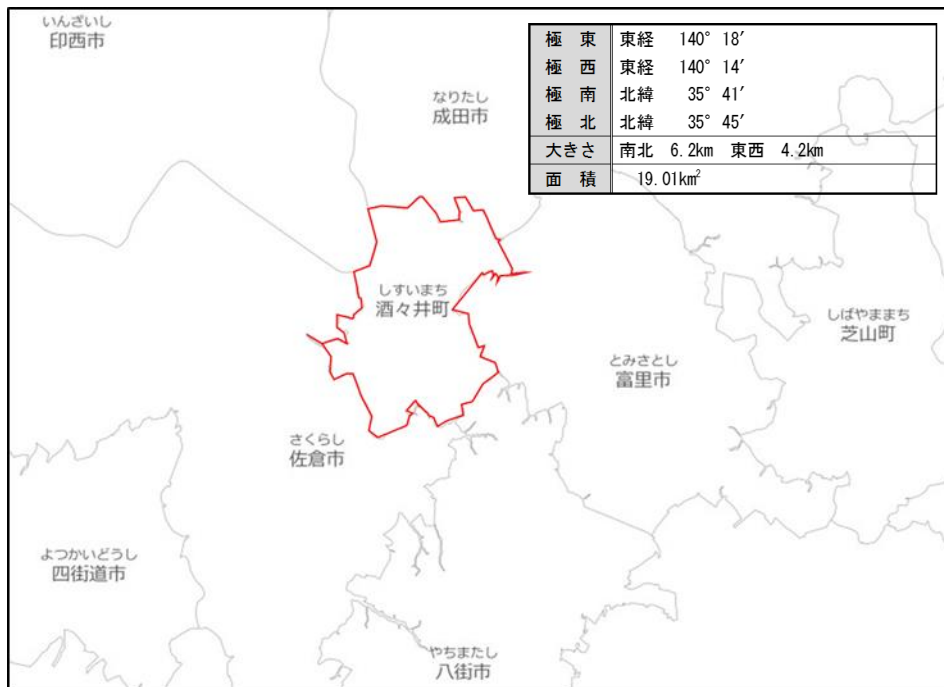
第4章 町の地理的、社会的特徴

町は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、町の区域の地理的、社会的特性等の把握に努め、その特性に応じた措置が行えるよう努めるものとする。

1 位置

町は、房総半島の北部にあつて、北総台地のほぼ中央に位置し、北を成田市、東を八街市・富里市、南及び西は佐倉市に、北西部は印旛沼をはさんで印西市に接している。

■町の地勢



2 地形

町の地形は、下総台地とこれを刻む樹枝状の谷（谷津）、印旛沼周辺の低地及び人工地形によって構成されている。

低地(谷津)は、町の北部では北側から北西に開き、印旛沼に向かっている。町の南部の谷は高崎川となり、富里市から町域を横切って西へ流れ、谷津の水田等を形成しながら、佐倉市を経て印旛沼に注いでいる。印旛沼に続く町の北西部は、干拓地で作られた水田となっており、台地との境である京成酒々井駅付近に自然堤防が形成されている。

町の中心部であるJR酒々井駅周辺には、もとの地形を改変して住宅団地等が形成されている。

標高は、0.3メートル（印旛沼に続く低地水田）から38メートル（台地部分：飯積地区）であり、台地と低地の境には斜面が分布し、これらの一部は急傾斜地のために、風雨、地震等の影響を受けやすい箇所となっている。

3 気 候

町は、気候較差（寒暖の差）が大きくなるなどの内陸性気候の特性がみられる。年間降水量の平年値は、北部では1,400～1,600ミリメートル程度である。一方風については、秋から冬にかけては北西風に、春から夏にかけては南西風に支配されることが多いが、夏から秋にかけて北東風の頻度も高くなる。また風速においては、一般に風が強く、冬の季節風以外でも、台風や低気圧又は寒冷前線の接近・通過の際には強風（突風）の吹くことが多い。

4 人口分布

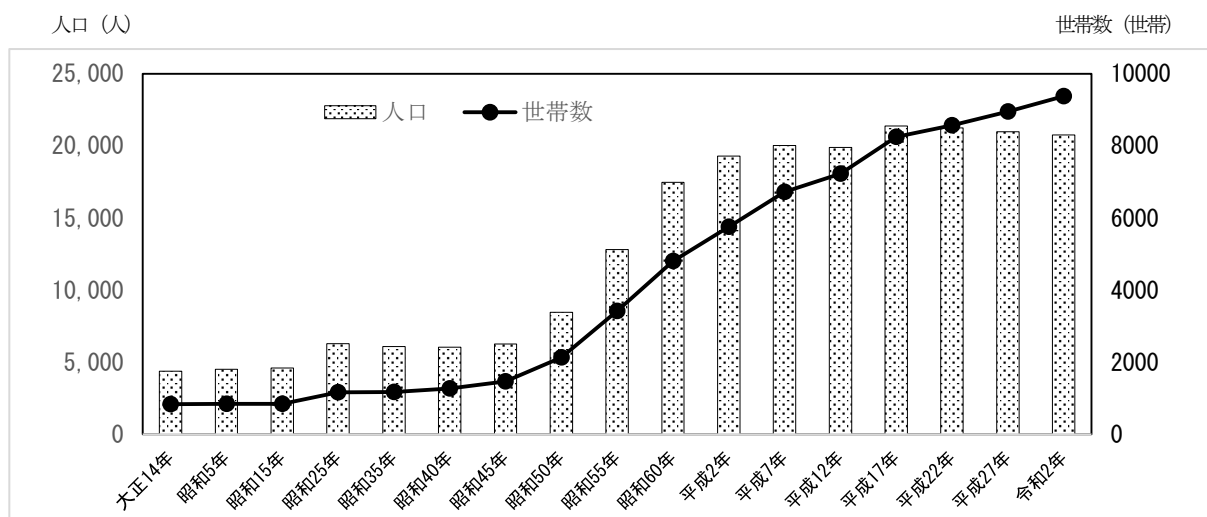
町の人口及び世帯数は、令和2年10月1日現在、20,745人、9,375世帯である。

人口の推移は、昭和40年から増加し平成7年に20,019人と2万人の大台を超えた後、平成12年に減少したが、ふじき野地区の住宅開発などにより平成17年には再び増加し、21,385人となった。しかし、その後令和2年まで減少傾向が続いている。

それに対し、世帯数は令和2年に至るまで一貫して増加傾向を示している。

■人口、世帯数の推移

[国勢調査、各年10月1日現在]



5 交通

町は、県東部、千葉市、東京方面にアクセスしやすい交通の要衝である。

成田国際空港の10キロメートル圏内に位置し、鉄道は、3線4駅、JR酒々井駅（成田線）、JR南酒々井駅（総武本線）、京成酒々井駅、京成宗吾参道駅があり、道路も国道51号、296号が交差しているほか、県道が3路線、さらに東関東自動車道が町南部地域を通過しており、平成25年には酒々井インターチェンジが開設された。

第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画においては、以下のとおり、基本指針及び県国民保護計画において想定する武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

1 武力攻撃事態

町は、武力攻撃事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定する以下に掲げる4類型を対象とする。

類 型	特 徴	留意点
着上陸侵攻	事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要	一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に及ぶことを想定
ゲリラや特殊部隊による攻撃	事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定	攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施
弾道ミサイル攻撃	発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難で、発射後極めて短時間で着弾	迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要であり、地下又は堅ろうな建物内への避難が中心
航空攻撃	航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難	地下又は堅ろうな建物内への避難等を広範囲に指示することが必要

※ 特殊な対応が必要となるNBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃をいう。以下同じ。）の特徴等については、基本指針に記述されている。

2 緊急処理事態

町は、緊急処理事態として、基本指針及び県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。

分類	類 型	事態例
攻撃対象施設等	危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破 ・危険物積載船への攻撃 ・ダム破壊 ・原子力事業所等の破壊
	多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破 ・列車等の爆破 ・政治経済活動の中核（官公庁、議会、金融市場、交通施設、空港、トンネル、電力施設、通信施設等）に対する攻撃
攻撃手段	多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボム（爆薬と放射性物質を組み合わせたもの）等の爆発による放射能の拡散 ・炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布 ・水源地に対する放射性物質、毒素等の混入
	破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

※ 上記の事態例の特徴等については、基本指針に記述されている。

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 町における組織・体制の整備

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図るため、以下のとおり、各課（局・所）の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 町の各課（局・所）における平素の業務

町の各課（局・所）は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

(1) 町の各課（局・所）における平素の業務

課等名	平素の業務
総務課 会計室	<ul style="list-style-type: none">・町国民保護協議会の運営に関する事。・町国民保護計画の見直しに関する事。・避難施設に関する事。・備蓄物資に関する事。・非常通信体制の整備に関する事。・国民保護に係る研修及び訓練に関する事。・特殊標章等の交付体制に関する事。・国民保護に関する各課等及び機関の調整に関する事。・国民保護等連絡室、国民保護、若しくは緊急対処事態対策本部（以下「町対策本部」という。）の設置及び運営に関する事。・現地対策本部及び現地調整所の設置及び運営に関する事。・警報の内容の伝達及び緊急通報の内容の伝達に関する事。・武力攻撃災害時に係る会計事務に関する事。・その他各課（局・所）に属しない武力攻撃災害対応体制の整備に関する事。
企画財政課	<ul style="list-style-type: none">・避難者、物資等の輸送体制の整備に関する事。・県内鉄道及び路線バスに関する事。・報道機関との調整及び広報に関する事。・その他企画財政課における武力攻撃災害対応体制の整備に関する事。

課等名	平素の業務
税務住民課	<ul style="list-style-type: none"> ・安否情報及び被災情報の収集体制の整備に関する事。 ・その他税務住民課における武力攻撃災害体制の整備に関する事。
健康福祉課	<ul style="list-style-type: none"> ・避難行動要支援者の安全確保及び支援体制の整備に関する事。 ・死体の処理並びに埋葬及び火葬に関する事。 ・医療、医薬品等の供給体制の整備に関する事。 ・その他健康福祉課における武力攻撃災害対応体制の整備に関する事。
経済環境課 農業委員会 事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資に関する事。 ・廃棄物処理に関する事。 ・農林水産業施設等の災害対応体制の整備に関する事。 ・危険物質の保安対策に関する事。 ・その他経済環境課における武力攻撃災害対応体制の整備に関する事。
まちづくり課	<ul style="list-style-type: none"> ・道路、橋梁に関する事。 ・河川に関する事。 ・公園施設に関する事。 ・その他まちづくり課における武力攻撃災害対応体制の整備に関する事。
上下水道課	<ul style="list-style-type: none"> ・町営水道に関する事。 ・下水道施設に関する事。 ・武力攻撃災害時に係る飲料水の確保、供給に関する事。 ・その他上下水道課における武力攻撃災害対応体制の整備に関する事。
住民協働課	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会等への応援協力要請及び連絡調整に関する事。 ・その他住民協働課における武力攻撃災害対応体制の整備に関する事。

課等名	平素の業務
こども課	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の安全、避難等に関すること。 ・学校、教育施設の確保、調達に関すること。 ・その他こども課における武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。
学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の安全、避難等に関すること。 ・学用品等の確保、調達に関すること。 ・その他学校教育課における武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。
生涯学習課	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保護に関すること。 ・文教施設の確保、調達に関すること。 ・その他生涯学習課における武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。
議会事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・議会事務局における武力攻撃災害対応体制の整備に関すること。

- (2) 国民保護に関する業務の総括、各課等間の調整、企画立案等については、総務課長（国民保護担当責任者）監督のもと、総務課危機管理室が行う。

2 町職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な参集体制の整備

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に参集できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

町は、武力攻撃事態等が発生し、又はおそれがある場合において、事態の推移に応じて速やかに対応するため、佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部（以下「消防組合」という。）との連携を図りつつ総務課危機管理室職員を配置して、常時町長及び関係職員に連絡が取れる24時間即応体制を確保する。

(3) 町の体制及び職員の参集基準等

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

ア 職員参集基準

体 制	参 集 基 準
① 情報収集体制	酒々井町地域防災計画（以下「防災計画」という。）における震災対策の配置基準の情報収集体制に準ずる。（総務課長、総務課危機管理室）
② 国民保護等連絡室体制	防災計画における風水害対策の配置基準の非常体制第1配備に準ずる。 （町長、副町長、教育長、各課（局・所）長、各課（局・所）長の指定する者）
③ 町国民保護（緊急対処事態）対策本部体制	全職員

(ア) 情報収集体制は、総務課長が設置し、速やかに町長に報告する。

(イ) 国民保護等連絡室体制は、町長が設置する。

(ウ) 町対策本部体制は、内閣総理大臣の指定に基づき町長が設置する。

イ 事態の状況に応じた初動体制

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	情報収集及び連絡調整等の対応が必要な場合		①
	社会情勢及び現場等からの情報により、多数の死傷者の発生や建物が爆発するなど国における武力攻撃事態等の可能性のある事案に関する情報を把握した場合		②
事態認定後	町対策本部設置の指定がない場合	情報収集及び連絡調整等の対応が必要な場合	①
		現場等からの情報により、多数の死傷者の発生や建物が爆発するなど国における武力攻撃事態等の可能性のある事案に関する情報を把握した場合	②
	内閣総理大臣から、町対策本部設置の指定を受けた場合		③

※ 事態の状況により、事態認定前、若しくは事態認定後に内閣総理大臣から、市町村対策本部設置の指定がない場合に、全庁的な対応が必要な場合は、災害対策基本法に基づき、防災計画に定める災害対策本部を設置することがある。

(4) 職員等への連絡手段の確保

町の職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・職員参集メール等による連絡手段を確保する。

(5) 職員等の参集が困難な場合の対応

町の職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合は、事態の状況に応じ、職員自らの参集手段を確保するとともに、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくものとする。なお、町国民保護（緊急対処事態）対策本部長（以下「町対策本部長」という。）、町国民保護（緊急対処事態）対策副本部長（以下「町対策副本部長」という。）の代替職員については、以下のとおりとする。

○ 町対策本部長及び町対策副本部長代替職員

代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位以降)
副町長	教育長	第3順位を総務課長とし、以下「酒々井町長の職務を代理する吏員の順序を定める規則（昭和52年規則第3号）」に定める順序による

※ 町対策副本部長は副町長、教育長とし、代替職員は本部長の例にならう。

※ 町対策本部員（災害対策本部員と同じ構成とする。）の代替職員は、各本部員があらかじめ指定しておくものとする。

(6) 職員の服務基準

町は、体制ごとに、参集した職員の行うべき事務分掌を定める。

(7) 交代要員等の確保

町は、町対策本部を設置した場合は、酒々井町業務継続計画（自然災害編）等防災に関する体制を活用しつつ、その機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

ア 交代要員の確保その他職員の配置

イ 食料、燃料等の備蓄

ウ 自家発電設備の確保

エ 仮眠設備等の確保 等

3 消防機関の体制

(1) 消防組合との協力体制

消防組合に対し、国民保護措置における初動体制について町に通知するよう要請する。その際、町は、消防組合の初動体制を踏まえ、緊密な連携を図り、協力体制の整備を図る。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

町は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供及び施設設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、町は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団の参加を要請する。

さらに、町職員及び消防組合の参集基準を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

町は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て、又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、住民からの問い合わせに対応するため、防災計画に準じた総合窓口を開設し、手続項目ごとに、担当課が処理するものとする。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

○ 国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧

損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの。 (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)	
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

町は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、酒々井町文書管理規程等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

町は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して、不服申立て又は訴訟が提起されている場合は、その保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

町は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関と相互に連携協力するため、以下のとおり、関係機関との連携体制の整備について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

町は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災の連携体制を活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

町は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

町は、避難、救援等の個別の課題に関して、関係機関との意見交換の場を設け、関係機関の意思疎通を図り、人的ネットワークを構築する。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

町は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

町は、警報の内容、経路や運送手段等の避難及び救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 町国民保護計画の県への協議

町は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と町の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 佐倉警察署との連携

町は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関

する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、佐倉警察署と必要な連携を図る。

(5) 自衛隊の部隊等の派遣要請等

ア 町は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする（国民保護等派遣）。

要請を行う場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行うものとする。

ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電話その他の通信手段により行うものとする。

(ア) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容※

(エ) その他参考となるべき事項

※ 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は次のとおり。

① 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握等）

② 避難住民等の救援（食品の給与及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）

③ 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）

④ 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

イ 町は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により町域に出動した部隊とも、町対策本部の連絡員等と連携して緊密な意思疎通を図るものとする。

ウ 町は、町域において国民保護等派遣を必要とするような状況が生じている場合において、知事による国民保護等派遣の要請が迅速に行われない場合その他国民保護措置を円滑に実施するため特に必要があると判断するときは、知事に対し、国民保護等派遣の要請を行うよう求めるものとする。

オ 町は、通信の途絶等により、知事に対し、国民保護等派遣の要請をするよう求めることができない場合において、特に必要があると判断するときは、その旨及び国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認める事項を防衛大臣に連絡するものとする。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

町は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

町は、消防組合に対し、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行い、消防機関相互の連携を図るよう要請する。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を把握し、相互応援体制の整備を図るよう求める。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

町は、町の区域を管轄する指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

町は、武力攻撃事態等発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防組合とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに、平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

(3) 関係機関との協定の締結等

町は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の輸送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、町は、町の区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織及び自治会等のリーダー等に対する研修等を行い、国民保護措置の周知及び自主防災組織等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災組織等相互、消防団及び町等との間の連携が図られるよう配慮する。また、防災に関する訓練等との有機的な連携を図りつつ国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織等が行う消火、救助、救援等のための施設設備の充実を図る。

(2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援

町は、防災の連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3 通信の確保

町は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、非常通信体制の整備等による通信の確保について、以下のとおり定める。

(1) 非常通信体制の整備

町は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合において、有線通信システム・無線通信システムの一体的運用及び地域における通信連絡組織等により武力攻撃災害時における通信連絡機能の維持を図るため、非常通信協議会（※）との連携にも十分配慮するものとする。

※ 非常通信協議会

電波法第74条第1項に規定される非常の場合の無線通信の円滑な運用を目的とした団体で、非常通信の運用計画の策定や非常通信訓練の実施などを行っている。

(2) 非常通信体制の確保

町は、武力攻撃災害発生時において情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルート多重化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、防災体制を活用し、情報収集、連絡体制の整備に努める。

このため、武力攻撃事態等における警報の伝達等に必要となる緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び同報系（※）その他の防災行政無線の的確な整備・運用に努め、県に準じて通信体制の整備等通信の確保に努める。

※ 同報系の防災行政無線

町役場と屋外拡声器や戸別受信機を結び、地域住民へ災害情報などを伝達する無線システム

(3) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

町は、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行うものとする。

施設・設備面	<ul style="list-style-type: none"> ・非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多重化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> ・無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・国民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障害者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4 情報収集・提供等の体制整備

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告及び安否情報の収集・整理等を行うため必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

町は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意するものとする。

(3) 情報の共有

町は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、整理及び更新に努めるとともに、関係機関に円滑に利用されるよう、情報セキュリティに留意しデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

町は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係機関への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係機関に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員児童委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、要配慮者に対する伝達に留意する。（その際、民生委員児童委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、協力体制を確立する。）

(2) 防災行政無線の整備

町は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備・運用に努める。

(3) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備

町は、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、住民に迅速かつ確実に伝達するため、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を整備・運用に努める。

(4) 佐倉警察署との連携

町は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達を的確かつ迅速に行うため、佐倉警察署との協力体制を構築する。

(5) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号。国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(6) 要配慮者利用施設等に対する警報の伝達のための準備

町は、警報の伝達を行うにあたり、町の区域内に所在する保育園、幼稚園、学校、病院及び社会福祉施設等（以下「要配慮者利用施設」という。）、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担についてあらかじめ定める。

(7) 民間事業者からの協力の確保

町は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集及び報告

ア 町は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民の安否情報の収集に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び第2号により、安否情報を収集する。

ただし、やむを得ない場合は、町長が適当と認める方法によることができる。

イ 町は、住民の安否情報の報告に関して、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要な事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールにて県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話での報告を行う。

※ 安否情報システム

武力攻撃事態等が発生した際に、被災住民の安否情報を収集・整理・提供するLGWAN回線を使用した総務省消防庁の情報照会システム。国民保護法に基づいて整備され、平成20年に運用を開始し、災害対応にも運用される。市区町村にて各地域の避難所、病院、

警察署から安否情報を収集・整理し、都道府県に報告する。都道府県は市区町村からの報告内容を整理し、総務省消防庁に報告を行う。

国民は、行政の窓口にて安否情報の照会を行い、回答を得ることができる。

ウ 安否情報の収集・報告については、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び酒々井町個人情報保護条例（平成16年12月20日条例第11号）の規定に基づき、住民の個人情報の取扱いに留意するものとする。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 避難住民・負傷住民（様式第1号）<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所（郵便番号を含む。）⑥ 国籍⑦ その他個人を識別するための情報⑧ 負傷（疾病）の該当⑨ 負傷又は疾病の状況⑩ 現在の居所⑪ 連絡先その他必要情報⑫ 親族、同居者、知人及び第3者からの照会に対する同意2 死亡住民（様式第2号項目）<ol style="list-style-type: none">① 氏名② フリガナ③ 出生の年月日④ 男女の別⑤ 住所（郵便番号を含む。）⑥ 国籍⑦ その他個人を識別するための情報⑧ 死亡の日時、場所及び状況⑨ 遺体が安置されている場所⑩ 連絡先その他必要情報⑪ 親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する同意 |
|---|

(2) 安否情報収集のための体制整備

町は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、町の安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

- (3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握
被災情報の報告様式

- (4) 担当者の育成

町は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

- (1) 情報収集・連絡体制の整備

町は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

また、被災情報の収集・報告については、個人情報保護法及び酒々井町個人情報保護条例の規定に基づき、被災者の個人情報の取扱いに留意するものとする。

年 月 日に発生した〇〇〇による被害 (第 報)							
						年 月 日 時 分	
						酒 々 井 町	
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所 (又は地域)							
(1) 発生日時 年 月 日							
(2) 発生場所 酒々井町 丁目 番号 (北緯 度、東経 度)							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行 方 不明者	負傷者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	
酒々井町							
※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入							
市町村名	年月日	性 別	年 齢	概 況			

- (2) 担当者の育成

町は、情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等必要な知識や理解を得るため研修や訓練を実施し担当者の育成に努める。

第5 研修及び訓練

町職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める。このため、町における研修及び訓練について、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

町は、国民保護措置の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修センター及び県消防学校等の研修機関の研修等を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

町は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、オンライン研修等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

※ 内閣官房国民保護ポータルサイト

<https://www.kokuminhogo.go.jp/>

※ 総務省消防庁ホームページ

<https://www.fdma.go.jp/>

(3) 外部有識者等による研修

町は、職員等の研修の実施に当たっては、県、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材について積極的に活用する。

2 訓練

(1) 町の訓練の実施

町は、近隣市町村、県、国等関係機関と協同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、佐倉警察署、自衛隊等との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密

集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ア 町対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び町対策本部設置運営訓練
- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練を有機的に連携させる。

イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会、自主防災組織の協力を求めるとともに、特に要配慮者への的確な対応が図られるよう留意する。

ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。

エ 町は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、国民保護措置の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。

オ 町は、県と連携し、要配慮者利用施設、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、防災計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。

カ 町は、佐倉警察署と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

町は、迅速に避難住民の誘導を行うため、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

○ 町対策本部の収集・整理すべき基礎的資料【資料編参照】

- 酒々井町の住宅地図
- 町内の道路網図
- 輸送力のリスト
- 避難施設のリスト
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定先一覧
- 避難行動要支援者名簿（※）及び避難行動要支援者個別避難計画（※）

(2) 隣接市町村との連携の確保

町は、町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 要配慮者への配慮

町は、避難住民の誘導に当たっては、自ら避難することが困難な要配慮者の避難について、防災の体制に準じ、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者個別避難計画を活用しつつ、要配慮者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時に、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「要配慮者支援班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※ 避難行動要支援者名簿は、災害対策基本法第49条の10において作成を義務づけられており、避難行動要支援者の氏名や生年月日、住所、避難支援等を必要とする事由等を記載又は記録するものとされている。

※ 避難行動要支援者個別避難計画は、災害対策基本法第49条の14において作成に努める

ものとされており、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画を定めるものとされている。

※ 災害発生時に避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、町は、避難行動要支援者及び避難行動要支援者個別避難計画の情報について、地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（避難支援等関係者）に提供することが求められている。

(4) 民間事業者からの協力の確保

町は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力が得られるよう、平素から、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

町は、学校や大規模な事業所の避難に際し、時間的な余裕がない場合においては、学校や事業所単位等で集団で避難すること等、平素から、各学校、事業所における避難実施要領について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

町は、教育委員会など町の各執行機関、消防組合、佐倉警察署及び自衛隊等の関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、国民保護事案として想定される事態の類型、規模や方法に伴う避難の形態ごとの、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

3 救援に関する基本的事項

(1) 県との調整

町は、県から救援の一部の事務を町が行う場合や、町が県の行う救援を補助する場合は、町の行う救援の活動内容や県との役割分担等について、あらかじめ県と調整しておく。

(2) 基礎的資料の準備等

町は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、手続き等に関する関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

町は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の輸送を実施する体制の整備に努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

町は、県が保有する住民の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有

する。

【県と共有する県が保有する輸送力・輸送施設の情報】

1 輸送力に関する情報

- (1) 保有車両等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
- (2) 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法等

2 輸送施設に関する情報

- (1) 道路(路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先等)
- (2) 鉄道(路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先等)
- (3) 港湾(港湾名、係留施設数、管理者の連絡先等)
- (4) 飛行場(飛行場名、滑走路の本数、管理者の連絡先等)

(2) 運送経路の把握等

町は、武力攻撃事態等における避難住民や緊急物資の輸送を円滑に行うため、県が保有する町の区域に係る運送経路の情報を共有する。

5 避難施設の指定への協力

町は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

町は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

6 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

町は、町の区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、町は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」(平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付内閣参事官通知)に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施について定める。

○ 生活関連等施設の種類及び所管省庁

国民保護 法施行令	各号	施 設 の 種 類	所管省庁名
第27条	1号	発電所、変電所	経済産業省
	2号	ガス工作物	
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備	
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	
	9号	ダム	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物	総務省消防庁
	2号	毒劇物（毒物及び劇物取締法）	厚生労働省
	3号	火薬類	経済産業省
	4号	高压ガス	
	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会
	6号	核原料物質	
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	
	8号	毒劇薬（薬事法）	厚生労働省 農林水産省
	9号	電気工作物内の高压ガス	経済産業省
	10号	生物剤、毒素	各省庁 （主務大臣）
	11号	毒性物質	経済産業省

(2) 町が管理する公共施設等における警戒

町は、公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応を考慮して、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この際、佐倉警察署等との連携を図る。

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

町が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 町における備蓄

(1) 防災備蓄品との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材は、防災備蓄品と共通することから、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄を兼ねるとともに、その把握に努め、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材は、調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材（※）

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服、放射線測定装置等の資機材安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等は、必要に応じて、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、町は、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

※ 国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具等

(3) 県等との連携

町は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

(4) 平素からの住民自らの備蓄について

県及び町が備蓄している物資や資材のみでは限界があるため、町は県と協力しつつ、住民が平素から自ら備蓄をするよう啓発活動を行う。

2 町が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

町は、国民保護措置の実施に当たり、町が管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

町が管理する上下水道施設等の施設について、防災体制を活用し、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性等の確保に努めるものとし、また事業者のライフライン施設の被害状況の把握や緊急時の供給方法等について、あらかじめ具体的な検討を行うものとする。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

町は、武力攻撃災害による被害の復旧の確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用し整備し、その適切な保存を図り、バックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 要配慮者の支援体制の整備

高齢者、障害者、乳幼児及び外国人といった要配慮者は、武力攻撃事態の際は自ら避難することが困難、又は障害が生じることがあるため、要配慮者に対する避難、救援、情報伝達などの体制の整備について、以下のとおり定める。

1 要配慮者に関する配慮

町は県と協力し、要配慮者について、次のとおり配慮するものとする。

- (1) 要配慮者の安否確認及び必要な支援の内容の把握
- (2) 生活支援のための人材確保
- (3) 要配慮者の実情に応じた情報の提供
- (4) 粉ミルクや柔らかい食品など特別な食材を必要とする者に対する当該食品の確保及び提供
- (5) 病状あるいは障害の状況等に応じた介助用品または補装具の確保又は提供
- (6) 避難施設、又は居宅への必要な資機材の設置配布
- (7) 避難施設、又は居宅への相談員の巡回による生活状況の確認及び健康相談の実施
- (8) 要配慮者について、優先的な避難施設の確保、健康状態等の把握に努め、状況に応じて社会福祉施設等への受入れ要請の実施

2 社会福祉施設等における備え

社会福祉施設等の管理者は、防災体制に準じ武力攻撃災害に対する施設設備の整備に努めるとともに、夜間を含めた緊急連絡体制及び施設等の職員の役割分担についてあらかじめ定める。

また、施設の職員及び入所者等に対する訓練を実施するなどして武力攻撃災害に関する知識の普及啓発を行う。

3 児童生徒等の避難時の配慮

学校、幼稚園及び保育園等の管理者は、児童生徒、園児等を施設外に避難させる場合は、教職員等が引率して集団で避難させ、状況に応じて保護者への連絡及び引き渡しを行うなど、あらかじめ対策を講ずるよう努める。

4 外国人に対しての配慮

町は、県の行う外国人に対する武力攻撃災害に関する知識の普及啓発に協力し、配慮するものとする。

第5章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動するため、国民保護の意義や仕組みについて、あらゆる機会を通じ、研修等を行い、国民保護に関する理解の促進を図るため、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

町は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報紙、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に広報活動を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、要配慮者に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により広報活動を行う。その際、国民保護措置に関して功労のあった者の表彰などにより、国民保護に関する住民への啓発を図る。

(2) 防災に関する啓発との連携

町は、国民保護措置に関する啓発の実施に当たっては、防災の啓発活動と連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民へ国民保護に関する理解の促進を図る。

(3) 学校における教育

町教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒の安全の確保及び災害対応能力育成のため、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

町は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合や不審物等が発見した場合は、町、管理者への通報することについて、または、弾道ミサイル攻撃の場合や地域でテロが発生した場合の住民がとるべき行動について、国が作成する各種資料（内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」など）を活用し、住民に対し周知するよう努める。

また、町は、日本赤十字社千葉県支部、県、消防組合などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

第3編 武力攻撃事態等への対処

第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

町は、多数の死傷者の発生又は建造物が破壊される等の被害が発生した場合、その発生当初は、原因が明らかではないことが多く、武力攻撃事態等や緊急処理事態の認定前の段階において、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において被害への初動対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、体制を強化することも必要である。

このため、被害発生時の初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に収集・分析を行い、その被害に応じた応急活動を行うため、町の初動体制について、以下のとおり定める。

1 事態認定前における町国民保護等連絡室等の設置及び初動措置

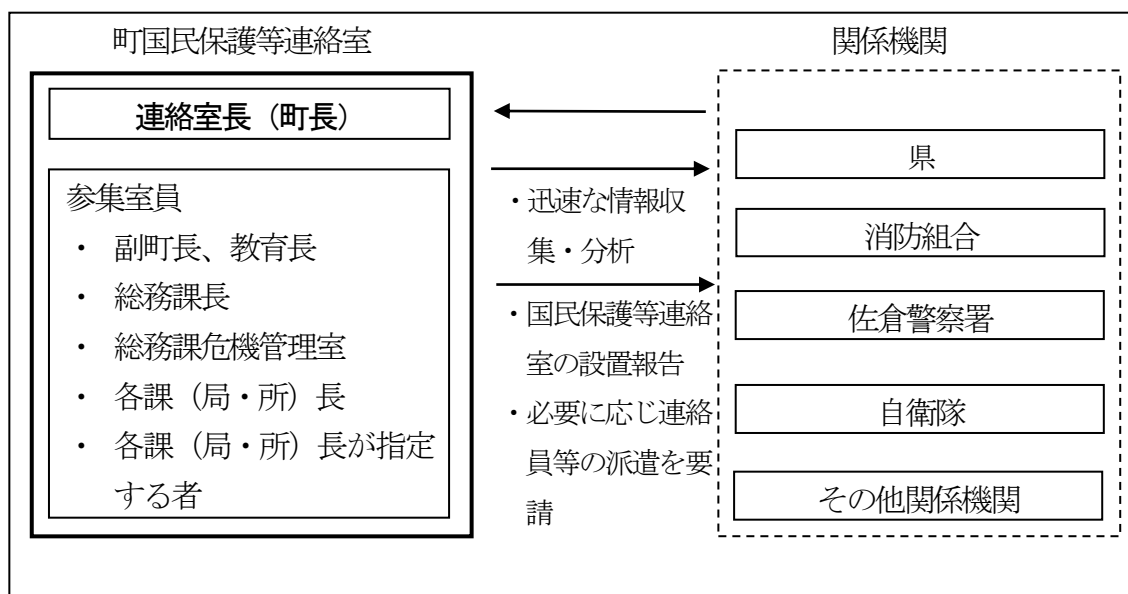
(1) 情報収集体制

町は、住民、消防組合、佐倉警察署及びその他の情報により、緊急事態の発生を把握した場合は、情報収集を行い、直ちにその旨を、町長へ報告するとともに、県及び関係機関等へ連絡する。また、第一報に続き、被害の概要、経過、措置等に関する続報についても町長へ報告するものとする。情報収集体制への移行は、事案発生場所が遠隔地であるなど直接本町との関連度が低い場合においても、社会情勢及び事案の発生の可能性がある場合は、必要により設置する。

(2) 町国民保護等連絡室の設置

ア 町は、多数の死傷者が発生し、建物が爆発するなど国における武力攻撃事態等の認定につながる可能性のある事案に関する情報を把握した場合は、速やかに、県及び佐倉警察署に連絡を行うとともに、町としての確かつ迅速に対処するため、町国民保護等連絡室を設置する。

イ 町国民保護等連絡室の構成等



※ 各課（局・所）長は、あらかじめ参集する職員を指定するものとする。

※ 住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び総務課長に報告するものとする。

また、消防組合は、通報を受けた場合の町との情報伝達の体制を町と協議の上、確立する。

ウ 町国民保護等連絡室は、消防組合、佐倉警察署及びその他関係機関を通じて当該事案に関する情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、町国民保護等連絡室の設置を県へ連絡する。

この際、町国民保護等連絡室は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場の消防組合との通信を確保する。

(3) 初動措置の確保

町は、町国民保護等連絡室において、各種の連絡調整を行うとともに、現場の消防組合による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定、あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。また、町は、国、県等から入手した情報を消防組合等へ提供するとともに、必要な要請を行う。

町は、警察官職務執行法、国民保護法等に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

また、政府による事態認定後、町に対して、町国民保護、若しくは町緊急対処事態対策本部の設置の指定がされない場合であっても必要がある場合は、災害対策基本法に基づき、退避の指示、警戒区域の設定及び県を通じて対策本部設置の指定の要請などの措置等を行う。

(4) 関係機関への支援の要請

町は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

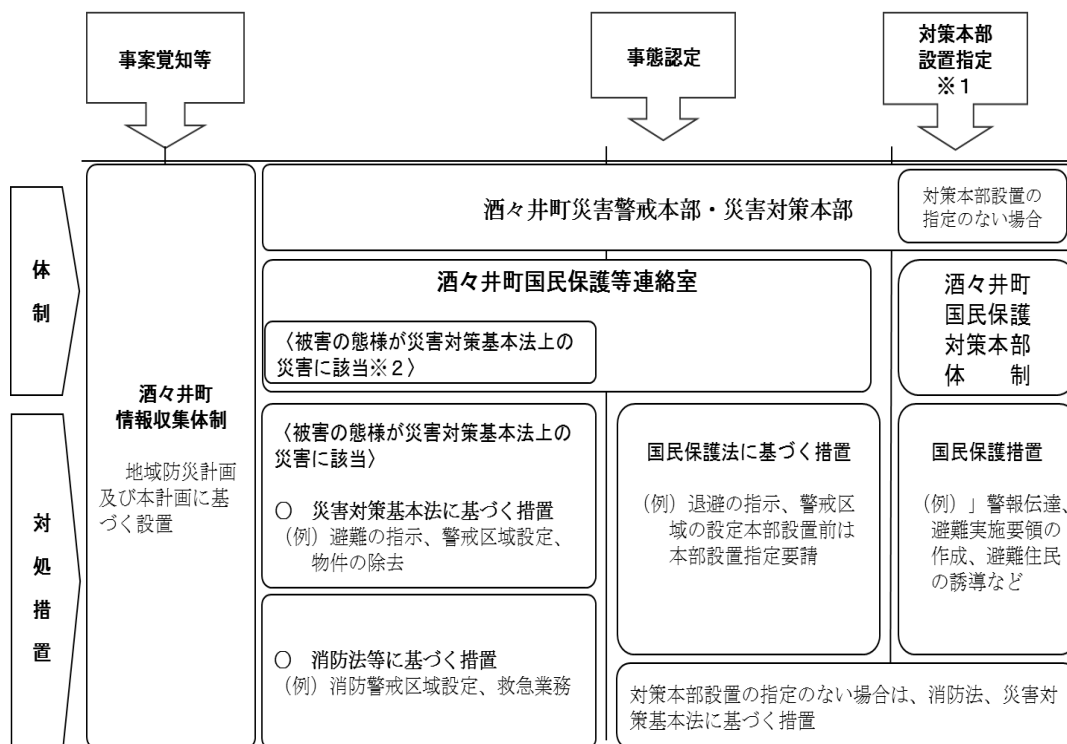
(5) 対策本部への移行に要する調整

町国民保護等連絡室を設置した後に政府において事態認定が行われ、町に対し、町国民保護、若しくは町緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合については、直ちに町国民保護、若しくは町緊急対処事態対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、町国民保護等連絡室は廃止する。

※ 災害対策基本法との関係について

災害対策基本法は、武力攻撃事態等及び緊急対処事態に対処することを想定した法律ではないが、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い、災害対策基本法に基づき大規模事故災害として災害対策本部が設置し対処している場合において、その後、政府において事態認定が行われ、町が対策本部を設置すべき市町村の指定があった場合は、直ちに町国民保護、若しくは町緊急対処事態対策本部を設置し、災害対策本部を廃止するものとする。また、町対策本部長は、町国民保護、若しくは町緊急対処事態対策本部に移行した旨を関係機関等に対し周知徹底する。

町国民保護、若しくは町緊急対処事態対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置を講じている場合は、既に講じた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。



※1 事態認定と対策本部設置指定は、同時の場合も多いと思われるが、事態に応じて追加で本部設置指定する場合は、事態認定と本部設置指定のタイミングがずれることになる。

※2 災害対策基本法、災害対策基本法施行令上の災害とは、自然災害のほか、大規模な火事若しくは爆発、放射性物質の大量放出及びその他の大規模な事故の被害と定めており、町地域防災計画では大規模事故災害応急対策計画に定めている。

2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応

町は、県を通じて国から、警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合や武力攻撃事態等の認定が行われたが町に関して対策本部を設置すべき指定がなかった場合等において、町長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断した場合には、情報収集体制に移行し、または、町国民保護等連絡室を設置して、即応体制の強化を図る。

この場合において、町は、情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行い、町の区域において事案が発生した場合に迅速に対応できるよう必要に応じ全庁的な体制を構築する。

第2章 町国民保護対策本部の設置等

町国民保護対策本部（以下「町対策本部」という。）を迅速に設置するため、その設置手順や組織、機能等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置

(1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合には、次の手順により行う。

① 町対策本部を設置の指定

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の通知を受ける。

② 町長による町対策本部の設置

町対策本部の設置の指定を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。事前に国民保護等連絡室、若しくは災害対策本部を設置していた場合は、町対策本部に切り替えるものとする。

③ 職員の参集

町対策本部事務局は、職員に対し、防災体制の連絡網を活用し、町対策本部に参集を連絡する。

④ 町対策本部の開設

町対策本部事務局は、酒々井町役場分庁舎2階第2多目的室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの設置、資機材の配置等必要な準備を開始する。その際、特に、関係機関との通信の確保に留意する。

町は、町対策本部を設置したときは、町議会に設置を連絡する。

⑤ 交代要員等の確保

町は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

⑥ 本部の代替機能の確保

町は、役場庁舎が被災した場合等、町対策本部を庁舎内に設置できない場合に備え、町対策本部の予備施設をあらかじめ指定する。なお、事態の状況に応じ、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。また、町の区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

○ 代替施設順位

次に掲げる施設で、町対策本部の予備施設を指定する。

〔第1順位〕	保健センター集団指導室
〔第2順位〕	中央公民館
〔第3順位〕	その他の町有施設

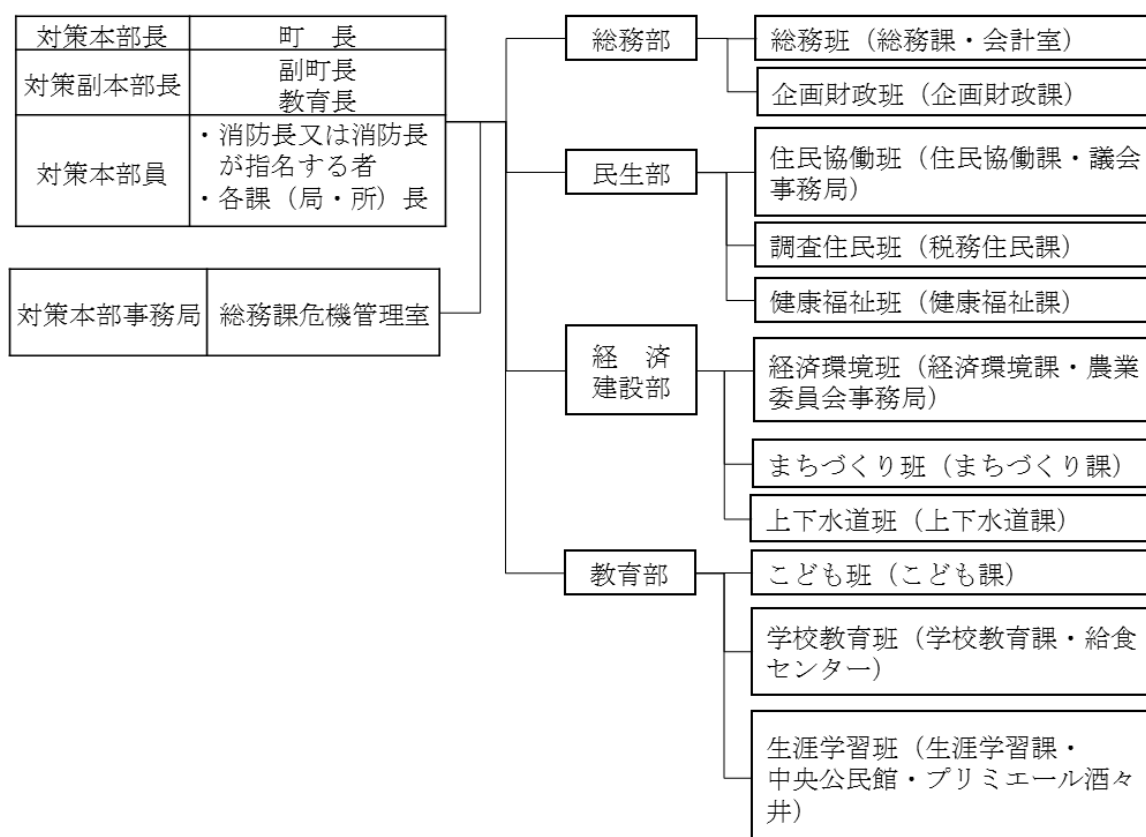
(2) 町対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等

町長は、町対策本部を設置すべき市町村の指定がない場合において、町における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき市町村の指定を行うよう要請する。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各組織の機能は、以下のとおりとする。

町対策本部の組織構成図



※ 町対策本部における決定内容等を踏まえて、各部において措置を実施するものとする。
(町対策本部は、各部から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)

(4) 町対策本部事務局の組織及び事務分掌

班 名	分掌事務
事務局 (総務課)	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部会議の運営に関する事項 ・町が行う国民保護措置に関する調整 ・情報通信班が収集した情報に基づき、町対策本部長の重要な意思決定に係る補佐 ・町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項
情報通信班 (総務課情報推進班)	<ul style="list-style-type: none"> ・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災情報 ○ 避難や救援の実施状況 ○ 災害への対応状況 ○ 安否情報 ○ その他統括班等から収集を依頼された情報 ・町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通信回線や通信機器の確保
庶務班 (総務課政 策秘書室、総 務班)	<ul style="list-style-type: none"> ・町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ・町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項

(5) 町の各部における武力攻撃事態等における業務

部名	責任者	班名	担当課等	主な活動内容
総務部	(統括)総務課長			
	総務課長	総務班	総務課 会計室	<ol style="list-style-type: none"> 1 配備体制の指示伝達、職員の動員 2 関係機関との連絡系統の確立 3 通信機能確保と管理 4 応援の受け入れ及び掌握 5 武力攻撃災害情報の把握 6 特殊標章等の交付に関すること。 7 警報及び緊急通報の伝達に関すること。
	企画財政課長	企画財政班	企画財政課	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害関係予算、義援金の管理 2 使用可能な車両の把握 3 被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動
民生部	(統括)住民協働課長			
	住民協働課長	住民協働班	住民協働課 議会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 自治会等との連絡調整 2 ボランティア等との連絡調整
	税務住民課長	税務住民班	税務住民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の調査、確認、安否情報の把握 2 固定資産の被害状況把握
	健康福祉課長	健康福祉班	健康福祉課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉施設、医療機関の被害状況の調査・報告 2 避難行動要支援者の避難・支援 3 医療班の編成、医療救護所の開設・管理 4 防疫・公衆衛生の確保
経済建設部	(統括)経済環境課長			
	経済環境課長	経済環境班	経済環境課 農業委員会 事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 食料・生活物資の確保 2 農・工・商業の被害状況の調査・報告
	まちづくり課長	まちづくり班	まちづくり課	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難誘導、避難路の安全確保 2 緊急輸送道路の確保 3 道路・河川施設等の被害状況の調査・応急復旧
	上下水道課長	上下水道班	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1 上下水道施設の被害状況の調査、応急復旧 2 応急給水

部名	責任者	班名	担当課等	主な活動内容
教育部	(統括) 教育次長			
	こども課長	こども班	こども課	1 学校教育施設等の被害状況調査及び応急復旧 2 園児の避難・安全確保
	学校教育課長	学校教育班	学校教育課 給食センター	児童生徒の避難・安全確保
	生涯学習課長	生涯学習班	生涯学習課 中央公民館 プリミエール 酒々井	1 社会教育施設、文化財等の被害状況、調査及び応急復旧
各部各班共通				1 避難施設の開設・安全管理 2 住民の避難誘導 3 住民の行政相談窓口 4 他班の応援・協力

(6) 町対策本部における広報

町は、武力攻撃事態等において、情報の錯綜や混乱を防ぐために、住民に適時適切な情報提供や行政相談を行うため、町対策本部における広報広聴体制を整備する。

【町対策本部における広報体制】

ア 広報責任者の設置

武力攻撃事態等において住民に正確かつ積極的に情報提供を行うため、広報を一元的に行う「広報責任者」として副町長を充てる。

イ 広報手段

広報紙、テレビ・ラジオ放送、記者会見、問い合わせ窓口の開設、インターネットホームページ等のほか様々な広報手段を活用して、住民等に迅速に提供できる体制を整備する。

ウ 留意事項

- (ア) 広報の内容は、事実に基づく正確な情報であることとし、また、広報の時機を逸することのないよう迅速に対応する。
- (イ) 町対策本部において重要な方針を決定した場合など広報する情報の重要性等に応じて、町長自ら記者会見を行う。
- (ウ) 県と連携した広報体制を構築する。

(7) 町現地対策本部の設置

町は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

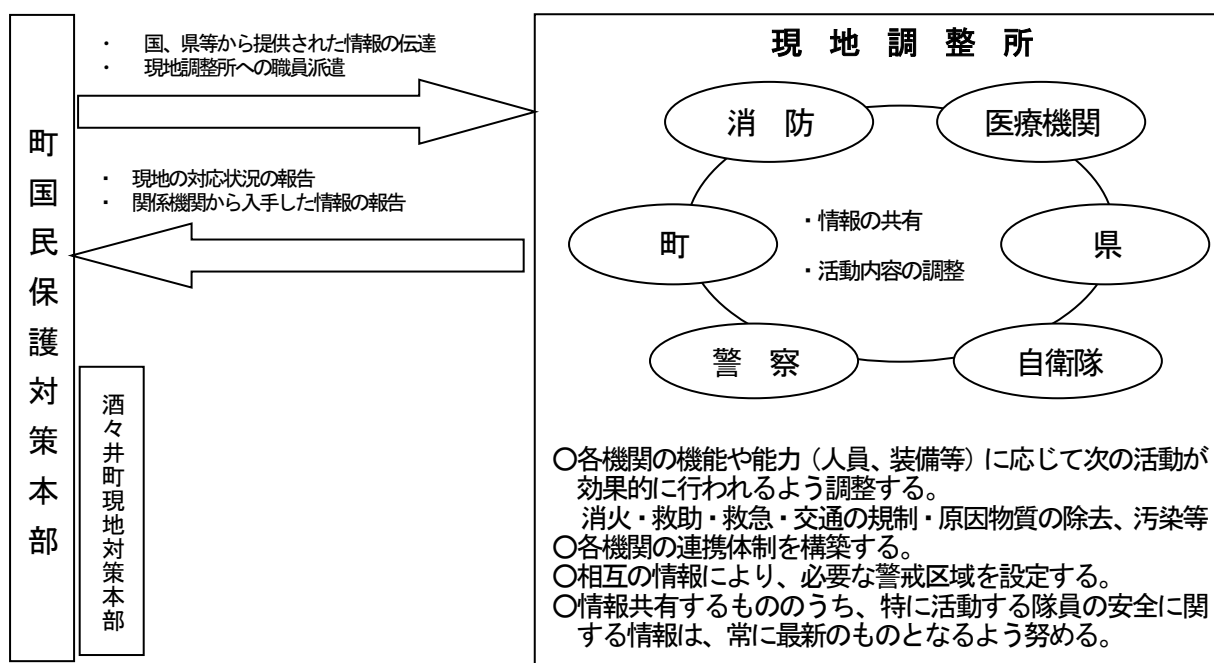
町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうち

ちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

(8) 現地調整所の設置

町は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関（県、消防組合、佐倉警察署、自衛隊及び医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置する。また、関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

ア 現地調整所の組織編成例



イ 現地調整所の性格について

- 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
- 現地調整所は、事態発生の際において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。
- 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。現地調整所の設置により、町は、消防組合による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。
- 現地調整所については、必要と判断した場合には、町における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が

既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させることが必要である。（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）

(9) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、町の区域における国民保護措置を総合的に推進するため、各種の国民保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

ア 町の区域内の国民保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、町が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

イ 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

ウ 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

エ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

オ 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

(10) 町対策本部の廃止

町は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して市町村対策本部を設置すべき市町村の指定の解除を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

2 通信の確保

(1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線等の固定系通信回線の利用及び臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域及び避難先地域等との情報通信手段を確保する。

(2) 情報通信手段の機能確認

町は、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行い、要員を直ちに現場に配置する。また、総務省にその状況を連絡する。

(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等を防止するため、通信運用要員を避難先地域等に配置し、無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保する。

第3章 関係機関相互の連携

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他関係機関と相互に密接に連携するために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国・県の対策本部との連携

(1) 国・県の対策本部との連携

町は、県の対策本部及び国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うことにより、密接な連携を図る。

(2) 国・県の現地対策本部との連携

町は、国・県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部との緊密な連携を図る。また、必要に応じて、県・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

国の現地対策本部長が、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報の交換や相互協力に努める。

2 県、指定行政機関又は指定地方行政機関等への措置要請等

(1) 県への措置要請町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この際、要請する理由、活動内容等を具体的に明らかにして行う。

(2) 県に対する指定行政機関又は指定地方行政機関への措置要請

町は、町の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、県に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関への要請を行うよう求める。

(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

町は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この際、当該機関の業務内容を考慮し、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

- (1) 町は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請（国民保護等派遣）を行うよう要請する。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、自衛隊千葉地方協力本部長、又は町国民保護協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊東部方面総監を介し、防衛大臣に連絡する。

その際、県国民保護計画第2章第3 3（1）アに準じ、次の事項を明らかにする。

- ア 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

※ 想定される自衛隊の国民保護措置の内容は、次のとおり。

- 避難住民の誘導（誘導、集合場所での人員整理、避難状況の把握）
- 避難住民等の救援（食品及び飲料水の供給、医療の提供、被災者の捜索及び救出等）
- 武力攻撃災害への対処（被災状況の把握、人命救助活動、消防及び水防活動、NBC攻撃による汚染への対処等）
- 武力攻撃災害の応急の復旧（危険な瓦礫の除去、施設等の応急復旧、汚染の除去等）

- (2) 町長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊、又は防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊と、町対策本部及び現地調整所において緊密な連絡調整を行う。

4 他の市町村等に対する応援の要求、事務の委託

- (1) 他の市町村等への応援の要求

ア 町は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村等に対して応援を求める。

イ 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合は、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

- (2) 県への応援の要求

町は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この際、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

(3) 事務の一部の委託

ア 町が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

(ア) 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法

(イ) 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項

イ 他の地方公共団体に対して事務の委託を行った場合、町は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更、若しくは事務の廃止を行った場合は、町はその内容を速やかに議会に報告する。

5 指定行政機関等に対する職員の派遣要請

(1) 町は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関、若しくは特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、職員の派遣を求める。

(2) 町は、指定行政機関等への要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。また、要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、当該職員の派遣について、あつせんを求める。

6 町の行う応援等

(1) 他の市町村に対して行う応援等

ア 町は、他の市町村から応援の求めがあった場合は、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

イ 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、町長は、所定の事項を議会に報告するとともに、町は公示を行い、県に届け出る。

(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

町は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

7 ボランティア団体等に対する支援等

(1) 自主防災組織等に対する支援

町は、自主防災組織による警報の内容の伝達、自主防災組織や区・自治会長等の地域のリーダーとなる住民による避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、自主防災組織等に対する必要な支援を行う。

(2) ボランティア活動への支援等

町は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、町は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、町役場庁舎等に臨時に設置されるボランティアセンター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

(3) 民間からの救援物資の受入れ

町は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難施設への配送等の体制の整備等を図る。

8 住民への協力要請

町は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

なお、住民による協力は住民の自発的な意思に委ねられるものであるので、要請に当たり強制しないよう配慮する。

(1) 避難住民の誘導

(2) 避難住民等の救援

(3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置

(4) 保健衛生の確保

第4章 警報の伝達及び住民の避難誘導

第1 警報の伝達等

町は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、使用可能なあらゆる媒体や手段を駆使して正確な情報を適時かつ的確な方法により、警報の迅速かつ的確な通知及び伝達に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 警報の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

町は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、商工会、要配慮者利用施設など）に警報の内容を伝達する。

なお、その伝達手段は以下のとおりとする。

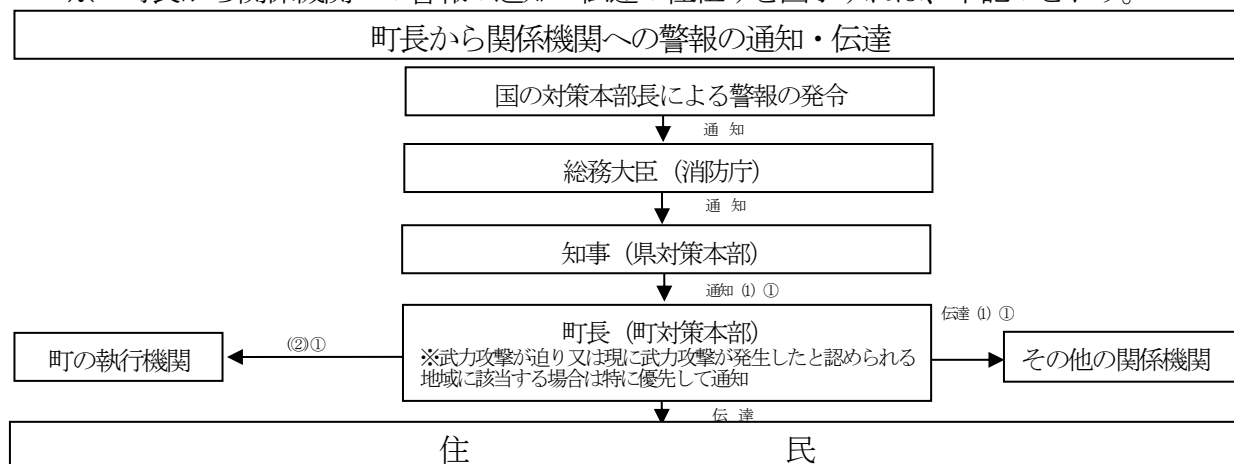
- ア 防災行政無線及びサイレン
- イ 自治会、消防団、自主防災組織等を通じての伝達
- ウ 広報車両による伝達
- エ 町のホームページ、SNS等
- オ その他の手段

(2) 警報の内容の通知

ア 町は、町の執行機関（教育委員会等）及び関係機関に対し、警報の内容を通知する。

イ 町は、警報発令時の報道発表については速やかに行うとともに、町のホームページ（<https://www.town.shisui.chiba.jp>）に警報の内容を掲載する。

※ 町長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

- (1) 警報の内容の伝達方法は、緊急情報ネットワークシステム（E-m-n-e-t）、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）等により、地方公共団体に伝達される。

町は、全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）と連携している情報伝達手段等により、以下のとおり情報を伝達する。

- ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれる場合
原則として、同報系防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。
- イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に町が含まれない場合
- (ア) 原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲等の手段により、周知を図る。
- (イ) 町長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。また、広報車の使用、消防団や自主防災組織による伝達、区、自治会等への協力依頼などの防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。
- ※ 全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（E-m-n-e-t）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

- (2) 町は、消防組合、又は自主防災組織等の協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。この場合において、消防組合に対して保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うよう要請するとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、要配慮者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるように配慮する。

また、町は、佐倉警察署の交番、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、佐倉警察署と緊密な連携を図る。

- (3) 警報の内容の伝達においては、特に、要配慮者に対する伝達に配慮するものとし、避難行動要支援者名簿及び避難行動要支援者個別支援計画を活用し、要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

- (4) 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

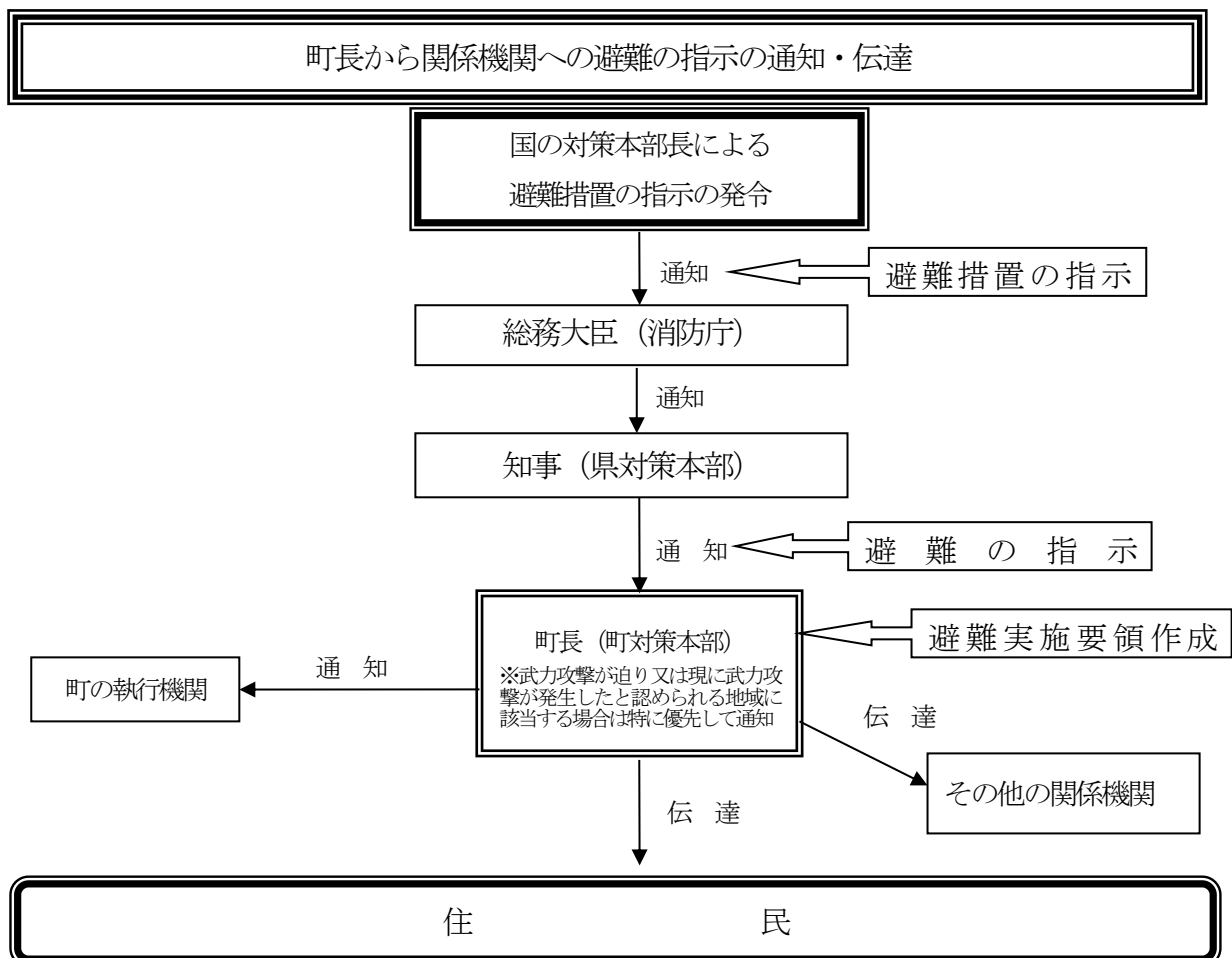
第2 避難住民の誘導等

町は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。町が住民の生命、身体及び財産を守るための責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示の住民等への通知・伝達及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

- (1) 町は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。
- (2) 町は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の通知・伝達の流れについては下図のとおり。



2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

町長は、避難の指示を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターン（資料編参照）を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成して、県、各執行機関、消防組合、佐倉警察署、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が速やかに行えるよう留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

(2) 避難実施要領に定める事項（法定事項）

ア 避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項

イ 避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項

ウ 避難の実施に関し必要な事項

(3) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

エ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会内や近隣住民間での安否確認、要配慮者のうち避難行動要支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

カ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する

キ 市町村職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市町村職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 要配慮者への対応

要配慮者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

ケ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

避難実施要領の一例

○月○日○時現在

千葉県酒々井町長

○ ○ ○ ○

避難実施要領（案）

1 避難の経路、避難の手段その他避難の方法

町における住民の避難は、次の方法で行うものとする。

(1) ○○地区の住民は、A県A市A1地区にある市立○○小学校体育館を避難先として、○日○時に住民の避難を開始する。

(2) 避難経路及び避難手段

ア 避難の手段（バス・鉄道・船舶・その他）

(ア) バスの場合

○○地区の住民は、町立○○○小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、A県A市立○○小学校体育館に避難する。

(イ) 鉄道の場合

○○地区の住民は、○○鉄道△△線AA駅前広場に集合する。その際○日○時○分を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動し、AA駅までの経路としては、できるだけ国道○号又はAA通りを使用すること。集合後は、○日○時○分発A県A市A1駅行きの電車で避難する。A市A1駅到着後は、A市職員及び町職員の誘導に従って、主に徒歩で市立○○小学校体育館に避難する。

(ウ) 船舶の場合

○○地区の住民は、町立○○○小学校グラウンドに集合する。その際、○日○時を目途に、できるだけ自治会、事業所等の単位で行動すること。集合後は、○○バス会社の用意したバスにより、国道○○号を利用して、B市B港に移動する。到着後は、○日○時○分発A市A1港行きの、○○汽船が所有するフェリー○○号に乗船する。

・・・以下略・・・

- (3) △△地区の住民は、A県A市立〇〇中学校体育館を避難先として、〇日〇時〇分を目途に住民の避難を開始する。

・・・以下略・・・

2 避難住民の誘導の実施方法

(1) 職員の役割分担

避難住民の避難誘導が円滑に行えるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、職員等の割り振りを行う。

区 分	責任者	担当部班
町対策本部要員		
住民への周知要員		
避難誘導要員		
現地連絡要員		
避難施設運営要員		
水、食料等支援要員		

(2) 残留者の確認

町で指定した避難の実施時間の後、すみやかに、避難を指示した地区に残留者がいないか確認する。(時間的余裕がある場合は、各世帯に声をかける。)

(3) 避難行動要支援者に対する避難誘導

誘導に当たっては、傷病者、障害者、高齢者、幼児等を優先的に避難を行う。また、自主防災組織や自治会など地域住民にも、福祉関係者との連携の下、職員等の行う避難誘導の実施への協力を要請する。

3 その他避難の実施に関し必要な事項

- (1) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。
- (2) 服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底の丈夫な履きなれた運動靴を履くようにする。
- (3) 避難誘導から離脱してしまった場合などの、緊急時の連絡先は以下のとおりとする。

TEL、FAX、メールアドレス

・・・以下略・・・

(4) 避難実施要領の策定の際における考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認

地域ごとの避難の時期、優先度、避難の形態

- イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）
特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も考慮
- ウ 避難住民の概数把握
- エ 誘導の手段の把握
屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送）
- オ 輸送手段の確保の調整（※ 輸送手段が必要な場合）
県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定
- カ 要配慮者の避難方法の決定
避難行動要支援者個別支援計画、要配慮者支援班の設置
- キ 避難経路や交通規制の調整
具体的な避難経路、関係警察署との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整
- ク 職員の配置
各地域への職員の割り当て及び現地派遣職員の選定。特に町の区域内に避難施設を開設する場合は、防災計画における避難所担当職員に準じて割り当てを行うが、町の区域外に開設する場合は、開設箇所・数及び避難者数を考慮し職員配置を決定する。
- ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）
- コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整
県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応

※ 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊及び米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設、飛行場施設等における利用のニーズが競合する場合には、町は、国の対策本部による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

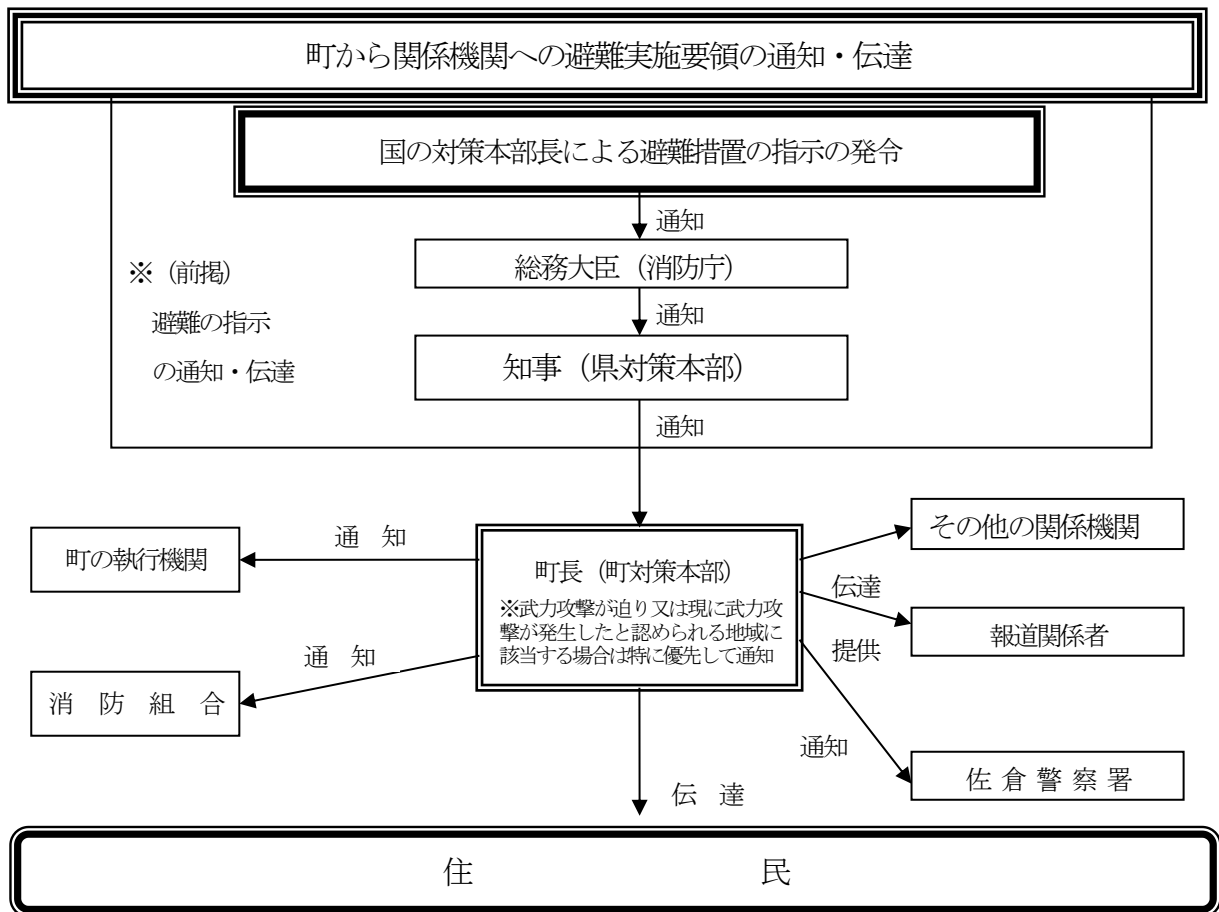
この場合において、町は、県を通じた国の対策本部による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、町の意見や関連する情報をまとめる。

(5) 避難実施要領の内容の伝達等

町は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、町は、直ちに、その内容を町の他の執行機関、消防組合、消防団、佐倉警察署及び自衛隊千葉地方協力本部並びにその他の関係機関に通知する。

さらに、町は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民の誘導

(1) 町長による避難住民の誘導

町は、避難実施要領で定めるところにより、町の職員及び消防団等により、避難住民を誘導する。その際、原則自治会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。ただし、緊急の場合には、この限りではない。なお、消防組合に対し、誘導の際に必要な措置を要請するなど、必要な連携を図るものとする。

また、町は、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整を行うとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図る。

職員は、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、毅然とした態度での活動を行い、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行する。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。

(2) 消防機関の活動

消防組合に対し、消火活動及び救助・救急活動の状況を考慮し、町の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとと

もに、要配慮者の人員輸送車両等による運送を行う等保有する装備を有効活用した避難住民の誘導を行うよう要請する。

消防団は、消火活動及び救助・救急活動について、消防組合と連携しつつ、自主防災組織、自治会等と連携した避難住民の誘導を行うとともに、要配慮者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等担当する地域のつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

町は、町の職員及び消防組合では十分な対応が困難であると認めるときは、佐倉警察署長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官又は自衛官による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官又は自衛官が避難住民の誘導を行う場合は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、町は、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災組織等に対する協力の要請

町は、避難住民の誘導に当たっては、区長・自治会長や自主防災組織等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。また、必要に応じて要配慮者の避難支援、食糧配給などの協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の配給等の実施や情報の提供

町は、避難住民の誘導に当たっては、県と連携して、食品、飲料水の供給、医療の提供及びその他の便宜を図る。

町は、避難住民の心理状態を配慮し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 要配慮者への配慮

町長は、要配慮者の避難を万全に行うため、要配慮支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者及び障害者団体等と協力して、要配慮者への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。

また、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることも多く、また突発的に発生し時間的余裕がなく、移動の際に攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、安全な屋内への避難を考慮する。

(7) 大規模集客施設等における避難

町は、大規模集客施設等の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(8) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(9) 避難施設等における安全確保等

町は、佐倉警察署が行う被災地、避難施設等における犯罪の予防のための活動に必要な協力を行うとともに、佐倉警察署と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の安全確保と不安の軽減に努める。

(10) 動物の保護等に関する配慮

町は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

ア 危険動物等の逸走対策

イ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

(11) 通行禁止措置の周知

町は、町の管理する道路の通行禁止等の措置を行ったときは、佐倉警察署と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(12) 県に対する要請等

町は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に留意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市町村と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

町は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(13) 避難住民の輸送運送

町は、避難住民の輸送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の輸送を要請する。

町は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部に、その旨を通知する。

(14) 避難住民の復帰のための措置

町は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

4 避難に当たって配慮する事項

(1) 弾道ミサイルによる攻撃の場合

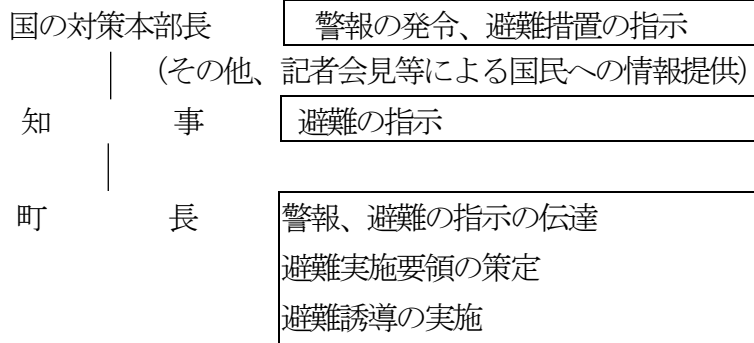
ア 弾道ミサイルは極めて短時間で我が国に着弾することが予測されることから、町は、国及び県の協力を得つつ、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイル攻撃に伴う警報の発令の場合には、当初は屋内避難が指示されることから、警報と同時に、住民を屋内に避難させることが必要である。

このため、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設に避難させる。

○ 弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ

- ・ 弾道ミサイルの発射が差し迫っている時

国の対策本部長が、警報を発令、避難措置を指示



- ・ 実際に弾道ミサイルが発射された時

国の対策本部長がその都度警報を発令

イ 着弾直後については、その弾頭の種類や被害の状況が判明するまで屋内から屋外に出ることは危険を伴うことから、屋内避難を継続するとともに、被害内容が判明後、国からの避難措置の指示の内容を踏まえ、他の安全な地域への避難を行うなど避難誘導を行う。

ウ 急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

※ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、町は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるよう全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について

平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、同様の対応をとるものとする。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

ア ゲリラ・特殊部隊による攻撃において、国の対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示が行われた場合は、早急に避難の指示の伝達を行い、要避難地域からの避難を迅速に実施する。この場合において、移動の安全が確保されない場合は、身体への直接の被害を避けるために、屋内に一時的に避難させる避難措置の指示もある。

イ ゲリラによる急襲的な攻撃により、国の対策本部長による避難措置の指示及び知事による避難の指示を待ついとまがない場合には、当該攻撃が行われた現場における被害の状況により、緊急通報の発令、退避の指示（※）、警戒区域の設定等を行い、危険な地域への一般住民の立入禁止を徹底する。

※ 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため緊急の必要がある場合に、地域の実情に精通している市町村長が独自の判断で住民を一時的に退避させるもの。（知事にもこの権限が付与されている。）

ウ ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、現場の佐倉警察署、自衛隊等からの情報収集や調整を行い、住民を要避難地域の外に避難させる。この際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、避難先に誘導する。

エ 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防組合、県、佐倉警察署、自衛隊等の関係機関の意見を踏まえて、避難の方法を策定する。また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づいた確かな措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整を行う。

オ 避難に比較的時間に余裕がある場合の対応

「一時避難場所までの移動」から「一時避難場所からのバス等の輸送手段を用いた移動」等の手順を検討する。

カ 突発的に事案が発生した場合の住民等の対応

当初の段階では、住民個々はその判断により危険回避のための行動を取るとともに、佐倉警察署、消防組合、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定する。

特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難が主体となることから、平素から、住民に対して緊急時の避難要領の検討について啓発を図る。

(3) 着上陸侵攻や航空機攻撃の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃の本格的な侵略事態に伴う避難は、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国の総合的な方針としての具体的な避難措置の指示を待って対応することが必要となる。

したがって、町は、国の総合的な方針に基づく避難措置の指示及び県の避難の指示を踏まえ避難実施要領を策定し対応することを基本とし、大規模な避難に伴う混乱発生の防止や住民の避難のための輸送力の調整に平素から努めるものとする。

また、佐倉警察署は、住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行うものとする。

(4) 住民の避難

住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

町は、国の対策本部長の避難措置の指示と知事の避難の指示に基づき、避難先地域への避難の誘導を行う。

(5) 大規模集客施設や旅客輸送関連施設における避難

町は、県、施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等について、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとるものとする。

(6) NBC攻撃の場合

町は、NBC攻撃の場合の避難においては、国、県の攻撃の特性に応じた避難措置の指示、県の避難措置の指示の内容を踏まえ、避難誘導する者に防護服を着用させる等安全を図るための措置を講ずることや風下方向を避けて避難を行うことなどに留意して避難誘導を行うものとする。

(7) 町による避難誘導の状況の報告

町は、避難実施要領の策定後においては、住民の避難誘導の状況を、逐次県に報告するものとする。

また住民の避難誘導に関係する警察機関に対して協力を要請するものとする。

(8) 避難住民の誘導の支援や補助の要請

町は、避難住民の誘導状況を把握した上で、必要と判断する場合には、県に対して食料、飲料水、医療及び情報等の提供について適切な要請を行う。

特に、町が県の区域を越えて避難住民の誘導を行う場合には、県に避難住民の誘導の補助について要請を行うものとする。

(9) 国の是正措置に係る対応

町は、避難住民の誘導に関する措置に係る国の是正措置に伴う県の是正指示が行われた場合は、避難住民の誘導が円滑に行われるよう、県に対して避難住民の誘導の補助等の要請を行う。

第5章 救 援

町は、県と連携して、避難先地域や被災地において、避難住民や被災者の生命、身体及び財産を保護するために実施する救援の措置について、以下のとおり定める。

1 救援の実施

(1) 救援の実施

町は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、次に掲げる措置のうちで実施する救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ア 収容施設の供与

イ 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

ウ 医療の提供及び助産

エ 被災者の捜索及び救出

オ 埋葬及び火葬

カ 電話その他の通信設備の提供

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

ク 学用品の給与

ケ 死体の捜索及び処理

コ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(2) 救援の補助

町は、上記で実施することとされた措置を除き、知事が実施する措置の補助を行う。

2 関係機関との連携

(1) 県への要請

町は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。

(2) 他の市町村との連携

町は、事務の委任を受けた場合において、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

(3) 日本赤十字社との連携

町は、事務の委任を受けた場合において、知事が日本赤十字社に委託した救援の措置又はその応援の内容を踏まえ、日本赤十字社と連携しながら救援の措置を実施する。

(4) 緊急物資の運送の要請

町長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を要請する場合は、避難住民の輸送に準じて行う。また、その運送方法、経路等については、県国民保護計画に基づき県と調整を行うとともに、その状況を関係避難所へ連絡する。

3 救援の内容

(1) 救援の基準等

町は、事務の委任を受けた場合は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府省告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び県国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。

町は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

(2) 救援における県との連携

町は、知事が集約し、所有している資料の提供を求めるなどにより平素から準備した基礎的な資料を参考にしつつ、町対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。また、県と連携して、NBC攻撃による特殊な医療活動の実施に留意する。

(3) 救援の内容

町は、県国民保護計画により県と市町村が連携し協力して行う救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

ア 収容施設の供与

(ア) 避難所の決定方法

a 避難所の決定

町は、県と調整し、あらかじめ指定された避難施設その他の適切な場所を避難所に決定する。

b 公営住宅の貸与

町は県と連携して、公営住宅について、必要に応じ避難住民等に貸与するものとする。

c 応急仮設住宅等の供与

町は県と連携して、建設業関係団体と協力しながら、被災住民に対して応急仮設住宅等を供与するものとする。

なお、応急仮設住宅等の建設に必要な資機材が不足し、調達が困難な場合には、町は、国、県に資機材の調達について支援を求めるものとする。

(イ) 避難施設の管理者への通知

町の区域内の避難施設の管理者への通知は、県の指示に基づき、町が行うものとする。

ただし、県が管理する施設への通知は県が行う。

(ウ) 収容施設の運営、維持管理

a 避難所の運営

避難所の運営は、町の防災計画に定めるマニュアルに準じて、救援を行うため配置された町及び県の職員が責任者となって、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織及び避難住民等の協力を得て運営するものとする。

b 応急仮設住宅等の維持管理

応急仮設住宅等の維持管理は、原則として町が県の委託を受け、行うものとする。

c 避難住民等のプライバシーの確保への配慮

町及び県は、収容施設における避難住民等のプライバシーの確保について配慮するものとする。

イ 食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与

(ア) 供給計画の策定

町は県と連携して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施するものとする。

避難所においては、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告するものとする。

町は、県の策定した供給計画に基づき、避難住民等の救援に必要な量を把握し、以下の内容について、食料品・飲料水・生活必需品の供給計画を定めるものとする。

- a 備蓄物資から使用する量
- b 県内外からの応援物資の量
- c 物資の保管、売り渡しの要請量、要請業者
- d 食料品、生活必需品等の物資集積地
- e 物資集積地までの運送方法、運送体制
- f 物資集積地から避難施設への運送方法、運送体制
- g 拠点給水、車両給水の実施
- h その他必要な事項

(イ) 町の物資集積地

町の物資集積地は、地域防災計画に定める食糧・物資集配拠点とする。

(ウ) 飲料水の供給

町は、避難所において飲料水が不足する場合においては、供給計画に基づき応援の調整を図り、県等の協力の下で拠点給水又は車両給水を実施する。

(エ) 応援物資の仕分け

町は、地域防災計画に定める体制に基づき、応援物資を仕分けするものとする。

(オ) 救援物資の運送方法等

a 運送方法

町は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通や運送物資の優先順位を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。また、町は県と調整の上、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して、物資集積地への運送、物資集積地から避難所までの運送について要請する。

b 運送実施状況の把握方法

- (a) 町又は県から要請を受けた運送事業者は、運送車両の出発時間と到着時間について、

逐次町又は県対策本部へ報告を行う。

(b) 町は県と連携して、運送車両の出発時間と到着時間、救援物資の品目、数量について、把握する。

(c) 町は、運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

(カ) 救援物資運送路の確保

a 国の対策本部との調整

町は県と連携して、救援物資の運送道路を決定する際には、県を通じて国の対策本部と必要な調整を行うこととする。

b 救援物資運送路の決定

町は、県の特定期物資の保管場所から町物資集積地までの運送路及び町物資集積地から避難所など救援を行う場所までの運送路について県と調整を行う。

(キ) 受入を希望する救援物資情報の発信

町は、自主防災組織やボランティア団体等の協力を得ながら、避難住民等が希望する救援物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法について、住民に公表するよう努めるものとする。

(ク) 県への支援要請

町は、供給すべき物資が不足し、調達が困難な場合には、知事に物資の調達について支援を求めるものとする。

ウ 医療の提供及び助産

(イ) 救急救助、傷病者の搬送

a 消防組合の活動

(a) 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等発生時には、国、県からその状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に準じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行う。

(b) 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うにあたっては、以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して救急救助活動を実施していくものとする。

○ トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）を実施して、救命の処置を必要とする重症者を優先する。

○ 要配慮者を優先する。

○ 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。

○ 武力攻撃災害発生現場付近以外で、同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

(c) 応援の要請

消防組合で対処することが困難と認められる場合には、他の消防機関に応援を求める。

b 傷病者搬送の手順

(a) 傷病者搬送の判定

医療班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）の結果を踏まえ、後方医療施設に搬送する必要があるか否か判断する。

(b) 傷病者搬送の要請

○ 医療班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防組合に傷病者の搬送を要請する。

○ 消防組合だけで対応できない場合には、他の消防機関及び民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請する。

○ 町は、県を通じて重篤患者など緊急治療が必要な場合は、ドクターヘリコプターを手配するとともに、必要に応じて県警察、海上保安庁、自衛隊に対してもヘリコプターによる搬送の要請を行う。

(c) 傷病者の後方医療施設への搬送

傷病者搬送の要請を受けた町、県、消防機関その他関係機関は、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、県が収容先医療機関の受け入れ体制を確認した上、搬送する。

(イ) 医療班の編成と医療資機材の調達

a 医療班の編成手順と派遣方法

町は県及び各医療機関と連携して、医療班を編成する。

b 医療資機材等の要請

医療班の使用する医療資機材が不足する場合には、県に調達を要請する。

(ウ) 救護所の設置

医療班は、あらかじめ定める方法により、救護所を設置する。

(エ) 後方医療体制の確立

a 災害拠点病院との連携

医療班は、災害拠点病院と連携しながら初期医療活動を行うものとする。

b 災害協力病院等

町は、町医師会の協力を得て、傷病者や難病患者、人工透析患者の治療、収容に当たる病院等の確保を図る。

エ 被災者の捜索及び救出

(ア) 被災情報の把握

町は、被災情報の把握、捜索・救出の状況、安否情報について、情報収集等に努めるものとする。

(イ) 被災地における捜索・救出の実施

町は、町対策本部で集約した被災情報に基づき、消防組合、佐倉警察署、県、自治会、自主防災組織及びボランティア団体と協力し、救急救助活動を実施する。

(ウ) 応援要請

a 消防組合だけで対応できない場合には、他の消防機関に対して応援を要請するものとする。

b 町は、被災状況が甚大であり、本町だけでは対応が困難と認めるときは、知事に対して国民保護法第17条及び第18条に基づき、応援要請を行う。また、必要と認めるときには、県を通じて防衛大臣に対して、自衛隊の部隊等の国民保護等派遣を要請するものとする。

(エ) 救助資機材の調達

町は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請するものとする。

オ 死体の捜索、処理及び埋葬・火葬

(ア) 関係機関との連携

町は、消防組合、佐倉警察署、県及び自衛隊と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋葬・火葬を適切に実施する。

なお、佐倉警察署が行う身元の確認等に協力するものとする。

(イ) 死体の捜索

町は、消防組合、佐倉警察署、県及び自衛隊などの関係機関の協力のもと、死体の捜索を実施するものとする。

ただし、NBC攻撃災害により死体に付着した危険物質の洗浄が必要な場合には、消防組合、佐倉警察署及び自衛隊など専門知識を有する機関に協力を依頼する。

(ウ) 死体の処理

発見した死体については、以下の手順により処理する。

a 一時保管

町は県と連携して、検視（見分）検案前の死体、所持品及び発見状況に関する書類とともに死体の一時保管を行う。

b 検視（見分）・検案

警察官は、医師立ち会いの元、検視（見分）を行い、医師は検案を行う。また、必要に応じ検案医師により、死体の洗浄、縫合及び消毒などの処置を行う。

【検視】

捜査機関が、死亡が犯罪に起因するか否かを判断するために死体の状況を調べる処分

【見分】

捜査機関が、不自然な死亡の状況を明らかにするために死体の状況を調べる処分

【検案】

医師が死体の外表から検査し、死亡の確認と死因の究明を行う処分

c 身元確認作業

町は、死体の状況により身元の特定ができない場合、県と連携して医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

d 死体の輸送

町は、検視・見分及び検案を終えた死体を、消防組合、佐倉警察署及び葬祭業取扱業

者などの協力を得て死体収容所へ輸送し、収容する。

e 死体収容所（安置所）の開設

町は県と連携して、被害現場付近の適当な場所（寺院、公共施設及び公園など収容に適切な場所）に死体の収容所を開設し、死体を収容、整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。死体収容のための施設がない場合は、テントなどを準備し、必要な器具（納棺用具等）を確保する。また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視、見分、検案を行うための検視所を併設する。

f 遺留品等の整理

町は県と連携して、収容した死体の遺留品などの整理を行う。

(エ) 埋葬・火葬対策

a 被害状況の把握

町は、死者数を県に報告する。

b 埋葬・火葬の実施

(a) 町は県と連携して、火葬を実施する。

(b) 町のみでの火葬の実施が困難な場合には、県に対して、受け入れ可能な火葬場での火葬の実施を要請する。

(c) 広域火葬が必要な場合の事務処理は、「千葉県広域火葬計画」に準ずるものとする。

カ 電話その他の通信設備の提供

町は県と連携して、電気通信事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関の協力を得て、収容施設で保有する電話その他の通信設備等の状況把握、電気通信事業者等との設置工事の実施等を含めた調整、電話その他の通信設備等の設置箇所の選定、聴覚障害者等への対応を行うものとする。

キ 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

町は、県と連携して武力攻撃災害により住宅が被災した自己の資力では応急修理できない者に対する必要最小限の修理に協力するものとする。

ク 学用品の給与

町は、県と連携して武力攻撃災害により、就学上必要な学用品を喪失又は損傷した就学上支障のある児童・生徒に対する教科書、文房具、通学用品の支給に協力するものとする。

ケ 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木の除去

町は、県と連携して武力攻撃災害により、住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対する必要最小限の除去に協力するものとする。

4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

核攻撃等、生物剤による攻撃、化学剤による攻撃の場合には、県又は関係機関による消毒・除染の実施状況のほか、それぞれ下記に掲げる点に留意して医療活動等を実施するものとする。

(1) 核攻撃等の場合の医療活動

- ア 医療関係者等からなる医療救護班による被ばく医療活動の実施
- イ 内閣総理大臣が関係大臣等（文部科学大臣、原子力規制委員会、厚生労働大臣）を指揮し、関係大臣等の求めにより被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導のもと、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）の実施
- ウ 被ばくの程度に応じた医療の実施
- エ 患者の除染による被ばく防止や防護服の着用などの防護措置の実施

(2) 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症の患者の感染症指定医療機関等への移送及び入院措置の実施
- イ 必要に応じたワクチンの接種や防護服の着用などの防護措置の実施
- ウ 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施

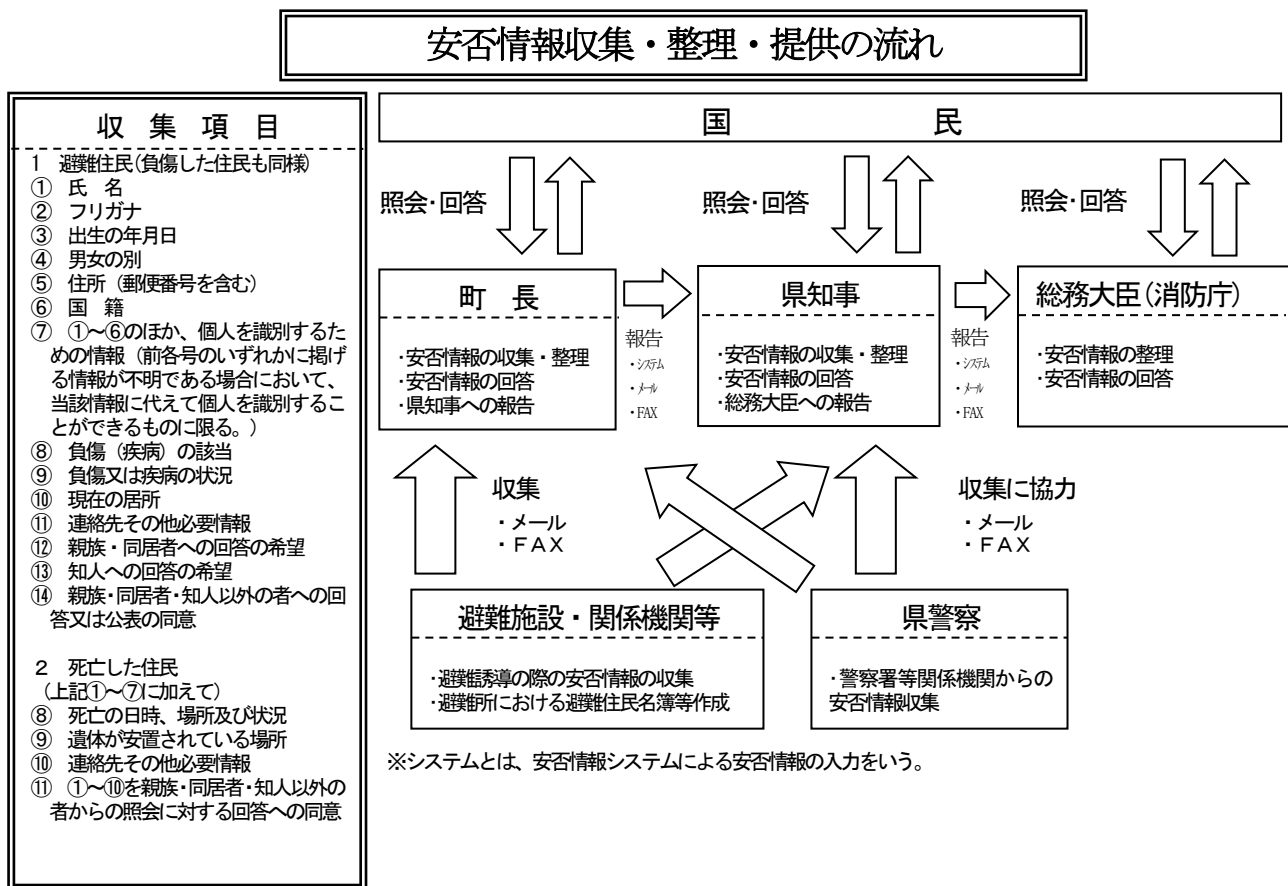
(3) 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- ア 国からの協力要請に応じた医療救護班の編成や医療活動の実施
- イ 患者の除染による二次被害の防止や防護服の着用などの防護措置の実施

第6章 安否情報の収集・提供

町は、安否情報の収集及び提供に当たっては、国民保護措置の実施状況を考慮の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を、以下のとおり定める。

※ 安否情報の収集、整理及び提供の流れは、下記のとおり。



1 安否情報の収集

(1) 安否情報の収集

町は、避難施設等において避難住民から任意で収集した情報、平素から把握している医療機関、町が管理する学校等からの情報、佐倉警察署への照会などにより、安否情報の収集を行うとともに、住民基本台帳、外国人登録原票等、町が平素から行政事務のために保有する情報等を活用して行う。

(2) 安否情報収集の協力要請

町は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲

において、安否情報の提供への協力を要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

(3) 安否情報の整理

町は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理する。

2 県に対する報告

町は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムが使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールにて県に送付する。ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話での報告を行う。

3 安否情報の照会に対する回答

(1) 安否情報の照会の受付

ア 町は、安否情報の照会窓口、電話、FAX及びメールアドレスについて、町対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として町対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

(2) 安否情報の回答

ア 町は、当該照会に係る者の安否情報を保有する場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書の確認等により本人確認を行うことにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 町は、照会に係る者の同意があるとき、又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。

ウ 町は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を記録する。

(3) 個人の情報の保護への配慮

- ア 安否情報は個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

4 日本赤十字社に対する協力

町は、日本赤十字社千葉県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7章 武力攻撃災害への対処

第1 武力攻撃災害への対処

町は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら関係機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関する基本的な事項を、以下のとおり定める。

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

(1) 武力攻撃災害への対処

町は、国や県等の関係機関と協力して、町の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

(2) 知事への措置要請

町は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、NBC攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、町が武力攻撃災害を防除し、又は軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

(3) 対処に当たる職員の安全の確保

町は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

2 武力攻撃災害の兆候の通報

町は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者からの直接の通報又は消防組合から通知を受けたときは、佐倉警察署の協力を得つつ、事実関係の確認を行い、必要があると認めるときは、知事に通知するものとする。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

第2 応急措置等

町は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときに、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行う措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

ア 町は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設置、若しくは関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

※ 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している町長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合に、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合は、町は、被害発生現場からの情報により、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

※ 退避の指示（一例）

- ○○地区、△△地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、近隣の堅牢な建物など屋内に一時退避すること。
- ○○地区、△△地区地区の住民については、○○地区の△△（一時）避難場所へ退避すること。

イ 屋内退避の指示

町は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次の場合に行うものとする。

- (ア) NBC攻撃と判断される場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。
- (イ) 敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少な

いと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 町は、退避の指示を行ったときは、町防災行政無線、広報車、町ホームページ、SNS等により速やかに住民に伝達するとともに、放送事業者に対してその内容を連絡する。また、退避の指示の内容等について、知事に通知を行う。

退避の必要がなくなり、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 町は、知事、警察官等から退避の指示の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 町は、退避の指示を住民に伝達する町の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や町で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、消防組合、佐倉警察署などと現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 町の職員及び消防職団員が退避の指示に係る地域において活動する際は、必要に応じて警察官等の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 町は、退避の指示に従事する町の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させるものとする。

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

町は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

※ 警戒区域の設定について

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目の危険を避けるため、特に必要がある場合は、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している町の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。

警戒区域は、一定の区域をロープ等で明示し、当該区域内への立入制限等への違反については、罰則を科して履行を担保する点で退避の指示とは異なるものである。

(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 町は、警戒区域の設定に際しては、町対策本部に集約された情報のほか、現地調整所における佐倉警察署、自衛隊等からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。

また、事態の状況の変化により、警戒区域の範囲の変更等を行う。

NBC攻撃等により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 町は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、町防災行政無線、広報車、町ホームページ、SNS等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる者以外の者に対し、当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、消防組合、佐倉警察署等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 町は、知事、警察官、自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

町は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公用負担等

(1) 町の事前措置

町は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

町は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用

イ 土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

ウ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置
(工作物等を除去したときは、保管)

4 消防に関する措置等

(1) 町が行う措置

町は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害

情報の早急な把握に努めるとともに、消防組合、佐倉警察署等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。

(2) 消防機関の活動

消防組合は、国民保護法、消防組織法、消防法及びその他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全確保に配慮しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、軽減する。

この場合において、町は、消防組合に対し、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うことを要請するとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

町は、町の区域内の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長に対し、相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

町は、前項による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は武力攻撃災害の規模等により必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受入れ体制の確立

町は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受入れに関して必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

町は、他の被災市町村の長から相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、知事との連絡体制を確保するとともに、消防組合と連携し、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

町は、消防機関とともに、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

- ア 町は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を町対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、佐倉警察署との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。
- イ 町は、必要により現地に職員を派遣し、消防組合、佐倉警察署、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、町対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。
- ウ 町が被災地でない場合、町は、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。
- エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防組合と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。
- オ 町は、特に現場で活動する消防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第3 生活関連等施設における災害への対応等

町は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、国の方針に基づき必要な対応が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した町の対応に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

町は、町対策本部を設置した場合においては、町内に所在する生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対応状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防組合に対する支援要請

町は、生活関連等施設の管理者から支援の要請があったときは、消防組合に対し、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行うよう要請する。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 町が管理する施設の安全の確保

町は、町が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のために必要な措置を行う。

この場合において、町は、必要に応じ、消防組合、佐倉警察署その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の町が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

町は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、消防組合に対し、危険物質等の取扱者に武力攻撃災害発生防止のための措置を講ずべきことを命ずるよう要請する。

なお、避難住民の輸送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と町対策本部で所要の調整を行う。

危険物質等に関する措置については、消防組合の管理者が命ずることができる。

対象及び措置は、以下のとおり。

ア 対象

消防法第11条第1項第1号に規定する消防本部等所在市町村の区域に設置される消防法

第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所（移送取扱所を除く。）又は一の消防本部等所在町の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの（国民保護法施行令第29条）

イ 措置

- (ア) 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限（消防法第12条の3）
- (イ) 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限（国民保護法第103条第3項第2号）
- (ウ) 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

町は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。

また、前項の措置を講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

(3) 町による事前措置

町は、武力攻撃災害が発生した場合、被害を拡大させる恐れがある設備又は物件の所有者や管理者に対して、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、設備・物件の除去、その他必要な措置を講じることが指示することができる。

第4 NBC攻撃による災害への対処等

町は、NBC攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるに当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 NBC攻撃による災害への対処

町は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

町は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に応じて、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

町は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

町は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

町は、NBC攻撃が行われた場合は、町対策本部において、消防組合、佐倉警察署、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し又は職員を派遣して、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、町は、現地調整所の職員から最新の情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 町長の権限

町長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、佐倉警察署等関係機関と調整しつつ、国民保護法第108条第1項に掲げる権限を行使する。

	対象物件等	措置
1号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号	生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号	死 体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号	飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号	建 物	・立入りの制限 ・立入りの禁止 ・封鎖
6号	場 所	・交通の制限 ・交通の遮断

町は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、国民保護施行令第31条に定める次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1.	当該措置を講ずる旨
2.	当該措置を講ずる理由
3.	当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4.	当該措置を講ずる時期
5.	当該措置の内容

(5) 要員の安全の確保

町は、NBC攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

2 汚染原因に応じた対応

町は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講ずる。

(1) 核攻撃等の場合

町は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

(2) 生物剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。また、必要に応じ関係機関による消毒等の措置の要請、支援を行う。

※ 生物剤を用いた攻撃の場合における留意事項

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。生物剤を用いた攻撃については、こうした特殊性にかんがみ、特に留意が必要である。

このため、町の国民保護担当部署においては、生物剤を用いた攻撃の特殊性に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署等と緊密な連絡を取り合い、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）による感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

(3) 化学剤による攻撃の場合

町は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

第8章 被災情報の収集及び報告

町は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 被災情報の収集

- (1) 町は、電話、町防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。
- (2) 町は、情報収集に当たっては消防組合、佐倉警察署等との連絡を密にするとともに、特に消防機関は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

- (1) 町は、被災情報の収集に当たっては、県及び消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに被災情報の第一報を報告する。
- (2) 町は、第一報を消防庁に報告した後も、随時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報についてあらかじめ定めた様式に従い、電子メール、FAX等により県が指定する時間に県に対し報告する。

なお、新たに重大な被害が発生した場合など、町長が必要と判断した場合には、直ちに、火災・災害等即報要領に基づき、県及び消防庁に報告する。

第9章 保健衛生の確保その他の措置

町は、避難施設等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行うことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 保健衛生の確保

町は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

(1) 保健衛生対策

町は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。また、精神科医等の専門家の協力を得て、被災者の心のケアの問題に対応するものとする。この際、特に要配慮者の心身双方の健康状態への配慮を行う。

(2) 防疫対策

町は、避難住民等の生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

(3) 食品衛生確保対策

町は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

(4) 飲料水衛生確保対策

ア 町は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。

イ 町は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。

ウ 町は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力の不足、又は予想される場合については、県に対して水道水の緊急応援にかかる要請を行う。

(5) 栄養指導対策

町は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

(6) 環境衛生対策

ア ごみ、がれき、産業廃棄物処理

町は、武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら、「酒々井町災害廃棄物処理計画」に基づき廃棄物対策を実施していくものとする。

イ し尿処理

(ア) 町が行う措置

町は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施する。また、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないよう努めるものとする。

(イ) 避難施設等への仮設(簡易)トイレの設置

町は県の協力のもと、仮設(簡易)トイレを速やかに設置するとともに、十分な衛生管理を行うこととする。

(ウ) 広域的な支援・協力

町は、し尿処理を実施するに当たって、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請するものとする。

2 廃棄物の処理

(1) 廃棄物処理の特例

ア 町は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。

イ 町は、前項により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

(2) 廃棄物処理対策

ア 町は、防災計画に準じて、「震災廃棄物対策指針」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。

イ 町は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、又は不足すると予想される場合については、県に対して他の市町村との応援等にかかる要請を行う。

第10章 国民生活の安定に関する措置

町は、武力攻撃事態等における国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

1 生活関連物資等の価格安定

町は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務（以下「生活関連物資等」という。）の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

2 避難住民等の生活安定等

(1) 被災児童生徒等に対する教育

町教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

(2) 公的徴収金の減免等

町は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、町税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延長並びに町税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 生活基盤等の確保

(1) 水の安定的な供給

町は、水道事業者として消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(2) 公共的施設の適切な管理

町は、町の管理する道路、公共的施設を適切に管理する。

第11章 特殊標章等の交付及び管理

町は、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書に規定する特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理するため、特殊標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

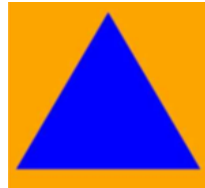
※ 特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーヴ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

1 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章（オレンジ色地に青の正三角形）



(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書（様式のひな型は下記のとおり。）

 <small>（この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白）</small>		
身分証明書 IDENTITY CARD 国民保護措置に係る職務等を行う者用 <small>for civil defence personnel</small>		
氏名/Name -----		
生年月日/Date of birth -----		
<small>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書1）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</small>		
交付等の年月日/Date of issue -----	証明書番号/No. of card -----	
<small>許可権者の署名/Signature of issuing authority</small>		
有効期間の満了日/Date of expiry -----		

身長/Height -----	眼の色/Eyes -----	髪の色/Hair -----
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information:		
血液型/Blood type -----		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等

2 特殊標章等の交付及び管理

町長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

- (1) 町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

3 特殊標章等に係る普及啓発

町は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、特殊標章等及び赤十字標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4編 緊急対処事態への備えと対処

第1章 総論

第1 基本的考え方

町は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においても、国民保護措置に準じて適切に緊急対処保護措置を講じ、対処する必要がある。そのための平素からの備えと対処について基本的な考え方を以下のとおり定める。

町は、武力攻撃に準じる大規模テロ等の緊急対処事態においては、基本指針を踏まえ、警報の通知及び伝達を除き武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処に準じて緊急対処保護措置を行うこととなる。

一方、今日の安全保障環境に係る国の見解は、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、米国の9.11テロにみられるとおり、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威であるとしている。

このため、本編では近年高まっている大規模テロの脅威が我が国にも及んでいる現状、並びに、緊急対処事態においては、発生当初は災害と区別できないことや発生した事態に対して多様な対応が考えられるため、より詳細に記述することとする。

第2 事態想定ごとの被害概要

緊急対処事態に係る事態想定ごとの被害概要は、以下のとおりである。

1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	・爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生じる。
危険物積載船への攻撃	・危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。
ダムの破壊	・ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。
近隣県の原子力事業所等の破壊	・大量の放射性物質が放出され、周辺住民が被ばくする。 ・汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われたとき、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊したときには人的被害は多大なものとなる。
列車等の爆破	
政治経済活動の中核※に対する攻撃 ※庁舎、金融機関、交通施設、空港、トンネル、電力施設、通信施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の破壊等により、政治行政や社会経済活動に支障が生じる。 ・行政機能の低下により事態対処の遅延が生ずる。 ・行政サービスの停止、電気・通信・交通障害、物流停滞等により国民生活が圧迫される。 ・物価、金融相場の乱高下及び対外的信用低下により経済損失が生ずる。

2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

事態例	被害の概要
<p><放射性物質></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ダーティボム等の爆発による放射能の拡散 ○水源地に対する放射性物質の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎、また、放射性物質による被ばくや、汚染による被害及び不安が生じることである。 ・ダーティボムの爆発により放射線被ばくや放射性物質により汚染が起きると急性障害や発がんを含む晩発障害が起きることがある。 ・小型爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。まず、核爆発によって爆心地周辺においては、熱線、爆風及び中性子線やガンマ線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、被ばくや放射性物質による汚染の被害を短期間にもたらすほか、中性子線により放射化された建築物や土壌から放射線が発生し、放射性物質を含んだ降下物が風下方向に拡散し、被害範囲を拡大させる。 ・水源地に対する放射性物質の混入による被害は、放射性物質による内部被ばくや社会的不安を引き起こすことである。
<p><生物剤・毒素></p> <ul style="list-style-type: none"> ○炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布 ○水源地に対する毒素等の混入 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。 ・生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既知かどうか等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 ・水源地に対する毒素等の混入による被害は、汚染による健康被害及び不安が生じることである。

<化学剤> ○市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	・一般に化学剤は、地形、気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうのように広がり人的被害をもたらす。
--------------------------------	--

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

事態例	被害の概要
○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ・ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

第3 平素からの備え

緊急対処保護措置を講ずるため、武力攻撃事態に準じて平素から備えるほか、NBCテロ及び爆発物を使用したテロを念頭に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 関係機関との連携

町は、県と連携を図り、放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析、影響評価、防護、多数の被害者の救急搬送、住民の避難、医療措置、除染・防疫、無害化等の緊急対処保護措置の実施に必要な協力を得る。また、大規模なテロ等の発生時に、迅速かつ的確に医療の提供を行うため、多数傷病者の円滑な搬送や医療機関の受け入れ体制の強化に努める。

あわせて、消防組合、佐倉警察署、自衛隊及び県等との危機管理・防災に係る様々な会議も活用し、関係機関との連絡体制や発生時の実動面等の強化に努めるものとする。

2 町が管理する公共施設における警戒

町は、その管理に係る公共施設等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、来場者確認の徹底等の不審者対策、消防組合、佐倉警察署等への定期的巡回依頼と連絡体制の確認、職員及び警備員による見回り・点検、ポスターや館内放送等による利用者への広報啓発など、警戒等の措置を実施し、施設の種別等に応じた予防対策を講ずることが重要である。

3 対処マニュアル等の整備及び留意点

町は、緊急対処事態において、迅速な対応を図るため、対処マニュアルや緊急連絡体制の整備を進め、必要に応じ、県及び関係機関と共有する。

なお、既存マニュアルの修正や新規作成を行うときには、特に以下の措置等について留意するものとする。

- (1) 多数の被害者の救助、救急搬送、救急医療等の人命救助に関する措置
- (2) 放射性物質、生物剤、化学剤等原因物質の特定・分析及び影響評価等に関する措置
- (3) 放射性物質、生物剤、化学剤等の除染、防疫、無害化等に関する措置
- (4) 国が想定している「現地調整所」の具体的運営や位置付け

4 成田国際空港における備え

成田国際空港における緊急対処事態への備えについては、武力攻撃事態等への備え及び防災計画第3章大規模事故災害応急対策計画第4節航空機事故災害対策計画に準ずるとともに、関係機関との連携に努めるものとする。

第2章 緊急対処事態への対処

第1 事態認定前の対処

町は、武力攻撃事態と同様に、緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となることが想定される。

そのため、初動体制を確立し、県及び関係機関等からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行うなど、事態認定前の対処について、以下のとおり定める。

1 情報連絡体制

町は、消防組合、佐倉警察署等からの連絡その他の情報により、緊急事態の発生を把握した場合は、直ちにその旨を、町長へ報告するとともに、他の関係課（局・所）へ連絡し、県、関係機関及び県を通じて国へ速やかに連絡する。

また、第一報に続き、事件の概要、経過、措置等に関する続報についても町長へ速やかに迅速に報告するものとする。

2 国民保護等連絡室の設置

- (1) 町は、感染症の異常な発生や大規模集客施設、駅等の爆破など国における緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案に関する情報を入手した場合には、情報収集・分析を迅速に行うため、国民保護等連絡室を速やかに設置する。国民保護等連絡室は、武力攻撃事態における国民保護等連絡室の要員により構成する。

なお、国民保護等連絡室は、政府において事態認定が行われたが、事案発生場所が町の区域外であるなど町との直接関連度が低い場合は、必要により設置する。

- (2) 国民保護等連絡室は、消防組合、佐倉警察署及び自衛隊等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、国、県、指定公共機関及び指定地方公共機関等の関係機関に対して速やかに情報提供を行う。
- (3) 情報分析の結果、緊急対処事態に該当しないことが判明した場合は、国民保護等連絡室を廃止する。

3 国の指定による町緊急対処事態対策本部に移行する場合の調整

(1) 国民保護等連絡室の廃止

町は、国民保護等連絡室を設置した後に、国において事態認定が行われ、町に対し緊急対処事態対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置すべき市町村の指定の通知があった場合に、直ちに町対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、国民保護等連絡室を廃止するものとする。

(2) 事故災害対策本部からの移行

町が、事態を大規模事故として判断し、または、多数の人を殺傷する行為等の事案に伴い発生した災害に対処するため、災害対策基本法に基づく事故災害対策本部を設置した場合において、その後、国において事態認定が行われ、緊急対処事態対策本部を設置すべき市町村の指定の通知があった場合には、町は、直ちに町対策本部を設置し、事故災害対策本部を廃止するものとする。

なお、町対策本部の設置前に災害対策基本法に基づく避難の指示等の措置が講じられている場合には、すでに講じられた措置に代えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2 町対策本部の設置の手順等

町が、緊急対処事態における町対策本部を設置する場合の手順等について、以下のとおり定める。

1 町対策本部の設置手順

町対策本部の設置

町長は、国から、県を通じて市町村緊急対処事態対策本部を設置すべき指定の通知を受けた場合、直ちに町対策本部を設置する。

次の項目については、町国民保護対策本部を設置する場合に準ずるものとする。

- (1) 町対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等
- (2) 町対策本部の組織構成及び機能
- (3) 町対策本部における広報等
- (4) 町現地対策本部現地調整所及び現地対策本部の設置
- (5) 町対策本部長の権限
- (6) 町対策本部の廃止
- (7) 通信の確保

第3 関係機関相互の連携と主な役割

町が、緊急対処事態における事態認定前後において、特に重要となる初動時の関係機関相互の連携について、以下のとおり定める。

1 初動時における連携の基本モデルと主な役割

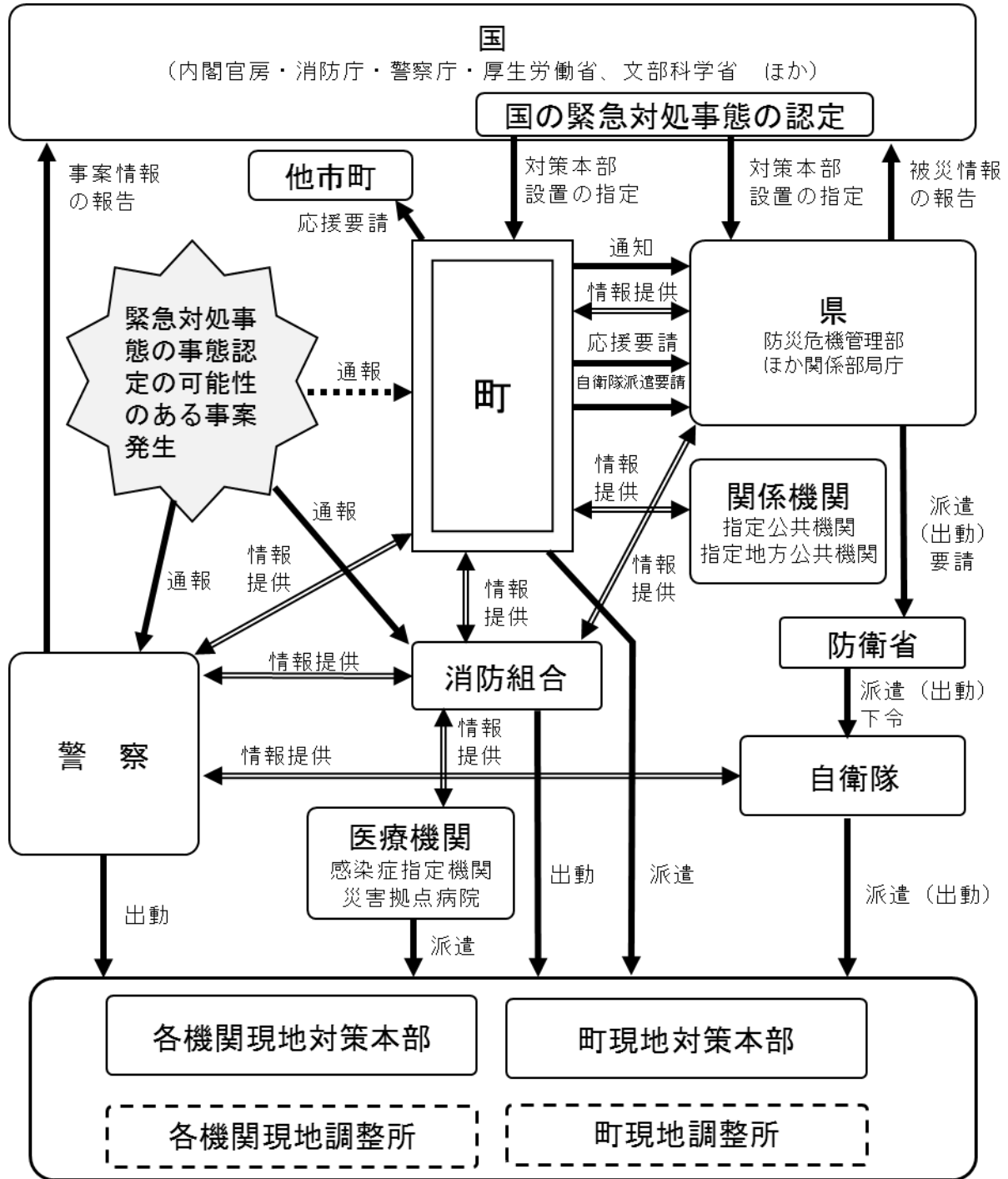
緊急対処事態認定前後における関係機関相互の連携形態は、武力攻撃事態における連携に準じるものとするが、特に初動対応で重要となるのは、町と消防組合及び佐倉警察署等の現地対処機関との連携である。

初動時における現地対処関係機関の主な役割は以下のとおりと想定されており、基本的な連携モデルは、次のとおり想定される。

- (1) 緊急対処事態の認定につながる可能性のある事案（以下「緊急対処事態認定可能性事案」という。）発生時の主な関係機関の役割

町	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供及び健康相談など
佐倉警察署	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、原因物質の特定、避難誘導、救助、交通規制及び捜査活動など
消防組合	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、一次除染、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送、消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ及び二次除染など
自衛隊	捜索、救出及び除染など

(2) 緊急対処事態認定前後の関係機関連携モデル



※ 「緊急対処事態」の形態は、いわゆるNBCテロや爆発物を使用したテロなど様々であるが、上に示している連携モデルは、事案発生時の各関係機関との連携のイメージを総括的に図示したものである。

※ 各関係機関の総合調整は、基本的には現地付近に設置される現地調整所と現地対策本部にて行う。

2 使用物質別の相互連携モデルと主な役割

大規模テロなど緊急対処事態認定可能性事案において使用される物質は様々であり、その物質の性質類型ごとの現地对処関係機関の主な役割は以下のとおり想定されており、連携モデル及び発生時の連絡系統図は、以下のとおり想定される。

(1) 放射性物質が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「放射性物質テロ等」という。）

ア 放射性物質テロ等発生時の主な関係機関の役割

町	情報収集、情報提供及び避難誘導など
国	情報収集、情報提供、専門家の派遣及びモニタリングなど
県	情報収集、情報提供、健康相談及びモニタリングなど
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制及び捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送及び消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージ及び除染など
自衛隊	捜索、救出及び除染など

(2) 生物剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「生物テロ等」という。）

ア 生物テロ等発生時の主な関係機関の役割

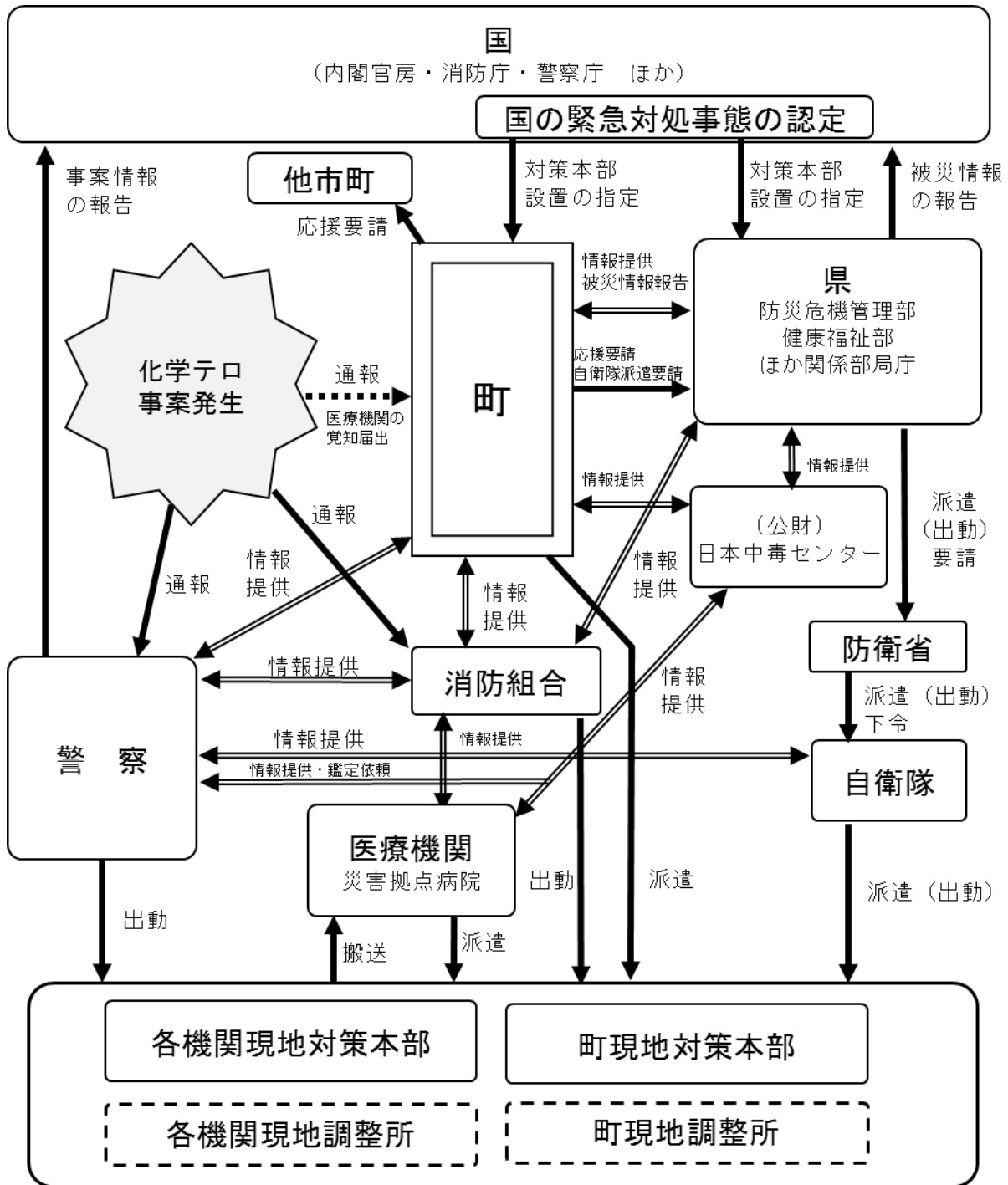
町	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談、感染経路等の調査、生物剤の検出、ワクチン接種（医療機関と協力）及び（可能な範囲で）地域・施設の除染、消毒など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、避難誘導、救助、交通規制、原因物質の特定等及び捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、避難誘導、立入禁止消防区域等の設定、被害者の除染（生物剤を含んだ物質を散布されたときなど）及び救急搬送など
医療機関	救急医療、健康福祉センター（保健所）への届け出など
自衛隊	捜索、救出及び除染など

(3) 化学剤が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「化学テロ等」という。）

ア 化学テロ等発生時の主な関係機関の役割

町	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供及び健康相談など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、立入禁止区域等の設定、交通規制、原因物質の特定等、捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、簡易検知、救助、立入禁止区域等の設定、被害者の一次除染、救急搬送におけるトリアージ及び救急搬送など
医療機関	救急医療、トリアージ及び被害者の二次除染など
自衛隊	捜索、救出及び除染など

イ 化学テロ等発生時の関係機関連携モデル



※ (公財) 日本中毒情報センター
 テロに使用された物質に関する助言を行う。(除染剤、除染方法、処理方法など)

(4) 爆発物が使用された緊急対処事態認定可能性事案（以下「爆発物テロ等」という。）

ア 爆発物テロ等発生時の主な関係機関の役割

町	情報収集、情報提供など
県	情報収集、情報提供、健康相談及び自衛隊派遣要請など
警察	情報収集、情報提供、現場の保存、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、交通規制及び捜査活動など
消防	情報収集、情報提供、救助、避難誘導、立入禁止区域等の設定、救急搬送におけるトリアージ、救急搬送及び消火活動など
医療機関	救急医療、トリアージなど
自衛隊	捜索、救出など

第4 緊急対処事態への対処上の留意点

緊急対処事態は、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、原則として、武力攻撃事態等への対処に準じて行うこととされており、その取扱い上の留意すべき点について、以下のとおり定める。

1 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、町は、緊急対処事態における警報については、通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関、当該地域に所在する施設の管理者及び当該地域をその業務の範囲とする指定地方公共機関等に対し県と連携し通知及び伝達を行う。

なお、緊急対処事態における警報の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の通知及び伝達に準じて、これを行う。

2 赤十字標章等の標章の取扱い

赤十字標章等及び特殊標章等は、国際的な武力紛争において使用されるものであることから、武力攻撃事態等における赤十字標章等の標章に関する法の規定は、国際的な武力紛争ではない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

3 国民経済上の措置の取扱い

武力攻撃事態が長期にわたる場合を前提とした、国民経済上の措置に関する規定(生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予等に関する規定)は、長期にわたるものと想定していない緊急対処事態には準用されていないので留意する。

4 重要施設に係る緊急対処事態における災害への対処

成田国際空港に係る緊急対処事態における災害への対処については、武力攻撃災害への対処に準じて行うものとする。

第5編 復旧等

第1章 応急の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害及び緊急対処事態（以下「武力攻撃災害等」という。）が発生したときは、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 町が管理する施設及び設備の緊急点検等

町は、武力攻撃災害等が発生した場合には、職員等従事者の安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

(2) 通信機器の応急の復旧

町は、武力攻撃災害等の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機器への切り替え等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県及び総務省にその状況を連絡する。

(3) 県に対する支援要請

町は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

2 公共的施設の応急の復旧

(1) 町が管理するライフライン施設の応急の復旧

町は、武力攻撃災害等が発生した場合には、町が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

(2) 町が管理する施設の応急の復旧

町は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路等及び施設について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の運送等の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2章 武力攻撃災害等の復旧

町は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害等による被害が発生したときは、武力攻撃災害等の復旧に関して必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害等が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害等が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、町は、武力攻撃災害等の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

2 町が管理する施設及び設備の復旧

町は、武力攻撃災害等により町の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等に応じて迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等に応じ、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3章 国民保護措置等に要した費用の支弁等

町が国民保護措置及び緊急対処保護措置(以下「国民保護措置等」という。)の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置等に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 国民保護措置等に要した費用の支弁、国への負担金の請求

(1) 国に対する負担金の請求方法

町が国民保護措置等の実施に要した費用で町が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

(2) 関係書類の保管

町は、武力攻撃事態等において、国民保護措置等の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

2 損失補償、実費弁償及び損害補償

(1) 損失補償

町は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

(2) 実費弁償

町は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

(3) 損害補償

町は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い、損害補償を行う。

3 総合調整及び指示に係る損失の補てん

町は、県の対策本部の総合調整、避難住民の誘導若しくは避難住民の輸送に係る指示をした場合において、総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、町の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

4 その他の国民保護措置等に要した費用の支弁等

(1) 損失補償及び損害補償

国民保護法に基づき町が行う損失補償及び損害補償の手続等については、県国民保護計画に準じて定めるものとする。

(2) 県が町の国民保護措置を代行した場合の費用の支弁

町が武力攻撃災害により事務の実施が困難となった場合において、国民保護措置等が実施された場合の費用については県が支弁する。

(3) 町が救援の事務を行った場合の費用の支弁

国民保護法第76条第1項の規定により救援に関する事務を町が行った際の費用は、県が支弁する。

なお、県が当該費用を支弁するいとまがないときは、町が一時的に立て替え支弁をすることができるものとする。

その他、町が国民保護措置等の実施に要した費用の支弁等は、県国民保護計画に準じるものとする。

5 他の市町村の応援を受けた場合の費用の支弁

町は、国民保護措置等の実施において他の市町村等の応援を受けた際は、応援に要した費用を支弁するものとする。

なお、当該応援を受けて費用を支弁するいとまがないときは、応援をした市町村等に費用の一時立て替え支弁を求めるものとする。

資料編

目 次

1	条例・要綱等	1
(1)	酒々井町国民保護協議会条例	1
(2)	酒々井町国民保護対策本部及び酒々井町緊急対処事態対策本部条例	2
(3)	酒々井町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	3
(4)	酒々井町国民保護協議会委員	1 3
2	関係機関の連絡先	1 4
3	国民保護法に基づく避難施設	1 9
4	様 式	2 0
(1)	被災情報の報告様式	2 0
(2)	安否情報省令様式第 1 号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	2 1
(3)	安否情報省令様式第 2 号 安否情報収集様式（死亡住民）	2 2
(4)	安否情報省令様式第 3 号 安否情報報告書	2 3
(5)	安否情報省令様式第 4 号 安否情報照会書	2 4
(6)	安否情報省令様式第 5 号 安否情報回答書	2 5
5	避難実施要領	2 6
(1)	避難実施要領とは	2 6
(2)	避難実施要のパターンとは	2 6
(3)	避難の形態	2 6
(4)	避難実施要のパターン作成にあたっての前提事項	2 8
(5)	町の作成する「避難実施要のパターン」	2 9
6	避難実施要のパターン	3 0
(1)	弾道ミサイル・航空機による攻撃、交通機関（航空機）による自爆テロ	3 0
(2)	ゲリラや特殊部隊による攻撃	4 6
(3)	NBC兵器による攻撃	6 1
(4)	着上陸侵攻	7 7
(5)	最小限様式	8 4

1 条例、要綱等

(1) 酒々井町国民保護協議会条例

平成18年6月20日

条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定により、酒々井町国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、25人以内とする。

2 専門委員は、その者の任命に係る専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第5条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 酒々井町国民保護対策本部及び酒々井町緊急対処事態対策本部条例

平成18年6月20日
条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定により、酒々井町国民保護対策本部及び酒々井町緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 酒々井町国民保護対策本部長(以下「本部長」という。)は、酒々井町国民保護対策本部(以下「対策本部」という。)の事務を総括する。

2 対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、本町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議(次項において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他本町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員をもって充てる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 現地対策本部に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長(対策本部が設置されていないときは、町長)が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、酒々井町緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(3) 酒々井町の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

令和4年2月1日
酒々井町告示第17号

(趣旨)

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、町の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めるものとする。

(定義及び様式)

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

(交付の対象者)

第3条 町長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、町長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 町の職員で国民保護措置に係る職務を行う者
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 町長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 町長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付の手続)

第4条 町長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記第1号様式）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 町長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記第2号様式）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記第1号様式）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

(腕章及び帽章の交付)

第5条 町長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、町長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 町長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付)

第6条 町長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章をあわせて、交付するものとする。

(訓練における使用)

第7条 町長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 町長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗又は車両章をあわせて貸与することができるものとする。

(特殊標章の特例交付)

第8条 町長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、町長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

(特殊標章の再交付)

第9条 町長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失した場合又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記第3号様式）により、速やかに町長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

(身分証明書の交付)

第10条 町長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 町長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の携帯)

第11条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

(身分証明書の再交付)

第12条 町長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失した場合又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（別記第4号様式）により速やかに町長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した身分証明書を返納しなければならない。

(有効期間及び更新)

第13条 第10条第1項の規定により、町長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、町長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、町長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

(保管)

第14条 町長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

(返納)

第15条 町長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

(濫用の禁止)

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

(周知)

第17条 町長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

(雑則)

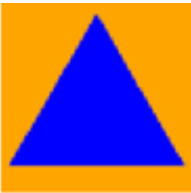
第18条 この要綱に定めるもののほか特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 町における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

附 則

この告示は、令和4年2月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		① オレンジ色地に青色の正三 腕章角形とする。 ② 三角形の一の角が垂直に上 を向いている。 ③ 三角形のいずれの角もオレ ンジ色地の縁に接していな い。 ※ 一連の登録番号を表面右下 すみに付する。 （例：酒々井町1）
帽 章	帽子（ヘルメッ トを含む。）の 前部中央に表示		
旗	施設の平面に展 張、掲揚又は表 示、船舶に掲揚 又は表示		
車両章	車両の両側面及 び後面に表示 航空機の両側面 に表示		

別記

第1号様式(第4条関係)

特殊標章等の交付をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等の 年月日	有効期間の 満了日	身長	眼の色	頭髪の色	血液型	その他の特徴等	標章の使用	返納日	備考
記載例 1	国民 保護男	Hogoo Kokumin	1975/6/18	町職員	2021/6/18	2022/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣類用 ×各1	2022/6/10	所属： 避難誘導要員
2														
3														

7

第2号様式（第4条関係）

特殊標章に係る交付申請書

年 月 日

酒々井町長 殿

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字) _____ _____	生年月日（西暦） _____年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____	写 真 縦4cm×横3cm 身分証明書の 交付のみ貼付
電話番号： _____ E-mail： _____	
識別のための情報（身分証明書の交付のみ記載） 身 長： _____cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____（Rh因子_____）	
標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等（身分証明書の交付の場合のみ記載） _____ _____	
(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返 納 日： _____ _____	

第3号様式（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

年 月 日	
酒々井町長 殿	
申請者	
住 所_____	
電 話_____	
氏 名_____印	
1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号	
2 紛失（破損等）年月日	
3 紛失の状況（破損等の理由）	
4 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
2 ※印の欄は、記入しないこと。



身分証明書再交付申請書

年 月 日	
酒々井町長 殿	
申請者	
住 所_____	
電 話_____	
氏 名_____ 印	
1 旧身分証明書番号	
2 理 由	
3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。別図（第2条関係）

別図（第2条関係）

表 面

	酒々井町長	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 For civil defence personnel		
氏 名／Name	-----	
生年月日／Date of birth	-----	
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日／Date of issue	-----	証明書番号／No. of card
許可権者の署名／Signature of issuing authority		
有効期間の満了日／Date of expiry		

裏面

身長／Height_____	目の色／Eyes_____	頭髪の色／Hair_____
<p>その他の特徴又は情報／Other distinguishing marks or information :</p> <p>血液型／Blood type</p> <p>-----</p> <p>-----</p> <p>-----</p>		
<p>所持者の写真 ／PHOTO OF HOLDER</p>		
<p>印章／Stamp</p>	<p>所持者の署名／Signature of holder</p>	

※ 日本工業規格A 7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）

(4) 酒々井町国民保護協議会委員

No	委員区分 (国民保護法第40条)		委員職名
1	会 長	町 長	酒々井町長
2	第1号委員	指定地方 行政機関	国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所長
3			国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所長
4	第2号委員	自衛隊	陸上自衛隊第1空挺団第2普通科大隊長
5	第3号委員	千葉県	千葉県印旛地域振興事務所長
6			千葉県印旛土木事務所長
7			千葉県印旛保健所長
8			千葉県佐倉警察署長
9	第4号委員	副町長	酒々井町副町長
10	第5号委員	教育長	酒々井町教育長
11		消防長	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長
12	第6号委員	町の職員	酒々井町総務課長
13			酒々井町企画財政課長
14	第7号委員	指定地方 公共機関	成田赤十字病院総務部長
15			東京電力パワーグリッド(株)成田支社支社長代理
16			東日本電信電話(株)千葉事業部千葉支店長
17			東日本旅客鉄道(株)千葉支社佐倉駅長
18			京成電鉄(株)京成成田駅長
19			東京ガスネットワーク(株)千葉支社副支社長
20	第8号委員	有識者等	酒々井町消防団長
21			酒々井町三師会長
22			酒々井町民生委員児童委員協議会長
23			酒々井町社会福祉協議会事務局長
24			住みよい酒々井をつくる防災の会会長

2 関係機関の連絡先

区分	機関名	担当部署	住所	
県	千葉県庁	防災危機管理部 防災対策課	千葉市中央区市場町 1-1	
		県土整備部 河川環境課		
		環境生活部 資源循環推進課		
	印旛地域振興事務所	地域防災課	佐倉市鎚木仲田町 8-1	
	印旛土木事務所	維持課		
	印旛保健所	総務課		
	印旛農業事務所	指導管理課		

区分	機関名	担当部署	住所	
県	佐倉警察署	警備課	佐倉市表町 3-17-1	
		酒々井交番	酒々井町酒々井 898-74	
一部 事務 組合	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	警防課	佐倉市大蛇町 281	
		酒々井消防署	酒々井町上岩橋 1168-1	
	佐倉市、酒々井町清掃組合		酒々井町墨 1506 番地	
	佐倉市、四街道市、酒々井町葬祭組合	さくら斎場	佐倉市大蛇町 790-4	
	印旛衛生施設管理組合	汚泥再生処理センター	佐倉市宮本 3 3 2 番地	
	印旛利根川水防事務組合	事務局	栄町生板鍋子新田乙 20 番地の 71	
	印旛郡市広域市町村圏事務組合		佐倉市宮小路町 12 番地	
指定 地方 行政 機関	関東地方整備局利根川下流河川事務所	防災対策課	香取市佐原イ 4149	
	関東地方整備局千葉国道事務所長	防災情報課	千葉市稲毛区天台 5-27-1	
	関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	
	東京防衛施設局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	
	関東総合通信局	総務部総務課	東京都千代田区丸の内 1-6-1	
	関東財務局千葉財務事務所	総務課	千葉市中央区椿森 5-6-1	
	千葉労働局	総務課	千葉市中央区中央 4-11-1	
	関東農政局 千葉農政事務所	農政推進課	千葉市中央区本千葉 10-18	
	関東森林管理局千葉森林管理事務所	総務調整官	千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	
	関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心	
	関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	
	関東運輸局千葉運輸支局	総務企画課	千葉市美浜区新港 198	
東京航空局成田空港事務所	地域調整課	成田市古込字込前 133		

区分	機関名	担当部署	住所	
指定 地方 行政 機関	東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1-12	
	東京管区气象台 (銚子地方气象台)	防災管理官	銚子市川口町 2-6431	
		観測予報管理官		
自衛隊	陸上自衛隊第1空挺団	団本部第3科 (防衛班)	船橋市薬円台 3-20-1	
	自衛隊千葉地方協力本部		千葉県稲毛区轟町 1-1-17	
指定 公共 機関	(独)国立病院機構	総務課	東京都目黒区東が丘 2-5-21	
	(独)放射線医学総合研究所	安全政策課	千葉県稲毛区穴川 4-9-1	
	(独)水資源機構	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2	
	日本赤十字社	千葉県支部総務課	千葉市中央区千葉港 5-7	
		酒々井町分区	酒々井町中央台 4-1-1	
	原子力規制委員会		東京都港区六本木 1丁目 9番 9号	
	日本放送協会千葉放送局	気象・災害センター企画総務	千葉市中央区中央 4-14-14	
	千葉中央郵便局	総務課	千葉市中央区中央港 1-14-1	
		佐倉郵便局	佐倉市海隣寺町 2-5	
	成田国際空港(株)	安全企画グループ	成田市木の根字神台 24	
	東日本高速道路(株) 関東支社	管理事業部事業統括チーム	東京都台東区北上野 1-10-14 住友不動産ビル 5号館 9F	
	東日本電信電話(株) 千葉事業部	千葉災害対策室	千葉県美浜区中瀬 1-6NTT 幕張ビル 8階	
	東京電力パワーグリッド(株)	成田支社企画総括グループ	成田市花崎町 822-1	
東京ガスネットワーク株式会社	千葉支社共創推進グループ防災担当課	中央区新千葉 1-4-3 千葉フコク生命ビル 7階		

区分	機関名	担当部署	住 所	電話番号等
指定 公共 機関	京成バス(株)	業務課	東京都墨田区押上 1-10-3	
	佐川急便(株)	労務運行管理部	京都市南区上鳥羽角田町 68	
	西濃運輸(株)	営業企画管理室	岐阜県大垣市田口町 1	
		佐倉支店	佐倉市直弥 673	
	日本通運(株)	千葉支店総務課	千葉市中央区今井 1-14-22	
		佐倉支店	佐倉市神門 642-5	
	福山通運(株)	社長室 CSR 推進室	東京都江東区越中島 3-6-15	
	ヤマト運輸(株)	社会貢献部	東京都中央区銀座 2-16-10	
	(株)日本航空インターナショナル	成田総務部	成田市古込 1-1	
	全日本空輸(株)	千葉営業支店	千葉市中央区新町 1000 センティビル 14F	
	京成電鉄(株)	京成成田駅	成田市花崎町 814	
		京成酒々井駅	酒々井町中川 560-1	
	東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	総務部安全企画室	千葉市中央区千葉港 1 番 1 号	
		指令室		
		佐倉駅	佐倉市六崎 235	
酒々井駅		酒々井町酒々井 921		
日本貨物鉄道株式会社	営業統括部	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目 33 番 8 号 サウスゲート新宿		
(株)NTTドコモ 千葉支店	企画総務部	千葉市中央区新町 1000 センティタワー 16F		
ソフトバンクモバイル(株)	コーポレートセキュリティ室	東京都港区東新橋 1-9-1 東京汐留ビルディング		

区分	機関名	担当部署	住 所	電話番号等
指定 地方 公共 機関	社団法人千葉県エ ルピーガス協会	総務部	千葉市中央区中央港 1- 13-1 千葉県ガス石油館 内	
	社団法人千葉県ト ラック協会	交付金事業部	千葉市美浜区新港 212- 10	
		印旛支部	佐倉市表町 4-2-10	
	社団法人千葉県バ ス協会		千葉市美浜区新港 212- 2	
	社団法人千葉県医 師会	総務部	千葉市中央区千葉港 7- 1	
	社団法人千葉県歯 科医師	事務局	千葉市美浜区新港 32- 17	
	社団法人千葉県薬 剤師会	事務局	千葉市中央区千葉港 7- 1	
	社団法人千葉県看 護協会	事務局	千葉市美浜区新港 249- 4	
	千葉テレビ放送株 式会社	報道政策局報道 部	千葉市中央区都町 1-1- 125	
	株式会社バイエフ エム	総務部	千葉市美浜区中瀬 2-6 WBG マリブウエスト 27F	
	千葉県道路公社	総務部総務課	千葉市中央区中央 4- 13-28	

3 国民保護法に基づく避難施設一覧

番号	名称	所在地	電話番号 (市外局番 04)	コンク リート 造	避難所 収容人数 (人)	避難所 収容面積 (㎡)
1	酒々井小学校	酒々井 203	496-1041	○	432	1,730
2	大室台小学校	尾上 2-2	496-5281	○	467	1,867
3	酒々井中学校	尾上 141-10	496-1040	○	594	2,375
4	中央公民館	中央台 4-10-1	496-5321	○	163	651
5	プリミエール酒々井	中央台 3-4-1	496-8681	○	28	110
6	酒々井コミュニテイ プラザ	墨 1549-1	496-4461	○	147	589
7	昭和公園	東酒々井 6-6-6	-	-	-	-
8	中央台公共用地	中央台 3-4	-	-	-	-
9	酒々井総合公園	墨 44	-	-	-	-
10	東京学館高等学校	伊籾 21	496-3881	○	431	1,723

4 様 式

(1) 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
千葉県酒々井町

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 市 町 丁目 番 号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死 者	行 方 不明者	負 傷 者		全 壊	半 壊	
			重 傷	軽 傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		
酒々井町							

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入

市町村名	年月日	性 別	年 齢	概 況

(2) 安否情報省令様式第1号 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）	
記入日時（ 年 月 日 時 分）	
① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定です回答を希望しないが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答をしない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備 考	
<p>(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。</p> <p>(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。</p> <p>(注3) 「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。</p> <p>(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。</p>	

(3) 安否情報省令様式第2号 安否情報収集様式（死亡住民）

安否情報収集様式（死亡住民）	
記入日時（ 年 月 日 時 分）	
① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備 考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者氏名		連絡先	
同意回答者住所		続 柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

(5) 安否情報省令様式第4号 安否情報照会書

安否情報照会書

年 月 日

総務大臣
(千葉県知事) 殿
(酒々井町長)

申請者
住所(居所)
氏名

下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。

照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別するための情報	
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
4 ※印の欄には記入しないで下さい。

(6) 安否情報省令様式第5号 安否情報回答書

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
酒々井町長		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

5 避難実施要領

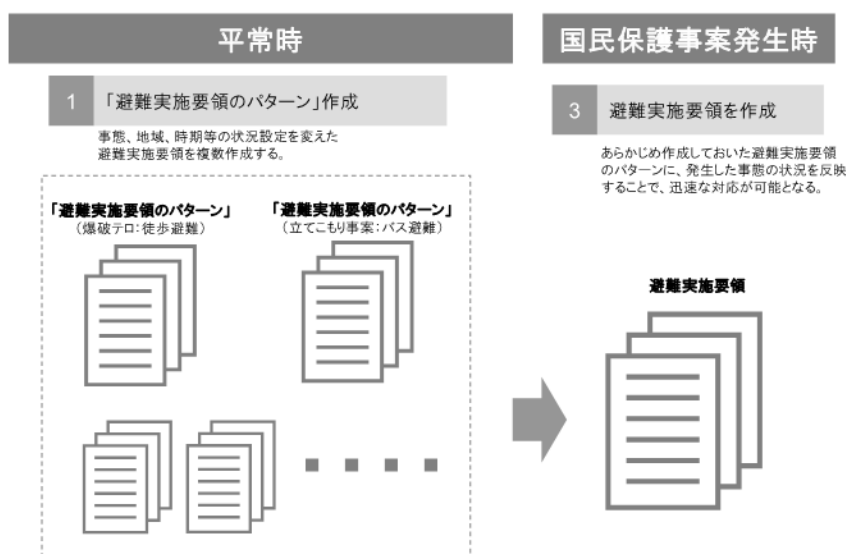
(1) 避難実施要領

国民保護法では、住民の避難に関する措置を行うにあたり、知事が避難の指示を行ったときは、町は、直ちに避難実施要領を定めて、避難住民を誘導することとされている。

避難実施要領は、活動に当たる様々な関係機関が、共通の認識のもと避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、避難実施要領により定められた避難の経路、手段、誘導の実施方法、関係職員の配置等、具体的に避難住民の誘導を行うに際して必要となる事項の内容は住民へ伝達することとなる。

(2) 避難実施要領のパターン

国民保護事案が発生し、住民の避難が必要な状況では、通常、時間的な余裕は全くなく、速やかに避難住民の誘導を行うことが求められる。しかし、実際に住民を避難させるに当たっては、避難施設や避難の手段、避難経路、誘導員の配置等様々な事項について決定する必要がある、これらの検討を事案が発生してから始めるのでは、迅速に避難実施要領を作成することができず、誘導に至るまでにかかなりの時間を要することになってしまう。そこで、基本指針では、複数の「避難実施要領のパターン」をあらかじめ作成しておくよう努めるものとされている。

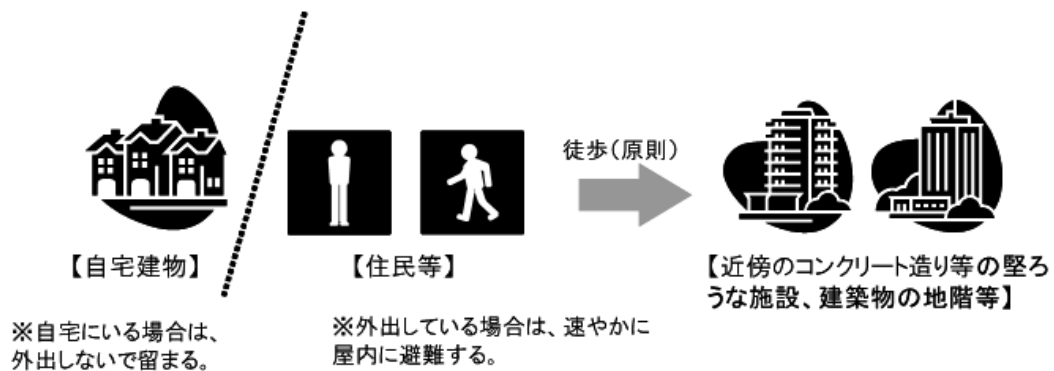


(3) 避難の形態

避難を実施するにあたり考えておくべき避難の形態は、「屋内避難」、「町域内の避難」、「町域外への避難」の3形態（以下「避難形態」という。）が考えられ、事態ごとの被害の規模、発生場所、発生時間等により、当初は「屋内避難」としつつも、時間経過に伴い「町域内外への避難」へと段階的、複合的な避難形態となることが考えられる。

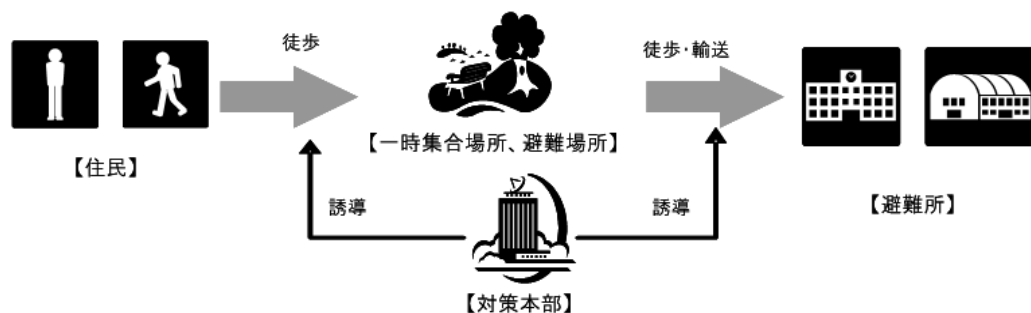
ア 屋内避難

屋外を移動するよりも、屋内にとどまることが安全と判断される場合の避難する方法であり、特に、時間的な余裕が無い場合や一時的な避難の場合等に用いる避難の形態である。(自宅にとどまる場合を含む。)



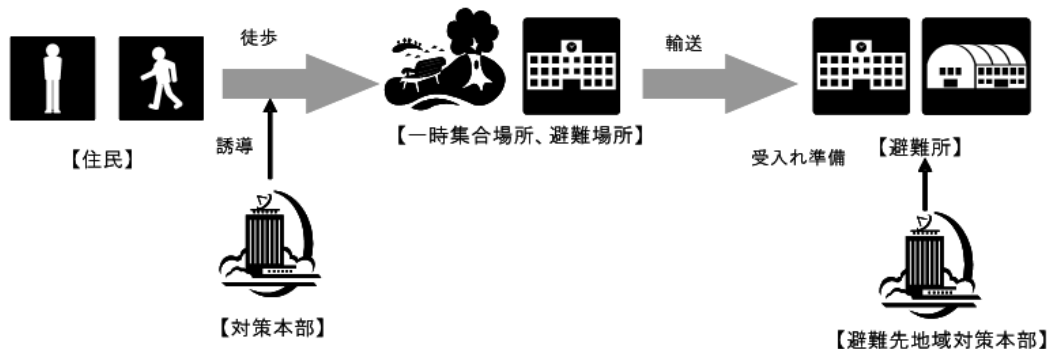
イ 町域内の避難

危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法であり、その場所にとどまっていた場合は、危険な場合等に用いる避難の形態である。



ウ 町域外への避難 (県外への避難を含む。)

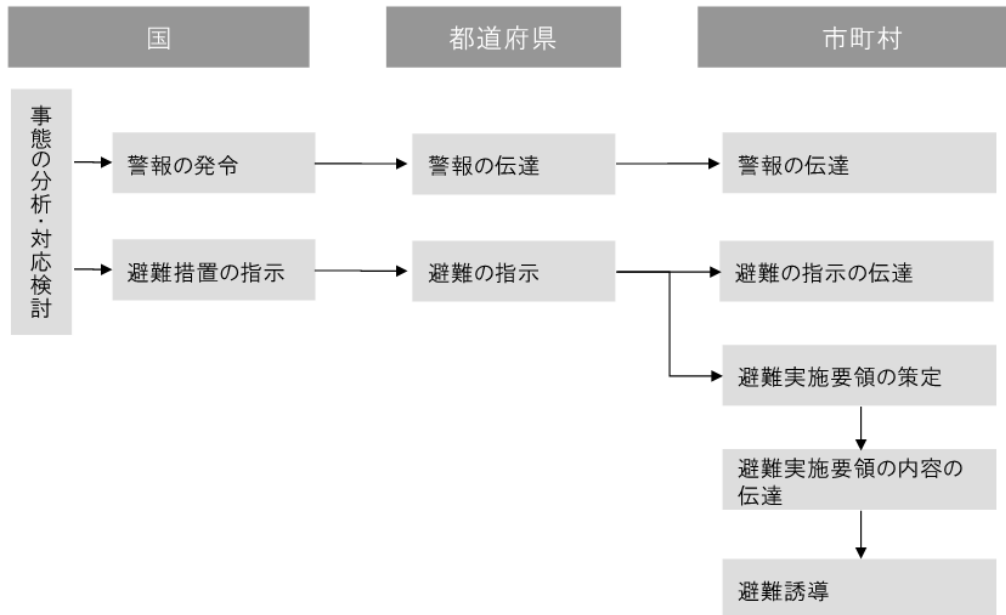
危険が予測される場所から安全な場所に避難する方法のうち、要避難地域が町域を越える場合に用いる避難の方法であり、危険が予測される地域が広範囲に及ぶ場合等に用いる避難の形態である。町は、県と連携して、避難先地域を管轄する都道府県又は市町村と調整を行い、避難住民を誘導する。



(4) 「避難実施要領のパターン」作成のあたりの前提事項

ア 避難誘導までの流れ

町は、県が避難の指示を行ったときには、「避難実施要領のパターン」を参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。



イ 国・県が示す事項

住民の避難に関する措置を行うに当たり、国及び県から以下の事項がそれぞれを示される。町は、指示事項にもとづき避難実施要領を策定し、速やかに住民に伝達する。

(ア) 国による避難措置の指示（国民保護法第52条）

避難措置の指示として次の事項が示される。

- 要避難地域
- 避難先地域（住民の避難経路となる地域を含む。）
- 住民避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要

(イ) 県による避難の指示（国民保護法第54条）

知事により、上記に加えて次の事項が示される。

- 主要な避難の経路（国道や都道府県道等）
- 避難のための交通手段その他避難の方法（バスや鉄道等の交通手段等）

(5) 町の作成する「避難実施要領パターン」

武力攻撃事態及び緊急処理事態の類型の内、町域で発生する可能性のある事態と3つの避難形態を考慮したパターンを作成するとともに、実際に時間的に猶予のない事態が発生したときのため、最小限の事項のみを記載する様式を作成し、以下のとおりとする。

	事態の類型	状況	屋内 避難	町域内 避難	町域外 避難
①	弾道ミサイル・航空機による攻撃、交通機関（航空機）による自爆テロ	発射情報、町域の通過町域への着弾、墜落等のおそれがある場合、又は攻撃直後	○		
②		攻撃後、町域の一部に影響がある場合		○	
③		攻撃後、町域の全域に影響がある場合			○
④	ゲリラや特殊部隊による攻撃	町域及び周辺に発生のおそれがある場合	○		
⑤		発生後、町域の一部に影響がある場合		○	
⑥		発生後、町域の全域に影響がある場合			○
⑦	NBC兵器による攻撃	町域及び周辺に発生のおそれがある場合	○		
⑧		発生後、町域の一部に影響がある場合		○	
⑨		発生後、町域の全域に影響がある場合			○
⑩	着上陸侵攻	町域の全域に影響がある場合			○
⑪	最小限様式				

※ 弾道ミサイル・航空機による攻撃、交通機関（航空機）による自爆テロは類似の事態のため①②③に整理する。

※ 原子力施設・コンビナート施設・危険物積載船等への攻撃は、町域に存在しないため作成しないものとする。

※ 集客施設等への攻撃は、ゲリラや特殊部隊による攻撃に類似の事態のため④⑤⑥に整理する。

※ 着上陸侵攻は、町域外避難の場合のみ作成する。

6 避難実施要領のパターン

(1) 弾道ミサイル・航空機による攻撃、交通機関（航空機）による自爆テロ

ア 事案の特徴

(ア) 弾道ミサイル攻撃

- 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相や対応が大きく異なる。
- 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
- 留意点
 - ・ 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。
 - ・ 屋内避難を行わせる際には、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難させるものとする。
 - ・ 着弾前と着弾後では状況が異なるため、想定される避難行動にも差異が生じると考えられる。
 - ・ 着弾後の避難形態については、屋内避難と、域内・域外避難が混在する。

(イ) 航空による攻撃

「航空機攻撃」については、「弾道ミサイル攻撃」における対処と類似の事態と考えられる。

- 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。
- 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。
- なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。
- 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。
- 留意点
 - ・ 攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生
 - ・ 拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

(ウ) 交通機関（航空機）による自爆テロ

攻撃の手段は異なるものの、施設の破壊に伴う爆発・火災等による被害が想定され得ること、ライフライン等の被災により社会経済活動に支障が生じ得ることの2点において、航空機による攻撃と類似しているものと考えられる。また、航空機による攻撃の対応としては弾道ミサイル攻撃と類似しており、ある程度類似性があるものと考えられる。

- 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設規模によって被害の大きさが変わる。
- 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺への被害も予想される。
- 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

イ 弾道ミサイル・航空機による攻撃、交通機関（航空機）による自爆テロの町への影響

町域に攻撃対象となる大規模施設は存在しないが、上空の通過、周辺への攻撃、迎撃に伴う破片の落下及び撃墜された航空機の墜落等の可能性はあると考えられる。

- ① 屋内避難（発射情報、町域の通過町域への着弾、墜落等のおそれがある場合、又は攻撃直後）

避 難 実 施 要 領	
酒々井町長 分現在	
月 日 時	
屋 内 避 難	
想定される事態	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 町域及びその周辺が弾道ミサイル、航空攻撃、航空機による自爆テロ等の攻撃目標又は飛行経路に該当する場合 ・ 町域及びその周辺が弾道ミサイル、航空攻撃、航空機による自爆テロ等の攻撃直後 	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
<ol style="list-style-type: none"> 1 弾道ミサイルが発射され（おそれがあり）、県域上空の通過、着弾のおそれがあり、住民へ屋内避難の指示 2 航空機が接近し、県域上空の通過、航空攻撃（爆撃・航空機による自爆テロ・墜落）が攻撃（墜落）のおそれがあり、住民へ屋内避難を指示 3 弾道ミサイルが町域に着弾（破片が落下）し、安全が確認できるまで、住民へ屋内避難の指示 4 航空攻撃（爆撃・航空機による自爆テロ・墜落）が町域に実施され、安全が確認できるまで、住民へ屋内避難の指示 	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	酒々井町全域
実行の主体	酒々井町
事案の概要と被害状況	<ol style="list-style-type: none"> 1 弾道ミサイルの町域上空の通過、着弾 2 航空機の町域上空の通過、攻撃の実施 3 攻撃直後で、弾頭（攻撃）の種類は不明の場合
今後の予測・影響と措置	住民の屋内避難
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	酒々井町全域
避難先と避難誘導の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民への早期警報の伝達及び屋内避難の伝達（自宅、又は近傍のコンクリート製の堅牢な施設） 2 情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ○ 弾道ミサイル 飛行体の発射、飛行経路、着弾位置の確認、被害範囲・規模、NBC兵器等の使用の有無の状況把握、火災等2次被害の発生状況 ○ 航空機 航空機の種類、飛行経路、攻撃位置の確認、被害範

	困・規模、NBC兵器等の使用の有無の状況把握、火災等2次被害の発生状況 3 NBC兵器等の使用、火災等2次被害が発生した場合は、2次の発生状況 通常弾頭・火災の発生 → パターン②へ NBC兵器等の使用 → パターン②③へ
避難開始日時	速やかに
避難完了予定日時	速やかに
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	1 消防、警察等と連携し安全確認・情報共有 2 町域に被害があった場合は、消防、警察等と連携し被害の確認、救命救助活動
連絡調整先	総務課危機管理室 (酒々井町国民保護／緊急処理事態対策本部事務局)
3 事態の特性で留意すべき事項	
町域及び周辺地域に攻撃・着弾又は飛散物の落下、特にNBC兵器等の使用、火災等2次被害が発生した場合	
4 住民の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応 ○ 屋内にいる場合 1 ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。ガラス窓等から離れる。 2 1階、又は構造がコンクリート製等の堅牢な場所に避難する。 3 防災行政無線、テレビ、ラジオ及びネット等からの情報収集に努める。 ○ 屋外にいる場合 できる限り近隣のコンクリート製等の堅牢な建物等に避難する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	防災行政無線、防災配信メール、SNS、インターネット、広報車、ケーブルテレビ
避難実施要領の伝達先	—
6 緊急時の連絡先	
酒々井町 国民保護／緊急処理事態対策本部	電 話： F A X：

② 町域内避難（攻撃後、町域の一部に影響がある場合）

避難実施要領	
酒々井町長 分現在	
月 日 時	
町域内避難	
想定される事態	
1 町域の一部で弾道ミサイル、航空攻撃により被害（通常弾頭等による限定的な被害、火災が発生した場合）が発生した場合、又はおそれがある場合 2 町域の一部がNBC弾頭（局所的な放射性物質・化学剤の拡散）等の影響がある場合、又はおそれがある場合	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
1 通常弾頭・破片 酒々井町〇〇の着弾地点を中心に半径〇〇〇mに居住する住民の避難 2 火災の発生 酒々井町〇〇の着弾により発生した火災発生地点を中心に周辺に居住する住民の避難 3 NBC弾頭（局所的な放射性物質・化学剤の拡散）等 → パターン⑧	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	酒々井町〇〇
実行の主体	酒々井町
事案の概要と被害状況	弾道ミサイル、航空攻撃により局所的な被害の発生（通常弾頭・火災・NBC弾頭）
今後の予測・影響と措置	1 死傷者の発生、救命救助活動・消火活動 2 消防、警察等による弾頭の種類の特定、連携した警戒区域の設定 3 避難対象住民約〇〇世帯の立退き避難・安全確保（避難誘導、避難所の開設） 4 2次被害の拡大防止
気象の状況	天候：_____ 気温_____℃ 風向_____ 風速_____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
警戒区域（要避難地域）	酒々井町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇
避難先と避難誘導の方針	1 消防・警察と連携し、警戒区域（避難対象区域）、避難対象者の決定 2 避難経路の指定、避難所の決定・開設準備 3 防災行政無線、広報車等による指示の伝達 4 消防団、警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難所の受け入れ（要配慮者を含む。）

	5 消防団、警察と連携し、警戒区域及び周辺の警戒・交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認）			
	6 避難対象区域外の住民の屋内避難による行動の抑制			
	7 必要により、現地調整所の設置			
	8 被害の影響が全域に拡大する場合 → ③へ NBC弾頭の場合 → ⑧へ			
避難開始日時	年 月 日 :			
避難完了予定日時	年 月 日 :			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警 察 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾頭の種類特定の調査 ・ 町との避難対象区域、警戒区域の協議 ・ 警戒区域とその周辺の警戒・交通規制を調整 ・ 避難誘導時の交通規制・住民避難の補助 ○ 消 防 <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救命救助・救急搬送 ・ 火災発生時の消火活動 ・ 弾頭の種類特定の調査 ・ 町との避難対象区域、警戒区域の協議 ・ 延焼火災時の消火活動 ○ 自衛隊 <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾頭の種類特定の調査 ○ 県・指定地方公共機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒区域内の交通機関の運休又は迂回及び住民の輸送支援 ・ 2次被害防止のための送電・ガス供給の停止等の調整 ○ 町内事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象地域の事業者の営業停止 			
連絡調整先	—			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	NBC兵器等が使用された場合、火災が拡大した場合			
地域の特性	住宅密集地			
時期による特性	通勤・通学時間帯による安全確保の処置			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	〇〇1丁目	〇〇2丁目	〇〇区	合計
避難者数（計）	240	160	215	615
うち要配慮者数	8	7	6	21

うち外国人数	0	0	4	4
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	〇〇1丁目	〇〇2丁目	〇〇区	要配慮者
避難施設名	〇〇小学校	〇〇小学校	〇〇中学校	社会福祉施設
所在地	酒々井〇〇	尾上〇〇	尾上〇〇	上本佐倉
収容可能人数(人)	432	467	594	24
連絡先(電話等)	災害用携帯電話①	災害用携帯電話②	災害用携帯電話④	災害用携帯電話⑦
連絡担当者	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇
その他の留意事項等	教室調整	教室調整		輸送要領
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
所在地	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
連絡先(電話等)	MCA携帯局① 災害用携帯電話③	MCA携帯局③ 災害用携帯電話⑤	MCA携帯局① 災害用携帯電話③	MCA携帯局① 災害用携帯電話③
連絡担当者	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇
その他の留意事項等		駐車場なし		
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・ バス ・船舶・ 徒歩 ・ その他 (町庁用車)			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	町バス、ふれあいタクシー、救急車 事業者車両		
	台数	町バス×1、スクールバス×1、 ふれあいタクシー×3、救急車×1 事業者車両×0		
	輸送可能人数	1往復当たり、〇〇名		
	連絡先	〇〇課〇〇		
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先			
その他輸送手段	要配慮者	町庁用車、事業者車両		
	その他(入院患者等)	救急車		
7 避難経路				
避難に使用する経路(号線)		町道〇-〇〇、町道〇-〇〇、町道〇-〇〇		
交通規制	実施者の確認	〇〇警察署、消防団		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点		
警備体制	実施者の確認	〇〇警察署		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点		

8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地 区		〇〇1丁目	〇〇2丁目	〇〇区	
一時集合 場所への 避難方法	誘導の実施単位	2組		2組	
	輸送手段	徒歩		徒歩	
	避難先	〇〇用地		〇〇公園	
	集合時間	—		—	
	その他 (誘導責任者等)	〇〇課〇〇		〇〇課〇〇	
避難施設 への避難 方法	誘導の実施単位	2組		2組	
	輸送手段	町バス、又は自家用車		スクールバス 又は自家用車	
	避難経路（号線）	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	
	避難先	〇〇小学校	〇〇小学校	〇〇中学校	
	避難完了予定日時	—		—	
	その他 (誘導責任者等)	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	
要配慮者 等の避難 方法	誘導の実施単位	2組	2組	2組	〇組
	要配慮者への支援 事項	<ul style="list-style-type: none"> 同居者・支援者を含む避難 医療機器等個別の対応を行う。 避難所で避難可能な要配慮者の確認 			
	輸送手段	ふれあいタクシー×3、事業者車両			
	避難経路	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇
	避難先	各避難所			社会福祉施設
	避難開始日時	—	—	—	—
	避難完了予定日時	—	—	—	—
8-2 職員の配置方法					
配置場所	分庁舎2階第2多目的室（対策本部）				
人 数	一時避難所（受付）5名、誘導7組14名、避難所3カ所18名、車両同乗者6名				
現地調整所	中央公民館（副町長、危機管理室等）				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	〇〇課、消防団、警察				
時 期	各避難所への移動開始後				
場 所	警戒区域				
方 法	巡回、個別訪問（防護衣一式を支給）				
措 置	残留者への退去勧告				
終了予定日時	—				

8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	避難所に移動後
食事場所	各避難所
提供する食事の種類	当初、防災備蓄品
実施担当部署	〇〇課、避難所担当職員
8-5 追加情報の伝達方法	
防災行政無線、広報車（職員：災害用携帯電話）、SNS、ホームページ、報道	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
① 家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡	
② 住家の施錠、電源ブレーカー、ガスの元栓を閉じる。	
③ 防災備蓄品に準ずる物品、貴重品の携行、ペットの同行避難	
④ 安否・避難所以外に避難する場合の確実な役場への通報	
事態の特性	
被害の種類により避難対象区域が変動	
時期の特性	
通勤・通学者等不在者への避難先の連絡	
一時集合場所での対応	
・ 家族の所在等避難状況の通報	
・ 要配慮者等個別対応の要否	
10 職員の配置	
1 役割分担	
(1) 避難誘導時は、各部各班協働して配置を行う	
① 一時避難所（受付）	
② 誘導7組14名	
③ 避難所3カ所18名（避難所担当職員）	
④ 車両同乗者6名	
(2) 避難誘導後は、各部班の事務所掌により行う。	
2 職員の配置	
(1) 対策本部：本部長（町長）・副本部長（教育長）・本部員・事務局	
(2) 現地調整所：副本部長（副町長）、事務局1名、〇〇課	
3 誘導に際しての留意事項	
(1) 消防団、消防、警察及び県等関係機関との連携	
(2) 避難対象区域外の避難者の抑制	
(3) 職員間の認識共有、交代体制	
4 服装	
防災服、ヘルメット、手袋（武力攻撃事態認定時：国民保護腕章）	

11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	① 防災行政無線及び広報車（避難対象区域） ② ホームページ・SNS ③ 一時避難場所での書面の配布
避難実施要領の伝達先	酒々井町全域
職員間の連絡手段	災害用携帯電話、MCA無線
12 緊急時の連絡先	
酒々井町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話： F A X：

③ 町域外避難（攻撃後、町域の一部に影響がある場合）

避難実施要領	
酒々井町長 月 日 時 分現在	
町域外避難	
予測される事態	
1 町域及び周辺地域が弾道ミサイルによる攻撃により、町域全域に影響がある場合、又はおそれのある場合	
2 航空攻撃の範囲が拡大し、町域全域に影響がある場合、又はおそれのある場合	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
弾道ミサイル（航空攻撃）による攻撃（のおそれ）があり、県北西部各市町は、〇〇県への住民避難。酒々井町は、〇〇県〇〇町への町域外避難（NBCの場合 → ⑨）	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	酒々井町（県北西部全域）
実行の主体	酒々井町
事案の概要と被害状況	○ 武力攻撃事態認定 ○ 弾道ミサイル・航空攻撃による等の攻撃により、町全域に被害が発生（のおそれ）
今後の予測・影響と措置	○ 事態の終息は不透明であり、避難の期間は長期化の可能性
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	酒々井町全域
避難先と避難誘導の方針	〇〇県〇〇町 1 〇〇町の避難所への住民の避難 ・ 避難者の把握、移動区分の決定 ・ 避難先自治体との調整 ・ 避難の誘導・同行 ・ 避難先での受入れ 2 〇〇町公民館に行政機能の移転 3 避難後の行政機能の確立
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	1 県 ・ 避難経路の指示 ・ 避難のための交通手段の指示

	2 警 察 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時の交通統制 ・ 町域の警備 ・ 残留者の避難の補助 						
	3 消防・消防団 <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の避難支援 ・ 住民の避難誘導 						
	4 公共交通事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の輸送 						
	5 道路管理者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路の誘導 						
連絡調整先	—						
3 事態等の特性で留意すべき事項							
事態の特性 (除染の必要性等)	1 避難準備・避難の実施の所要大 2 町行政機能の移転 3 避難間の安全確保 4 混乱の防止						
地域の特性	酒々井町全域						
4 避難者数 (単位：人)							
地区名	西部地域	南東部地域	北部地域	中心部①	中心部②	中心部③	合計
避難者数 (計)	4,998	1,312	3,176	5,579	3,190	2,295	約 21,000 (住民票のない者 500 見込)
うち要配慮者数	70	70	70	70	70	70	420 見込
うち外国人等の数	—	—	—	—	—	—	500 見込
5 避難施設							
5-1 避難施設							
避難先地域	①地区	①地区	③地区	④地区	④地区	②地区	
避難施設名	①小 ②小	①中	③小 ③公民館	体育館、 文化ホール	〇〇高校	②中	
所在地	—	—	—	—	—	—	
収容可能人数 (人)	3,000 2,500	2,000	2,500 600	2,500 3,000	3,400	2,500	
連絡先 (電話等)	—	—	—	—	—	—	
連絡担当者	—	—	—	—	—	—	
その他の留意事項等	○ 要配慮者は、医療・社会福祉施設を調整 ○ 他自治体の避難地域への希望者と対応の可否確認						

5-2 一時集合場所（避難受付場所）						
避難受付場所名	酒々井小学校	コミュニティプラザ	東京学館高等学校	酒々井中学校	プリミエール酒々井	大室台小学校
所在地	-	-	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-	-	-
その他の留意事項等	○ 各場所で受付を行い、移動日、移動手段の指定を行う。					
6 避難手段						
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（自家用車）					
輸送手段の詳細	種類（車種等）	○ 鉄道（在来線・臨時便） ○ 観光バス				
	台数	○ 延べ132両（11両編成12便） ○ 延べ420台				
	輸送可能人数	○ 鉄道1両160名（11両編成1, 760名） ○ 観光バス1台50名				
	連絡先	県輸送調整				
輸送力の配分の考え方	1 自家用車で移動可能な世帯を把握 2 原則、地区単位で移動 3 鉄道輸送を優先する。					
その他輸送手段	要配慮者	○ 原則、バス移動				
	その他（入院患者等）	○ 医療・社会福祉施設車両、救急車				
7 避難経路						
避難に使用する経路		1 鉄道：○○線—○○線—○○線 2 道路：○○自動車道				
交通規制	実施者の確認	1 鉄道：発地駅は町職員、乗換駅は鉄道事業者、着地駅は○○県○○町職員 2 道路：警察、道路管理者				
	規制にあたる人数	1 町職員：10名 2 関係機関の計画による。				
	規制場所	1 鉄道：○○駅、○○駅、○○駅、○○駅、 2 道路：○○IC、○○IC				
警備体制	実施者の確認	1 鉄道：警察 2 道路：警察				
	規制にあたる人数	○ 関係機関の計画による。				
	規制場所	○ 鉄道：○○駅、○○駅、○○駅、○○駅、 ○ 道路：○○IC、○○IC				
8 避難誘導方法						

8-1 避難（輸送）方法							
地 区		西部地域	南東部地域	北部地域	中心部①	中心部②	中心部③
輸送区分	鉄 道	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯
	バ ス	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台
	自家用車	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台
出発地	誘導の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道：各駅改札で受付・誘導を行う。 ○ バス：各地区受付場所で誘導を行う。 ○ 自家用車：各地区受付場所で人員・車番を確認する。 					
	輸送手段	出発地までの移動は徒歩					
	避難先	○ 受付時に避難先の再確認を行う。					
	集合時間	○ 各便出発1時間前までに受付					
	その他（誘導責任者等）	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道：各便に町職員10名が同行する。 ○ バス：各便に町職員2名が同行する。 					
	輸送手段	〇〇駅到着後の移動は、〇〇県、〇〇町の支援を受ける。					
	避難経路	〇〇県の指定経路					
	避難先	①小 ②小	①中	③小 ③公民館	体育館 文化ホール	〇〇高校	②中
	避難完了予定日時	-	-	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	町職員同行者から1名を指定					
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	各便に町職員2名が同行する。					
	要配慮者への支援事項	配慮事項に応じた避難先の調整					
	輸送手段	<ul style="list-style-type: none"> ① バス・自家用車 ② 鉄道（支援者同行） ③ 医療・社会福祉施設車両、救急車 					
	避難経路	県、〇〇県の指定経路					
	避難先	医療・社会福祉施設、国（県）、〇〇県、〇〇町と調整					
	避難開始日時	-	-	-	-	-	-
	避難完了予定日時	-	-	-	-	-	-

8-2 職員の配置方法	
配置場所 人数	1 避難受付場所（6か所）：各職員10名・福祉担当3名 2 出発地（駅・町施設（8か所））：各職員10名・福祉担当3名 3 同行者：鉄道：10名（最大12便）、バス：2名（最大520便） 4 避難先（6か所）：各職員4名 5 町移転先：20名
現地調整所	1 中央公民館 2 ○○町公民館
8-3 残留者の確認方法	
確認者	町職員、警察、消防団
時期	各地区避難者出発日から○日間
場所	各地区避難地区
方法	地域の巡回及び受付をしていない住民の戸別訪問
措置	退去勧告
終了予定日時	—
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	1 避難間、住民準備（防災備蓄品を準備） 2 到着以降は、町備蓄品及び国・県に要請
提供する食事の種類	—
実施担当部署	○○課○○
8-5 追加情報の伝達方法	
防災行政無線、防災メール、SNS、各避難受付場所	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
1 原則立退き避難、残留した場合、救援・安全の確保は困難であること。	
2 各地区避難受付場所での避難登録（要配慮者の有無）	
3 自家用車の使用（避難時出発・到着の連絡、避難経路・通過点の遵守 避難時の渋滞・混乱防止）	
4 退去時、住家の施錠、電源ブレーカー、ガスの元栓を閉じる。	
5 地区単位、家族単位での移動	
事態の特性	
事態の進展により、緊急的な避難になることが予測されること。	
一時集合場所での対応	
1 世帯単位で避難先の登録（自家用車：車番）	
2 要配慮者の有無の登録	

10 誘導に際しての留意事項（職員）

1 役割分担

- (1) 避難誘導時は、各部各班協同して配置を行う。
 - ア 避難受付場所（6か所）
 - イ 出発地（8か所）
 - ウ 同行者：鉄道、バス
 - エ 避難先（6か所）
 - オ 町移転準備
 - カ 避難確認

- (2) 移転先へ町の各業務システムの移設を行う。
- (3) 避難後は、原則各部班の事務所掌により行う。

2 職員の配置

- (1) 対策本部：本部長（町長）・副本部長（教育長）・本部員・事務局
- (2) 現地調整所：副本部長（副町長）、事務局1名、〇〇課

3 誘導に際しての留意事項

- (1) 国・県及び関係機関との連携
- (2) 職員間の認識共有、交代体制
- (3) 職員家族の帯同等の処置

4 服装

防災服、ヘルメット（武力攻撃（予測）事態認定時：国民保護腕章）

11 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	① 防災行政無線及び広報車（避難対象区域） ② ホームページ・SNS ③ 避難受付場所での書面の配布
避難実施要領の伝達先	酒々井町全域
職員間の連絡手段	災害用携帯電話、MCA無線

12 緊急時の連絡先

酒々井町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話： F A X：
-------------------------	----------------

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

ア 事案の特徴

(ア) ゲリラや特殊部隊による攻撃

- 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば原子力事業所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。また、放射性物質等を混入した汚い爆弾（以下「ダーティボム」という。）が使用される場合がある。

○ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町（消防機関を含む。）と県、警察及び自衛隊が連携し、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地域に移動させる等適切な対応を行う。

事態の状況により、知事の緊急通報の発令、町又は県の退避の指示、又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

一般的には、比較的狭い範囲において、突発的な被害に伴い必要となる緊急的な対応をパターンとなるが、想定する事案によっては、範囲が広域化する、予測・察知が可能となることも考えられる。

(イ) 集客施設等への攻撃

緊急処理事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定されるため、ゲリラや特殊部隊による攻撃のパターンに含めて作成する。

- 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。
- ゲリラや特殊部隊による攻撃の「突発的に発生する可能性」、「被害が比較的狭い範囲に限定されるのが一般的」等の特徴について、集客施設等への攻撃に当てはまる場合がある
- 集客施設等への攻撃手段としては、施設等に設置された爆弾がダーティボムや駅等において、武装作業員等が、化学剤・生物剤を散布する事案が想定されることも考えられ、その場合にはゲリラや特殊部隊による攻撃、化学剤・生物剤による攻撃と特徴や対応が類似する可能性もあり得る。パターンを作成するに当たっては、設定した事案の特徴にしたがい、適切な対応を想定する必要がある。→ **パターン⑦⑧⑨**

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃の町への影響

町域が攻撃対象となる可能性は低いものの、鉄道4駅、自動車道、アウトレットが所在し、成田空港も近傍にあることから検討・具体化を図る。

④ 屋内避難（町域及びその周辺発生の恐れがある場合）

避 難 実 施 要 領	
酒々井町長 分現在	
月 日 時	
屋 内 避 難	
想定される事態	
1 町域及びその周辺でゲリラ・特殊部隊の活動が活発であり、公共施設、大規模商業施設、交通機関が攻撃の対象とされるおそれがある場合	
2 町域及びその周辺でゲリラ・特殊部隊による攻撃の発生直後	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
1 町域及びその周辺でゲリラ・特殊部隊の活動が活発であり、大規模商業施設、交通機関が攻撃の対象とされるおそれがあるため、住民に屋内避難を指示	
2 町域及びその周辺でゲリラ・特殊部隊による攻撃の発生したため、屋内避難を指示	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	県北西部、酒々井町全域
実行の主体	酒々井町
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	住民の屋内避難
気象の状況	天候：____ 気温____℃ 風向____ 風速____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	酒々井町全域
避難先と避難誘導の方針	1 武力攻撃事態（緊急処理事態）又は予測事態 2 テロ等に巻き込まれるのを防止するため、住民の屋内避難 3 事業者と連携した鉄道利用者、公共施設・大規模商業施設来場者の安全確保 4 情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、警察からの情報 ・ 鉄道、公共施設・大規模商業施設の情報 ・ 不審者・不審物情報
避難開始日時	避難の指示後、速やかに
避難完了予定日時	避難の指示後、速やかに
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察、消防、消防団等安全確認・情報共有
連絡調整先	総務課危機管理室 (酒々井町国民保護／緊急処理事態対策本部事務局)

3 事態の特性で留意すべき事項	
NBC（放射性物質、化学剤、生物剤）を使用したテロ	
4 住民・来場者の行動（基本事項）	
屋内避難の指示を受けた場合の対応 <input type="radio"/> 屋内にいる場合 ① ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。 ② 1階、又は構造がコンクリート製の堅牢な場所へ避難する。 ③ 防災行政無線、テレビ、ラジオ及びネット等からの情報収集に努める。 <input type="radio"/> 屋外にいる場合 できる限り近隣のコンクリート製の堅牢な建物等へ避難する。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民・事業者への伝達方法	防災行政無線、防災配信メール、SNS、インターネット、広報車、ケーブルテレビ、電話
避難実施要領の伝達先	—
6 緊急時の連絡先	
酒々井町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話： F A X：

⑤ 町域内避難（攻撃後、町域の一部に影響がある場合）

避 難 実 施 要 領	
酒々井町長 分現在	
月 日 時	
町域内避難	
想定される事態	
町域の一部でゲリラ・特殊部隊による攻撃による被害が発生した場合又はおそれがある場合（大規模商業施設、鉄道駅舎、公共施設、住宅密集地）	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
1 爆発等による限定的な被害 酒々井町〇〇の事案発生場所を中心に半径〇〇〇mに居住する住民・来場者等の避難 2 火災の発生 酒々井町〇〇の事案発生により発生した火災発生地点を中心に周辺に居住する住民・来場者等の避難	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	酒々井町〇〇
実行の主体	酒々井町
事案の概要と被害状況	ゲリラ・特殊部隊による攻撃により局所的な被害の発生（爆発・火災）
今後の予測・影響と措置	1 死傷者の発生、救命救助活動・消火活動 2 消防、警察等による事案の特定と連携した警戒区域の設定 3 避難対象住民約〇〇世帯（大規模商業施設）の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所の開設） 4 2次被害の拡大防止
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
警戒区域（要避難地域）	酒々井町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇
避難先と避難誘導の方針	1 事業者、消防・警察と連携し、負傷者の救出救護、警戒区域（避難対象区域）、避難対象者の決定 2 避難経路の指定、避難所の決定・開設準備 3 防災行政無線、広報車等による指示の伝達 4 事業者、消防団、警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難所の受け入れ（要配慮者を含む。） 5 消防団、警察と連携し、警戒区域の及び周辺の警戒・交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認） 6 避難対象区域外の住民の屋内避難による行動の抑制 7 必要により、現地調整所の設置

	8 被害が全域に拡大する場合 → ③へ NBC弾頭の場合 → ⑧へ			
避難開始日時	年 月 日 :			
避難完了予定日時	年 月 日 :			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 警 察 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察のゲリラ・特殊部隊対処に伴う協力体制 ・ 爆発物等の種類の特定の調査 ・ 町との避難対象区域、警戒区域の協議 ・ 警戒区域とその周辺の警戒・交通規制を調整 ・ 避難誘導時の交通規制・住民避難の補助 ○ 消 防 <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救命救助・救急搬送 ・ 火災発生時の消火活動 ・ 爆発物等の種類の特定の調査 ・ 町との避難対象区域、警戒区域の協議 ・ 延焼火災時の消火活動 ○ 自衛隊 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊のゲリラ・特殊部隊対処に伴う協力体制 ・ 爆発物等の種類特定の調査 ○ 県・指定地方公共機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警戒区域内の交通機関の運休又は迂回及び住民の輸送支援 ・ 2次被害防止のための送電・ガス供給の停止等の調整 ○ 町内事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者、来場者の安全な場所への避難 ・ 避難対象地域の事業者の営業停止 			
連絡調整先	—			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	<ul style="list-style-type: none"> ○ NBC兵器等が使用された場合 ○ 火災が拡大した場合 			
地域の特性	住宅密集地、大規模商業施設での発生			
時期による特性	通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	〇〇1丁目	〇〇2丁目	商業施設	合計
避難者数（計）	240	160	300	700

うち要配慮者数	8	7	0	15
うち外国人数	0	0	2	2
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	〇〇1丁目	〇〇2丁目	商業施設	要配慮者
避難施設名	〇〇小学校	〇〇小学校	プリミエール	〇〇
所在地	酒々井〇〇	尾上〇〇	中央台〇〇	上本佐倉
収容可能人数(人)	432	467	310	15
連絡先(電話等)	災害用携帯電話①	災害用携帯電話②	災害用携帯電話④	災害用携帯電話⑦
連絡担当者	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇
その他の留意事項等	教室調整	教室調整		輸送要領
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
所在地	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
連絡先(電話等)	MCA携帯局① 災害用携帯電話③	MCA携帯局③ 災害用携帯電話⑤	移動式MCA 災害用携帯電話③	移動式MCA 災害用携帯電話③
連絡担当者	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇
その他の留意事項等		駐車場なし		
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・ <u>バス</u> ・船舶・ <u>徒歩</u> ・ <u>その他</u> (町庁用車)			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	町バス、ふれあいタクシー、救急車		
	台数	町バス×1、スクールバス×1、 ふれあいタクシー×3、救急車×1 事業者車両×〇		
	輸送可能人数	1往復当たり、〇〇名		
	連絡先	〇〇課〇〇		
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先			
その他輸送手段	要配慮者	町庁用車、事業者車両		
	その他(入院患者等)	救急車		
7 避難経路				
避難に使用する経路(号線)		町道〇-〇〇、町道〇-〇〇、町道〇-〇〇		
交通規制	実施者の確認	〇〇警察署、消防団		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点		
警備体制	実施者の確認	〇〇警察署		
	規制にあたる人数	〇〇名		
	規制場所	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇		

8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地 区		〇〇1丁目	〇〇2丁目	商業施設	各地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	2組		2組	〇組
	輸送手段	徒歩		徒歩	事業者車両、又は自家用車
	避難先	〇〇用地		〇〇公園	〇〇
	集合時間	—		—	—
	その他（誘導責任者等）	〇〇課〇〇		〇〇課〇〇	〇〇課〇〇
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	2組		〇組	〇組
	輸送手段	町バス、スクールバス、又は自家用車		事業者車両、又は自家用車	事業者車両、又は自家用車
	避難経路（号線）	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇
	避難先	〇〇小学校	〇〇小学校	プリミエール	社会福祉施設
	避難完了予定日時	—		—	—
	その他（誘導責任者等）	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	2組	2組	〇組	〇組
	要配慮者への支援事項	<ul style="list-style-type: none"> 同居者・支援者を含む避難 医療機器等個別の対応を行う。 避難所で避難可能な要配慮者の把握 			
	輸送手段	ふれあいタクシー×3、救急車×1			
	避難経路	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇
	避難先	〇〇小学校	〇〇小学校	プリミエール	社会福祉施設
	避難開始日時	—		—	—
	避難完了予定日時	—		—	—
8-2 職員の配置方法					
配置場所	分庁舎2階第2多目的室（対策本部）				
人 数	一時避難所（受付）5名、誘導7組14名、避難所3カ所18名、車両同乗者6名				
現地調整所	中央公民館（副町長、危機管理室等）				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	〇〇課、消防団、警察				
時 期	各避難所への移動開始後				
場 所	警戒区域、商業施設				
方 法	巡回、個別訪問（必要により防護衣一式を支給）				
措 置	残留者への退去勧告				

終了予定日時	—
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	避難所に移動後
食事場所	各避難所
提供する食事の種類	当初、防災備蓄品
実施担当部署	〇〇課、避難所担当職員
8-5 追加情報の伝達方法	
防災行政無線、広報車（職員：災害用携帯電話）、SNS、ホームページ、報道	
9 避難時の留意事項（住民、滞在者）	
避難する場合の留意事項	
基本事項	
① 家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡	
② 住家の施錠、電源ブレーカー、ガスの元栓を閉じる。	
③ 防災備蓄品に準ずる物品、貴重品の携行、ペットの同行避難	
④ 安否・避難所以外に避難する場合の確実な役場への通報	
事態の特性	
避難時に事案に巻き込まれる可能性あり。	
時期の特性	
通勤・通学者等不在者への避難先の連絡	
一時集合場所での対応	
・ 家族の所在等避難状況の通報	
・ 要配慮者等個別対応の要否	
10 職員の配置	
1 役割分担	
(1) 避難誘導時は、各部各班協働して配置を行う	
① 一時避難所（受付）	
② 誘導7組14名	
③ 避難所3カ所18名（避難所担当職員）	
④ 車両同乗者6名	
(2) 避難誘導後は、各部班の事務所掌により行う。	
2 職員の配置	
(1) 対策本部：本部長（町長）・副本部長（教育長）・本部員・事務局	
(2) 現地調整所：副本部長（副町長）、事務局1名、〇〇課	
3 誘導に際しての留意事項	
(1) 2次災害（避難時の事案発生）の防止のための警戒体制	
(2) 消防団、消防、警察及び県等関係機関との連携	
(3) 避難対象区域外の避難者の抑制	
(4) 職員間の認識共有、交代体制	
4 服装	

防災服、ヘルメット（武力攻撃事態認定時：国民保護腕章）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	① 防災行政無線及び広報車（避難対象区域） ② ホームページ・SNS ③ 一時避難場所での書面の配布
避難実施要領の伝達先	酒々井町全域
職員間の連絡手段	災害用携帯電話、MCA無線
12 緊急時の連絡先	
酒々井町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話： F A X：

⑥ 町域外避難（攻撃後、町域の一部に影響がある場合）

避 難 実 施 要 領	
酒々井町長 月 日 時 分現在	
町域外避難	
予測される事態	
町及び周辺地域でゲリラ・特殊部隊による攻撃が頻発・広域化し、町域全域に影響がある場合、又はおそれがある場合	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
ゲリラ・特殊部隊による攻撃が広域化していることから、県は、〇〇県への住民避難。 酒々井町は、〇〇県〇〇町への町域外避難	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	酒々井町（県北西部全域）
実行の主体	酒々井町
事案の概要と被害状況	1 武力攻撃事態認定 2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃が広範囲で発生
今後の予測・影響と措置	事態の終息は不透明であり、避難の期間は長期間の可能性
気象の状況	天候：____ 気温____℃ 風向____ 風速____m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	酒々井町全域
避難先と避難誘導の方針	〇〇県〇〇町 1 〇〇町の避難所への住民の避難 ・ 避難者の把握、移動区分の決定 ・ 避難先自治体との調整 ・ 避難の誘導・輸送同行 ・ 避難先での受入れ 2 〇〇町公民館に行政機能の移転 3 避難後の行政機能の確立
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	1 県 ・ 避難経路の指示 ・ 避難先自治体との調整 ・ 避難のための交通手段の指示

	2 警 察 <ul style="list-style-type: none"> 避難時の交通統制、警戒 町域の警備 住民避難の補助 						
	3 消防・消防団 <ul style="list-style-type: none"> 要配慮者の避難支援 住民の避難誘導 						
	4 公共交通事業者 <ul style="list-style-type: none"> 住民の輸送 						
	5 道路管理者 <ul style="list-style-type: none"> 避難経路の誘導 						
連絡調整先	—						
3 事態等の特性で留意すべき事項							
事態の特性 (除染の必要性等)	1 避難準備・避難の実施の所要大 2 町行政機能の移転 3 避難間の安全確保 4 混乱の防止						
地域の特性	酒々井町全域						
4 避難者数 (単位：人)							
地区名	西部地域	南東部地域	北部地域	中心部①	中心部②	中心部③	合計
避難者数 (計)	4,998	1,312	3,176	5,579	3,190	2,295	約 21,000 (住民票のない者 500 見込)
うち要配慮者数	70	70	70	70	70	70	420 見込
うち外国人等の数	—	—	—	—	—	—	500 見込
5 避難施設							
5-1 避難施設							
避難先地域	①地区	①地区	③地区	④地区	④地区	②地区	
避難施設名	①小 ②小	①中	③小 ③公民館	体育館、 文化ホール	〇〇高校	②中	
所在地	—	—	—	—	—	—	
収容可能人数 (人)	3,000 2,500	2,000	2,500 600	2,500 3,000	3,400	2,500	
連絡先 (電話等)	—	—	—	—	—	—	
連絡担当者	—	—	—	—	—	—	
その他の留意事項等	○ 要配慮者は、医療・社会福祉施設を調整 ○ 他自治体の避難地域への希望者と対応の可否確認						

5-2 一時集合場所（避難受付場所）						
避難受付場所名	酒々井小学校	コミュニティプラザ	東京学館高等学校	酒々井中学校	プリミエール酒々井	大室台小学校
所在地	-	-	-	-	-	-
連絡先（電話等）	-	-	-	-	-	-
連絡担当者	-	-	-	-	-	-
その他の留意事項等	○ 各場所で受付を行い、移動日、移動手手段の指定を行う。					
6 避難手段						
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（自家用車）					
輸送手段の詳細	種類（車種等）	○ 鉄道（在来線・臨時便） ○ 観光バス				
	必要な台数	○ 延べ132両（11両編成12便） ○ 延べ420台				
	輸送可能人数	○ 鉄道1両160名（11両編成1,760名） ○ 観光バス1台50名				
	連絡先	県輸送調整				
輸送力の配分の考え方	1 自家用車で移動可能な世帯を把握 2 原則、地区単位で移動 3 鉄道輸送を優先する。					
その他輸送手段	要配慮者	○ 原則、バス移動				
	その他（入院患者等）	○ 医療・社会福祉車両、救急車				
7 避難経路						
避難に使用する経路		1 鉄道：○○線—○○線—○○線 2 道路：○○自動車道				
交通規制	実施者の確認	1 鉄道：発地駅は町職員、乗換駅は鉄道事業者、着地駅は○○県○○町職員 2 道路：警察、道路管理者				
	規制にあたる人数	1 町職員：10名 2 関係機関の計画による。				
	規制場所	1 鉄道：○○駅、○○駅、○○駅、○○駅、 2 道路：○○IC、○○IC				
警備体制	実施者の確認	1 鉄道：警察 2 道路：警察				
	規制にあたる人数	○ 関係機関の計画による。				
	規制場所	○ 鉄道：○○駅、○○駅、○○駅、○○駅、 ○ 道路：○○IC、○○IC				
8 避難誘導方法						

8-1 避難（輸送）方法							
地 区		西部地域	南東部地域	北部地域	中心部①	中心部②	中心部③
輸送区分	鉄 道	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯
	バ ス	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台
	自家用車	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台
出発地	誘導の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道：各駅改札で受付・誘導を行う。 ○ バス：各地区受付場所で誘導を行う。 ○ 自家用車：各地区受付場所で人員・車番を確認する。 					
	輸送手段	出発地までの移動は徒歩					
	避難先	○ 受付時に避難先の再確認を行う。					
	集合時間	○ 各便出発1時間前までに受付					
	その他（誘導責任者等）	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道：各便に町職員10名が同行する。 ○ バス：各便に町職員2名が同行する。 					
	輸送手段	〇〇駅到着後の移動は、〇〇県、〇〇町の支援を受ける。					
	避難経路	〇〇県の指定経路					
	避難先	①小 ②小	①中	③小 ③公民館	体育館 文化ホール	〇〇高校	②中
	避難完了予定日時	-	-	-	-	-	-
	その他（誘導責任者等）	町職員同行者から1名を指定					
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	各便に町職員2名が同行する。					
	要配慮者への支援事項	配慮事項に応じた避難先の調整					
	輸送手段	<ul style="list-style-type: none"> ① バス・自家用車 ② 鉄道（支援者同行） ③ 医療・社会福祉施設車両、救急車 					
	避難経路	県、〇〇県の指定経路					
	避難先	医療・社会福祉施設、国（県）、〇〇県 〇〇町と調整					
	避難開始日時	-	-	-	-	-	-

	避難完了予定日時	-	-	-	-	-	-
8-2 職員の配置方法							
配置場所 人数	1 避難受付場所（6か所）：各職員10名・福祉担当3名 2 出発地（駅・町施設（8か所））：各職員10名・福祉担当3名 3 同行者：鉄道：10名（最大12便）、バス：2名（最大520便） 4 避難先（6か所）：各職員4名 5 町移転先：20名						
現地調整所	1 中央公民館 2 ○○町公民館						
8-3 残留者の確認方法							
確認者	町職員、警察、消防団						
時期	各地区避難者出発日から○日間						
場所	各地区避難地区						
方法	地域の巡回及び受付をしていない住民の戸別訪問						
措置	退去勧告						
終了予定日時	-						
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法							
食事時期	1 避難間、住民準備（防災備蓄品を準備） 2 到着以降は、町備蓄品及び国・県に要請						
提供する食事の種類	-						
実施担当部署	○○課○○						
8-5 追加情報の伝達方法							
防災行政無線、防災メール、SNS、各避難受付場所							
9 避難時の留意事項（主に住民）							
自宅から避難する場合の留意事項							
基本事項							
1 原則立退き避難、残留した場合、救援・安全の確保は困難であること。							
2 各地区避難受付場所での避難登録（要配慮者の有無）							
3 自家用車の使用（避難時出発・到着の連絡、避難経路・通過点の遵守 避難時の渋滞・混乱防止）							
4 退去時、住家の施錠、電源ブレーカー、ガスの元栓を閉じる。							
5 地区単位、家族単位での移動							

事態の特性	
事態の進展により、緊急的な避難になることが予測されること。	
一時集合場所での対応	
1	世帯単位で避難先の登録（自家用車：車番）
2	要配慮者の有無の登録
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>1 役割分担</p> <p>(1) 避難誘導時は、各部各班協同して配置を行う。</p> <p>ア 避難受付場所（6か所）</p> <p>イ 出発地（8か所）</p> <p>ウ 同行者：鉄道、バス</p> <p>エ 避難先（6か所）</p> <p>オ 町移転準備</p> <p>カ 避難確認</p> <p>(2) 移転先へ町の各業務システムの移設を行う。</p> <p>(3) 避難後は、原則各部班の事務所掌により行う。</p> <p>2 職員の配置</p> <p>(1) 対策本部：本部長（町長）・副本部長（教育長）・本部員・事務局</p> <p>(2) 現地調整所：副本部長（副町長）、事務局1名、〇〇課</p> <p>3 誘導に際しての留意事項</p> <p>(1) 国・県及び関係機関との連携</p> <p>(2) 職員間の認識共有、交代体制</p> <p>(3) 職員家族の帯同等の処置</p> <p>4 服装</p> <p>防災服、ヘルメット（武力攻撃（予測）事態認定時：国民保護腕章）</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>① 防災行政無線及び広報車（避難対象区域）</p> <p>② ホームページ・SNS</p> <p>③ 避難受付場所での書面の配布</p>
避難実施要領の伝達先	酒々井町全域
職員間の連絡手段	災害用携帯電話、MCA無線
12 緊急時の連絡先	
酒々井町 国民保護／緊急処理事態対策本部	<p>電 話：</p> <p>F A X：</p>

(3) NBC兵器による攻撃

NBC兵器の攻撃は、弾道ミサイル・航空機による攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃と複合した避難実施要領となるが、本項の避難実施要領は、特にNBC兵器の特性を考慮した事項について、作成する。

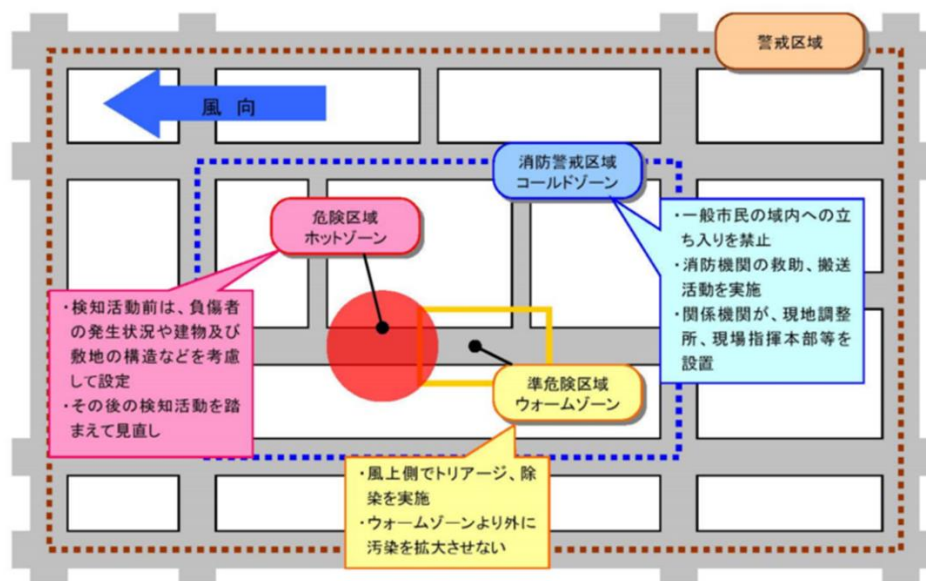
ア 事案の特徴

(ア) 共通

- NBC兵器の攻撃手段は、弾道ミサイル（弾頭）、航空機による爆撃ゲリラや特殊部隊による攻撃（爆発物（ダーディボム）・散布）等多様な手段を有する。
- NBC兵器が使用された場合は、避難対象地域の拡大や、避難期間の長期が予測される。
- NBC兵器の検知及び除染のにあたっては、専門の知識、資機材が必要となる。

(イ) 化学剤による攻撃

- 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。
- 神経剤等即効性のものは主に人員を即時に殺傷することを目的としている。一般に殺傷能力の点では優れるが、環境中に放たれてから分解されるまでの時間が短く、加害の持続効果はあまりない。マスタードガスのような遅効性のものは、即効性のものより一般に殺傷能力の点では劣るが、環境中での分解に時間がかかるため、長時間散布地域一帯を汚染する効果がある。
- 留意点
化学剤による攻撃が行われた場合、又はおそれがある場合は、攻撃が行われた場所、又はおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は風上の高台など汚染のおそれのない安全な地域に避難するものとする。
- 化学剤の散布現場における警戒区域の設定のイメージ



(ウ) 生物剤による攻撃

- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。
- 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。
- 留意点
 - ・ 生物剤による攻撃が行われた場合、又はおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示するものとする。
 - ・ 具体的な対策は、新型インフルエンザ感染症の対応に類似した対応となる。

(エ) 放射性物質による攻撃

- 放射性物質による攻撃はミサイルや爆撃等による核爆発及び放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発等がある。
- 核爆発は、熱線、爆風、放射能、電磁パルス等による直接の被害を受ける地域と核爆発に伴う直接の被害は受けないものの、放射性降下物からの放射線による被害を受けるおそれがある地域がある。
- 留意点

放射性物質による攻撃が行われた場合、又はおそれがある場合は、攻撃が行われた場所又はそのおそれがある場所から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋又は感染のおそれのない安全な地域に避難するよう指示するものとする。

イ NBC兵器の攻撃による、町への影響

町域が攻撃対象となる可能性は低いものの、放射性降下物の拡散、生物剤による感染拡大などの間接的な被害の可能性はあるため、検討・具体化する。

⑦ 屋内避難（町域及びその周辺発生の恐れがある場合）

避 難 実 施 要 領	
酒々井町長 分現在	
月 日 時	
屋 内 避 難	
想定される事態	
1 町域及びその周辺で <u>攻撃手段</u> により、NBC兵器（化学剤・生物剤・放射性物質）の攻撃があった場合、又はおそれがある場合 2 周辺地域でNBC兵器の攻撃があり、町域に間接的な被害があった場合、又はおそれがある場合 3 町域及びその周辺で、生物剤の攻撃により、感染者が発生した場合、感染拡大のおそれがある場合	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
1 町域及びその周辺でNBC兵器（化学剤・生物剤・放射性物質）の攻撃があったため（おそれがあり）、住民への屋内避難を指示 2 町域及びその周辺で、生物剤の攻撃により、感染者が発生し、感染拡大を防ぐため、住民への屋内避難を指示	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	県北西部、酒々井町全域
実行の主体	酒々井町
事案の概要と被害状況	
今後の予測・影響と措置	住民の屋内避難
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	酒々井町全域
避難先と避難誘導の方針	1 武力攻撃事態（緊急対処事態）、又は予測事態 2 住民の屋内避難 3 公共施設・大型集客施設来場者の安全確保 4 医療体制の確立 4 情報収集 <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、警察からの情報 ・ 被害情報（攻撃手段・NBC兵器の種類・地域）
避難開始日時	避難の指示後、速やかに
避難完了予定日時	避難の指示後、速やかに
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	警察、消防、消防団等安全確認・情報共有
連絡調整先	総務課危機管理室 （酒々井町国民保護／緊急対処事態対策本部事務局）

3 事態の特性で留意すべき事項	
突発的な攻撃による避難時の被爆、汚染、感染	
4 住民の行動（基本事項）	
<p>屋内避難の指示を受けた場合の対応</p> <p>○ 屋内にいる場合</p> <p>① ドアや窓を全部閉め、換気扇を止める等、外気からできるだけ遮断されるようにする。</p> <p>② 1階、又は構造が堅牢な場所で避難</p> <p>③ 防災行政無線、テレビ、ラジオ及びネット等からの情報収集に努める。</p> <p>○ 屋外にいる場合</p> <p>① 上着をはおり、マスクの着用やハンカチでおおう等物質の肌への付着・吸入を防ぐ。</p> <p>② できる限り近隣のコンクリート製の堅牢な建物等に避難する。</p>	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民・事業者への伝達方法	防災行政無線、防災配信メール、SNS、インターネット、広報車、ケーブルテレビ、電話
避難実施要領の伝達先	—
6 緊急時の連絡先	
酒々井町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話： F A X：

⑧ 町域内避難（攻撃後、町域の一部に影響がある場合）

避難実施要領	
月	日
時	酒々井町長 分現在
町域内避難	
想定される事態	
1 町域の一部で <u>攻撃手段</u> により、NBC兵器（化学剤・生物剤・放射性物質）の攻撃があった場合	
2 町周辺でNBC兵器の攻撃があり、町域の一部に被害があった場合	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
NBC兵器（局所的な放射性物質・化学剤の拡散・感染症の発生）等	
1 酒々井町〇〇の事案発生場所中心に半径〇〇〇mの警戒区域内に居住する住民の避難	
2 酒々井町〇〇の事案発生場所から風下に設定した警戒区域内に居住する住民の避難	
3 酒々井町〇〇の感染者発生地域の近傍に設定した警戒区域内に居住する住民の避難	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	酒々井町〇〇
実行の主体	酒々井町
事案の概要と被害状況	1 局所的な放射性物質・化学剤の拡散等の被害の発生（ダーティボム・化学剤） 2 生物剤による感染者の発生直後
今後の予測・影響と措置	1 死傷者の発生、救命救助活動 2 消防、警察等による種類の特定、連携した警戒区域の設定 3 （生物剤）感染者及び関係者の隔離 4 避難対象住民約〇〇世帯（事象所）の立ち退き避難・安全確保（避難誘導、避難所の開設） 5 被爆・汚染・感染地域の応急除染 6 2次被害（被爆・汚染・感染拡大）の防止
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
警戒区域（要避難地域）	酒々井町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇 （発生地域、風下区域）
避難先と避難誘導の方針	1 消防・警察と連携し、警戒区域（避難対象区域）、避難対象者の決定（ゾーンニング） 2 避難経路の指定、避難所の決定・開設準備 3 防災行政無線、広報車等による指示の伝達

	4 消防団、警察と連携し、避難者の避難誘導・輸送、避難所の受け入れ（要配慮者を含む。） 5 消防団、警察と連携し、警戒区域の及び周辺の警戒・交通規制（巡回、戸別訪問による退去の確認） 6 避難対象区域外の住民の屋内避難による行動の抑制 7 被害者の医療救護、避難者の健康診断 8 被爆・汚染・感染地域施設の応急除染 9 必要により、現地調整所の設置 10 国・県との調整
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	○ 警 察 <ul style="list-style-type: none"> ・ N B Cの検知 ・ 町との避難対象区域、警戒区域の協議 ・ 警戒区域とその周辺の警戒・交通規制を調整 ・ 避難誘導時の交通規制・住民避難の補助 ・ 応急除染活動 ○ 消 防 <ul style="list-style-type: none"> ・ 負傷者の救命救助・救急搬送 ・ N B Cの検知 ・ 町との避難対象区域、警戒区域の協議 ・ N B Cの応急除染活動 ○ 自衛隊 <ul style="list-style-type: none"> ・ N B Cの検知 ・ N B Cの応急除染活動 ○ 県・指定地方公共機関 <ul style="list-style-type: none"> ・ N B Cの検知機材・除染資器材の貸与 ・ 医療救護活動 ・ 警戒区域内の交通機関の運休又は迂回及び住民の輸送支援 ○ 町内事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難対象地域の事業者の営業停止
連絡調整先	—
3 事態等の特性で留意すべき事項	
事態の特性	1 突発的な発生による被爆・汚染・感染者の発生 2 被爆・汚染・感染の拡大
地域の特性	気象の影響（風下地域）

時期による特性	通勤・通学時間、休日など多数の利用者・来場者がいる場合			
4 避難者数（単位：人）				
地区名	〇〇1丁目	〇〇2丁目	〇〇区	合計
避難者数（計）	240	160	215	615
うち要配慮者数	8	7	6	21
うち外国人数	0	0	4	4
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	〇〇1丁目	〇〇2丁目	〇〇区	要配慮者
避難施設名	〇〇小学校	〇〇小学校	〇〇中学校	社会福祉施設
所在地	酒々井〇〇	尾上〇〇	尾上〇〇	上本佐倉
収容可能人数（人）	432	467	594	15
連絡先（電話等）	災害用携帯電話①	災害用携帯電話②	災害用携帯電話④	災害用携帯電話⑦
連絡担当者	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇
その他の留意事項等	教室調整	教室調整		輸送要領
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
所在地	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
連絡先（電話等）	MCA携帯局① 災害用携帯電話③	MCA携帯局③ 災害用携帯電話⑤	移動式MCA 災害用携帯電話③	移動式MCA 災害用携帯電話③
連絡担当者	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇
その他の留意事項等		駐車場なし		
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・ バス ・船舶・ 徒歩 ・ その他 （町庁用車）			
輸送手段の詳細	種類（車種等）	町バス、ふれあいタクシー、救急車		
	台数	町バス×1、スクールバス×1、 ふれあいタクシー×3、救急車×1 事業者車両×〇		
	輸送可能人数	1往復当たり、〇〇名		
	連絡先	〇〇課〇〇		
輸送力の配分の考え方	危険度の高い地域を優先			
その他輸送手段	要配慮者	町庁用車、事業者車両		
	その他（入院患者等）	救急車		
7 避難経路				
避難に使用する経路（号線）		町道〇-〇〇、町道〇-〇〇、町道〇-〇〇		
交通規制	実施者の確認	〇〇警察署、消防団		
	規制にあたる人数	〇〇名		

	規制場所	〇〇交差点、〇〇交差点、〇〇交差点			
警備体制	実施者の確認	〇〇警察署			
	規制にあたる人数	〇〇名			
	規制場所	〇〇、〇〇、〇〇、〇〇			
8 避難誘導方法					
8-1 避難（輸送）方法					
地 区		〇〇1丁目	〇〇2丁目	〇〇区	各地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	2組		2組	〇組
	輸送手段	徒歩		徒歩	事業者車両
	避難先	〇〇用地		〇〇公園	〇 〇
	集合時間	—		—	—
	その他（誘導責任者等）	〇〇課〇〇		〇〇課〇〇	〇〇課〇〇
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	2組		2組	〇組
	輸送手段	町バス、スクールバス、又は自家用車		スクールバス又は自家用車	事業者車両又は自家用車
	避難経路（号線）	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇
	避難先	〇〇小学校	〇〇中学校	〇〇中学校	社会福祉施設
	避難完了予定日時	—		—	—
	その他（誘導責任者等）	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇	〇〇課〇〇
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	2組	2組	2組	〇組
	要配慮者への支援事項	<ul style="list-style-type: none"> 同居者・支援者を含む避難 医療機器等個別の対応を行う。 			
	輸送手段	ふれあいタクシー×3、救急車×1			
	避難経路	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇	町道〇-〇〇
	避難先	〇〇小学校	〇〇中学校	〇〇中学校	社会福祉施設
	避難開始日時	—		—	—
	避難完了予定日時	—		—	—
8-2 職員の配置方法					
配置場所	分庁舎2階第2多目的室（対策本部）				
人 数	一時避難所（受付）5名、誘導7組14名、避難所3カ所18名、車両同乗者6名				
現地調整所	中央公民館（副町長、危機管理室等）				
8-3 残留者の確認方法					
確認者	〇〇課、消防団、警察				
時 期	各避難所への移動開始後				

場 所	警戒区域、商業施設
方 法	巡回、個別訪問（防護衣一式を装着）
措 置	残留者への退去勧告
終了予定日時	—
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	避難所に移動後
食事場所	各避難所
提供する食事の種類	当初、防災備蓄品
実施担当部署	〇〇課、避難所担当職員
8-5 追加情報の伝達方法	
防災行政無線、広報車（職員：災害用携帯電話）、SNS、ホームページ、報道	
9 避難時の留意事項（住民、滞在者）	
避難する場合の留意事項	
基本事項	
① 家族の所在・連絡先の確認、避難先の連絡	
② 住家の施錠、電源ブレーカー、ガスの元栓を閉じる。	
③ 防災備蓄品に準ずる物品、貴重品の携行、ペットの同行避難	
④ マスクの着用、家族の健康状態の把握	
⑤ 安否、健康状態、避難所以外に避難する場合の確実な役場への通報	
事態の特性	
避難時に被爆、汚染、感染の可能性あり。	
時期の特性	
通勤・通学者等不在者への避難先の連絡	
一時集合場所での対応	
・ 家族の所在等避難状況の通報	
・ 要配慮者等個別対応の要否	
・ 家族の体調不良者があった場合の通報	
10 職員の配置	
1 役割分担	
(1) 避難誘導時は、各部各班協働して配置を行う	
① 一時避難所（受付）	
② 誘導7組14名	
③ 避難所3カ所18名（避難所担当職員）	
④ 車両同乗者6名	
(2) 避難誘導後は、各部班の事務所掌により行う。	
2 職員の配置	
(1) 対策本部：本部長（町長）・副本部長（教育長）・本部員・事務局	
(2) 現地調整所：副本部長（副町長）、事務局1名、〇〇課	

3 誘導に際しての留意事項	
(1) 2次災害（避難時に事案発生）の防止のための警戒体制 (2) 消防団、消防、警察及び県等関係機関との連携 (3) 避難対象区域外の避難者の抑制 (4) 職員間の認識共有、交代体制	
4 服装	
防災服、ヘルメット、手袋、屋外行動者（防護衣・マスク・フェイスシールド） （武力攻撃事態認定時：国民保護腕章）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	① 防災行政無線及び広報車（避難対象区域） ② ホームページ・SNS ③ 一時避難場所での書面の配布
避難実施要領の伝達先	酒々井町全域
職員間の連絡手段	災害用携帯電話、MCA無線
12 緊急時の連絡先	
酒々井町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電 話： F A X：

⑨ 町域外避難（攻撃後、町域の一部に影響がある場合）

避難実施要領	
酒々井町長 月 日 時 分現在	
町域外避難	
予測される事態	
町域及び県（県北西部）にNBC兵器（化学剤・生物剤・放射性物質）の攻撃により、被害が発生した（拡大した）場合	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
県（県北西部）へのNBC兵器（放射性物質・化学剤の拡散、生物剤による感染拡大）等による攻撃により、被害が発生（被害の拡大）し、県は、〇〇県への住民避難。酒々井町は、〇〇県〇〇町への町域外避難	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	酒々井町（県北西部全域）
実行の主体	酒々井町
事案の概要と被害状況	1 武力攻撃事態認定 2 NBC兵器（放射性物質、化学剤の拡散、生物剤による感染拡大）の使用
今後の予測・影響と措置	事態の終息は不透明であり、避難の期間は長期化の可能性大
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___ m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	酒々井町全域
避難先と避難誘導の方針	〇〇県〇〇町 1 〇〇町の避難所への住民の避難 ・ 避難者の把握、移動区分の決定 ・ 避難先自治体との調整 ・ 避難の誘導・同行 ・ 避難先での受入れ ・ 避難者の検査・除染・健康診断 ・ 移動車両の除染 2 〇〇町公民館に行政機能の移転 3 避難後の行政機能の確立
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	1 県 ・ 避難経路の指示

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難のための交通手段の指示 ・ 検査所・除染所・健康診断の設置と要領 ・ 医療救護体制 <p>2 警察</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時の交通統制、警戒 ・ 町域の警備 ・ 住民避難の補助 <p>3 消防・消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の避難支援 ・ 住民の避難誘導 <p>4 公共交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の輸送 <p>5 道路管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路の誘導 						
連絡調整先	—						
3 事態等の特性で留意すべき事項							
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>1 避難準備・避難の実施の所要大</p> <p>2 町行政機能の移転</p> <p>3 避難間の安全確保 (検査・除染)</p> <p>4 混乱の防止</p>						
地域の特性	酒々井町全域						
4 避難者数 (単位:人)							
地区名	西部地域	南東部地域	北部地域	中心部①	中心部②	中心部③	合計
避難者数 (計)	4,998	1,312	3,176	5,579	3,190	2,295	約 21,000 (住民票のない者 500 見込)
うち要配慮者数	70	70	70	70	70	70	420 見込
うち外国人等の数	—	—	—	—	—	—	500 見込
5 避難施設							
5-1 避難施設							
避難先地域	①地区	①地区	③地区	④地区	④地区	②地区	
避難施設名	①小 ②小	①中	③小 ③公民館	体育館、 文化ホール	〇〇高校	②中	
所在地	—	—	—	—	—	—	
収容可能人数 (人)	3,000 2,500	2,000	2,500 600	2,500 3,000	3,400	2,500	
連絡先 (電話等)	—	—	—	—	—	—	
連絡担当者	—	—	—	—	—	—	

その他の留意事項等	<input type="checkbox"/> 要配慮者は、医療・社会福祉施設を調整 <input type="checkbox"/> 他自治体の避難地域への希望者と対応の可否確認					
5-2 検査所						
検査所名	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
所在地	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
連絡先（電話等）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
その他の留意事項等	<input type="checkbox"/> 県の統制を受ける。					
輸送手段	<input checked="" type="checkbox"/> 鉄道 ・ <input checked="" type="checkbox"/> バス ・ 船舶 ・ 徒歩 ・ その他（ <input checked="" type="checkbox"/> 自家用車）					
輸送手段の詳細	種類（車種等）	<input type="checkbox"/> 鉄道（在来線・臨時便） <input type="checkbox"/> 観光バス				
	台数	<input type="checkbox"/> 延べ132両（11両編成12便） <input type="checkbox"/> 延べ420台				
	輸送可能人数	<input type="checkbox"/> 鉄道1両160名（11両編成1, 760名） <input type="checkbox"/> 観光バス1台50名				
	連絡先	県輸送調整				
輸送力の配分の考え方	1 自家用車で移動可能な世帯を把握 2 原則、地区単位で移動 3 鉄道輸送を優先する。					
その他輸送手段	要配慮者	<input type="checkbox"/> 原則、バス移動				
	その他（入院患者等）	<input type="checkbox"/> 医療福祉機関車両、救急車				
7 避難経路						
避難に使用する経路		1 鉄道：〇〇線—〇〇線—〇〇線 2 道路：〇〇自動車道				
交通規制	実施者の確認	1 鉄道：発地駅は町職員、乗換駅は鉄道事業者、着地駅は〇〇県〇〇町職員 2 道路：警察、道路管理者				
	規制にあたる人数	1 町職員：10名 2 関係機関の計画による。				
	規制場所	1 鉄道：〇〇駅、〇〇駅、〇〇駅、〇〇駅、 2 道路：〇〇IC、〇〇IC				
警備体制	実施者の確認	1 鉄道：警察 2 道路：警察				
	規制にあたる人数	<input type="checkbox"/> 関係機関の計画による。				
	規制場所	<input type="checkbox"/> 鉄道：〇〇駅、〇〇駅、〇〇駅、〇〇駅、 <input type="checkbox"/> 道路：〇〇IC、〇〇IC				
8 避難誘導方法						
8-1 避難（輸送）方法						

地 区		西部地域	南東部地域	北部地域	中心部①	中心部②	中心部③
輸送区分	鉄 道	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯
	バ ス	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台
	自家用車	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台
出発地	誘導の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道：各駅改札で受付・誘導を行う。 ○ バス：各地区受付場所で誘導を行う。 ○ 自家用車：各地区受付場所で人員・車番を確認する。 					
	輸送手段	出発地までの移動は徒歩					
	避難先	○ 受付時に避難先の再確認を行う。					
	集合時間	○ 各便出発1時間前までに受付					
	その他(誘導責任者等)	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	<ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道：各便に町職員10名が同行する。 ○ バス：各便に町職員2名が同行する。 					
	輸送手段	〇〇駅到着後の移動は、〇〇県、〇〇町の支援を受ける。					
	避難経路	〇〇県の指定経路					
	避難先	①小 ②小	①中	③小 ③公民館	体育館 文化ホール	〇〇高校	②中
	避難完了予定日時	-	-	-	-	-	-
	その他(誘導責任者等)	町職員同行者から1名を指定					
要配慮者の避難方法	誘導の実施単位	各便に町職員2名が同行する。					
	要配慮者への支援事項	配慮事項に応じた避難先の調整					
	輸送手段	<ul style="list-style-type: none"> ① バス・自家用車 ② 鉄道（移動可能で支援者同行） ③ 医療・社会福祉施設車両、救急車 					
	避難経路	県、〇〇県の指定経路					
	避難先	医療・社会福祉施設、国（県）・〇〇県・〇〇町と調整					
	避難開始日時	-	-	-	-	-	-
	避難完了予定日時	-	-	-	-	-	-

8-2 職員の配置方法	
配置場所 人数	1 避難受付場所（6か所）：各職員10名・福祉担当3名 2 出発地（駅・町施設（8か所））：各職員10名・福祉担当3名 3 同行者：鉄道：10名（最大12便）、バス：2名（最大520便） 4 避難先（6か所）：各職員4名 5 町移転先：20名
現地調整所	1 中央公民館 2 ○○町公民館
8-3 残留者の確認方法	
確認者	町職員、警察、消防団
時期	各地区避難者出発日から2日間
場所	各地区避難地区
方法	地域の巡回及び受付をしていない住民の戸別訪問
措置	退去勧告
終了予定日時	—
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	1 避難間、住民準備（防災備蓄品を準備） 2 到着以降は、町備蓄品及び国・県に要請
提供する食事の種類	—
実施担当部署	○○課○○
8-5 追加情報の伝達方法	
防災行政無線、防災メール、SNS、各避難受付場所	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
1 原則立退き避難、残留した場合、救援・安全の確保は困難であること。	
2 各地区避難受付場所での避難登録（要配慮者の有無）	
3 自家用車の使用（避難時出発・到着の連絡、避難経路・通過点の遵守・検査所・除染所での検査・除染、避難時の渋滞・混乱防止）	
4 退去時、住家の施錠、電源ブレーカー、ガスの元栓を閉じる。	
5 地区単位、家族単位での移動	
6 マスクの着用、検査所・避難所での検査・健康診断	
事態の特性	
事態の進展により、被爆、汚染、感染のおそれがあること。	
一時集合場所での対応	
1 世帯単位で避難先の登録（自家用車：車番）	
2 要配慮者の有無の登録	

10 誘導に際しての留意事項（職員）	
<p>1 役割分担</p> <p>(1) 避難誘導時は、各部各班協同して配置を行う。</p> <p>ア 避難受付場所（6か所）</p> <p>イ 出発地（8か所）</p> <p>ウ 同行者：鉄道、バス</p> <p>エ 避難先（6か所）</p> <p>オ 町移転準備</p> <p>カ 避難確認</p> <p>(2) 移転先へ町の各業務システムの移設を行う。</p> <p>(3) 避難後は、原則各部班の事務所掌により行う。</p> <p>2 職員の配置</p> <p>(1) 対策本部：本部長（町長）・副本部長（教育長）・本部員・事務局</p> <p>(2) 現地調整所：副本部長（副町長）、事務局1名、〇〇課</p> <p>3 誘導に際しての留意事項</p> <p>(1) 国・県及び関係機関との連携</p> <p>(2) 職員間の認識共有、交代体制</p> <p>(3) 職員家族の帯同等の処置</p> <p>4 服装</p> <p>防災服、ヘルメット、防護衣、マスク、フェイスシールド、手袋 （武力攻撃（予測）事態認定時：国民保護腕章）</p>	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	<p>① 防災行政無線及び広報車（避難対象区域）</p> <p>② ホームページ・SNS</p> <p>③ 避難受付場所での書面の配布</p>
避難実施要領の伝達先	酒々井町全域
職員間の連絡手段	災害用携帯電話、MCA無線
12 緊急時の連絡先	
酒々井町 国民保護／緊急対処事態対策本部	<p>電 話：</p> <p>F A X：</p>

(4) 着上陸侵攻

ア 事案の特徴

- 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- 航空機により、侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。

○ 留意点

- ・ 要避難地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことを前提に対処する必要がある。また、敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、可能な限り武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことが重要である。また、様々な関係機関と綿密に調整した上で、大規模な住民避難を迅速に行うことができるよう想定する必要がある。
- ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させる必要がある。
- ・ 大規模な住民避難が行われることに伴う混乱発生の防止に努める。
- ・ 警察と連携し、住民の避難に伴い、避難経路の確保と秩序だった避難のため、適宜交通規制を行うものとする。
- ・ 可能な限り早期に広範な地域の住民を避難させる必要があることから、住民の避難のための輸送力の確保に努めるものとする。

イ 着上陸侵攻の町への影響

- 町域が侵攻目標になる可能性は低いですが、県内には、船舶による上陸点、空港が所在し、部隊の通行、展開の可能性はある。
- 着上陸侵攻に前後し、弾道ミサイルの攻撃、ゲリラ・特殊部隊による攻撃などにより、一時的「屋内避難」「町域内避難」の指示が考えられるが、それぞれ前項の避難実施要領を活用する。
本項では、着上陸侵攻の特性を考慮し、町域外避難のみを作成する。

⑩ 町域外避難（攻撃後、町域の全域に影響がある場合）

避 難 実 施 要 領	
酒々井町長 月 日 時 分現在	
町域外避難	
予測される事態	
町域及び県が着上陸侵攻により、町域外への避難の必要性がある場合	
1 都道府県からの避難の指示の内容	
武力攻撃（予測）事態着上陸侵攻により、県は、〇〇県への住民避難。 酒々井町は、〇〇県〇〇町への町域外避難	
2 事態の状況、関係機関の措置	
2-1 事態の状況	
発生時期	年 月 日 :
発生場所	酒々井町（県全域）
実行の主体	酒々井町
事案の概要と被害状況	武力攻撃（予測）事態が認定され 県（町全域）が戦闘地域（後方地域）となり、避難を する必要性がある。
今後の予測・影響と措置	事態の終息は不透明であり、避難の期間は長期化の 可能性大
気象の状況	天候：___ 気温___℃ 風向___ 風速___ m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	酒々井町全域
避難先と避難誘導の方針	〇〇県〇〇町 1 〇〇町の避難所への住民の避難 ・ 避難者の把握、移動区分の決定 ・ 避難先自治体との調整 ・ 避難の誘導・同行 ・ 避難先での受入れ ・ 移動車両の除染 2 〇〇町公民館に行政機能の移転 3 避難後の行政機能の確立
避難開始日時	年 月 日 :
避難完了予定日時	年 月 日 :
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	1 県 ・ 避難経路の指示 ・ 避難のための交通手段の指示 ・ 医療救護体制 2 警 察

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難時の交通統制、警戒 ・ 町域の警備 ・ 残留者の避難の補助 <p>3 消防・消防団</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要配慮者の避難支援 ・ 住民の避難誘導 <p>4 公共交通事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民の輸送 <p>5 道路管理者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難経路の誘導 						
連絡調整先	—						
3 事態等の特性で留意すべき事項							
事態の特性 (除染の必要性等)	<p>1 避難準備・避難の実施の所要大・長期化</p> <p>2 町行政機能の移転</p> <p>3 避難間の安全確保</p> <p>4 混乱の防止</p>						
地域の特性	酒々井町全域						
4 避難者数 (単位：人)							
地区名	西部地域	南東部地域	北部地域	中心部①	中心部②	中心部③	合計
避難者数 (計)	4,998	1,312	3,176	5,579	3,190	2,295	約 21,000 (住民票のない者 500 見込)
うち要配慮者数	70	70	70	70	70	70	420 見込
うち外国人等の数	—	—	—	—	—	—	500 見込
5 避難施設							
5-1 避難施設							
避難先地域	①地区	①地区	③地区	④地区	④地区	④地区	②地区
避難施設名	①小 ②小	①中	③小 ③公民館	体育館、 文化ホール	〇〇高校	〇〇高校	②中
所在地	—	—	—	—	—	—	—
収容可能人数 (人)	3,000 2,500	2,000	2,500 600	2,500 3,000	3,400	3,400	2,500
連絡先 (電話等)	—	—	—	—	—	—	—
連絡担当者	—	—	—	—	—	—	—
その他の留意事項等	<p>○ 要配慮者は、医療福祉施設を調整</p> <p>○ 他自治体の避難地域への希望者と対応の可否確認</p>						
5-2 検査所							
検査所名	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇

所在地	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
連絡先（電話等）	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
連絡担当者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
その他の留意事項等	〇 県の統制を受ける。					
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他（自家用車）					
輸送手段の詳細	種類（車種等）	〇 鉄道（在来線・臨時便） 〇 観光バス				
	台数	〇 延べ132両（11両編成12便） 〇 延べ420台				
	輸送可能人数	〇 鉄道1両160名（11両編成1, 760名） 〇 観光バス1台50名				
	連絡先	県輸送調整				
輸送力の配分の考え方	1 自家用車で移動可能な世帯を把握 2 原則、地区単位で移動 3 鉄道輸送を優先する。					
その他輸送手段	要配慮者	〇 原則、バス移動				
	その他（入院患者等）	〇 医療福祉機関車両、救急車				

7 避難経路

避難に使用する経路		1 鉄道：〇〇線—〇〇線—〇〇線 2 道路：〇〇自動車道
交通規制	実施者の確認	1 鉄道：発地駅は町職員、乗換駅は鉄道事業者、着地駅は〇〇県〇〇町職員 2 道路：警察、道路管理者
	規制にあたる人数	1 町職員：10名 2 関係機関の計画による。
	規制場所	1 鉄道：〇〇駅、〇〇駅、〇〇駅、〇〇駅、 2 道路：〇〇IC、〇〇IC
警備体制	実施者の確認	1 鉄道：警察 2 道路：警察
	規制にあたる人数	〇 関係機関の計画による。
	規制場所	〇 鉄道：〇〇駅、〇〇駅、〇〇駅、〇〇駅、 〇 道路：〇〇IC、〇〇IC

8 避難誘導方法

8-1 避難（輸送）方法

地区		西部地域	南東部地域	北部地域	中心部①	中心部②	中心部③
輸送区分	鉄道	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯	〇〇名 〇〇世帯
	バス	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台

		自家用車	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台	〇〇名 〇〇世帯 〇〇台
出発地	誘導の実施単位	<input type="radio"/> 鉄道：各駅改札で受付・誘導を行う。 <input type="radio"/> バス：各地区受付場所で誘導を行う。 <input type="radio"/> 自家用車：各地区受付場所で人員・車番を確認する。						
	輸送手段	出発地までの移動は徒歩						
	避難先	<input type="radio"/> 受付時に避難先の再確認を行う。						
	集合時間	<input type="radio"/> 各便出発1時間前までに受付						
	その他(誘導責任者等)	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課	〇〇課
避難施設への避難方法	誘導の実施単位	<input type="radio"/> 鉄道：各便に町職員10名が同行する。 <input type="radio"/> バス：各便に町職員2名が同行する。						
	輸送手段	〇〇駅到着後の移動は、〇〇県、〇〇町の支援を受ける。						
	避難経路	〇〇県の指定経路						
	避難先	①小 ②小	①中	③小 ③公民館	体育館 文化ホール	〇〇高校	②中	
	避難完了予定日時	-	-	-	-	-	-	-
	その他(誘導責任者等)	町職員同行者から1名を指定						
要配慮者等の避難方法	誘導の実施単位	各便に町職員2名が同行する。						
	要配慮者への支援事項	配慮事項に応じた避難先の調整						
	輸送手段	① バス・自家用車 ② 鉄道(支援者同行) ③ 医療福祉機関、救急車						
	避難経路	県、〇〇県の指定経路						
	避難先	医療福祉機関国(県)・〇〇県・〇〇町と調整						
	避難開始日時	-	-	-	-	-	-	-
	避難完了予定日時	-	-	-	-	-	-	-
8-2 職員の配置方法								
配置場所 人数	1 避難受付場所(6か所)：各職員10名・福祉担当3名 2 出発地(駅・町施設(8か所))：各職員10名・福祉担当3名 3 同行者：鉄道：10名(最大12便)、バス：2名(最大520便) 4 避難先(6か所)：各職員4名 5 町移転先：20名							
現地調整所	1 中央公民館 2 〇〇町公民館							

8-3 残留者の確認方法	
確認者	町職員、警察、消防団
時期	各地区避難者出発日から2日間
場所	各地区避難地区
方法	地域の巡回及び受付をしていない住民の戸別訪問
措置	退去勧告
終了予定日時	—
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法	
食事時期	1 避難間、住民準備（防災備蓄品を準備） 2 到着以降は、町備蓄品及び国・県に要請
提供する食事の種類	—
実施担当部署	〇〇課〇〇
8-5 追加情報の伝達方法	
防災行政無線、防災メール、SNS、各避難受付場所	
9 避難時の留意事項（主に住民）	
自宅から避難する場合の留意事項	
基本事項	
1	原則立退き避難、残留した場合、救援・安全の確保は困難であること。
2	各地区避難受付場所での避難登録（要配慮者の有無）
3	自家用車の使用（避難時出発・到着の連絡、避難経路・通過点の遵守・、避難時の渋滞・混乱防止）
4	退去時、住家の施錠、電源ブレーカー、ガスの元栓を閉じる。
5	地区単位、家族単位での移動
6	避難所での検査・健康診断
事態の特性	
事態の進展により、避難前・避難時に被害が発生する可能性あり。	
一時集合場所での対応	
1	世帯単位で避難先の登録（自家用車：車番）
2	要配慮者の有無の登録
10 誘導に際しての留意事項（職員）	
1 役割分担	
(1) 避難誘導時は、各部各班協同して配置を行う。	
ア	避難受付場所（6か所）
イ	出発地（8か所）
ウ	同行者：鉄道、バス
エ	避難先（6か所）
オ	町移転準備
カ	避難確認

(2) 移転先へ町の各業務システムの移設を行う。 (3) 避難後は、原則各部班の事務所掌により行う。	
2 職員の配置 (1) 対策本部：本部長（町長）・副本部長（教育長）・本部員・事務局 (2) 現地調整所：副本部長（副町長）、事務局1名、〇〇課	
3 誘導に際しての留意事項 (1) 国・県及び関係機関との連携 (2) 職員間の認識共有、交代体制 (3) 職員家族の帯同等の処置	
4 服装 防災服、ヘルメット（武力攻撃（予測）事態認定時：国民保護腕章）	
11 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	① 防災行政無線及び広報車 ② ホームページ・SNS ③ 避難受付場所での書面の配布
避難実施要領の伝達先	酒々井町全域
職員間の連絡手段	災害用携帯電話、MCA無線
12 緊急時の連絡先	
酒々井町 国民保護／緊急対処事態対策本部	電話： F A X：

(5) ⑪ 最小限様式

避難実施要領			
			酒々井町長 分現在
月 日 時			
1 警報の内容			
(事態の現状及び予測、住民等に周知すべき事項)			
2 避難の指示			
(要避難地域、避難先地域、関係機関が講ずべき措置の概要、避難の方法等)			
3 避難の方法に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 1 号)			
要避難地域			
要避難者数			
うち要配慮者数			
避難先地域			
一時集合場所及び集合方法			
集合時間			
避難経路			
避難手段			
避難開始日時			
4 避難の実施に関し必要な事項 (法第 61 条第 2 項第 3 号)			
避難施設	名称		
	所在地		
	連絡先		
避難に当たっての留意事項		(携行品・服装等・避難誘導中の食料等の支援)	
追加情報の伝達方法			
5 避難住民の誘導に関する事項 (法第 61 条第 2 項第 2 号)			
職員の配置場所・人数			
職員間の連絡方法			
要援護者の避難誘導方針			
残留者の確認方法			
6 緊急時の連絡先			
酒々井町 国民保護／緊急対処事態対策本部		電 話 : F A X :	

酒々井町国民保護計画

平成19年3月30日作成

令和4年5月20日変更

編集 酒々井町役場総務課危機管理室